

第三次
防府市地域福祉計画
防府市地域福祉活動計画

<令和3年度～令和7年度>

誰もが安心して
明るく楽しく暮らしていける
まちづくり

～見守り合い 助け合い みんなでつくろう いきいき防府～

令和3年3月

防 府 市
防府市社会福祉協議会

はじめに

今日の地域社会は、人口減少や少子高齢化、核家族化などの社会情勢の急速な変化により、地域での連帯感の希薄化や人々の価値観及びライフスタイルの変化などを背景に、育児、介護、障害、貧困などの課題を複合的に抱える世帯や、生活の悩みを相談できず地域で孤立してしまう世帯など、複雑化した地域福祉の課題が増加しています。

また、福祉ニーズも多様化しており、地域で課題を解決していくためには、地域力を高め、お互いに支え合い、共生していく社会を目指す「地域共生社会の実現」に向けた取組が求められています。

そのためには、市民の皆様に地域の福祉課題を「我が事」としてとらえ、福祉へ関心をもっていただき、住民や地域・関係機関・団体及び市社会福祉協議会等が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、地域福祉の課題を解決していくことが必要あります。

市では、令和6年の新庁舎建設に向けて、市社会福祉協議会を市庁舎内に移転するとともに、福祉分野の関係各課と市社会福祉協議会が一体となった福祉部門の総合窓口を設置するなど、市民の課題に寄り添い、丸ごと受け止めることができる相談支援体制の構築を図り、「誰もが 安心して 明るく 楽しく 暮らしていく まちづくり」を基本理念とした地域福祉を推進してまいります。

本計画は、今後5年間における市、市社会福祉協議会、住民や地域・関係機関・団体等が取り組むべき新たな指針をお示しするものですので、各地域の実情に合った具体的な取組の参考として活用していただき、地域共生社会の実現に向けて、皆様方のより一層の御理解と御協力をお願いいいたします。

終わりに、本計画の策定に当たり、多大なる御尽力をいただいた防府市地域福祉推進協議会の委員の皆様をはじめ、市民アンケート調査や地区座談会等で貴重な御意見をいただきました多くの皆様に心から感謝を申し上げます。

令和3年3月

防府市長 池田 豊

近年、社会福祉を取り巻く状況は、少子高齢化による一人暮らしの増加、家族のつながりの脆弱化、さらには社会構造の変化により、孤立死や自殺、ひきこもりなど、多くの問題が深刻化し、さらには、多発する災害への備えなど、地域生活課題は複雑で多様化しております。

このような中、世界で新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が拡大し、私たちの生活は大きく変わらざるを得ない状況となりました。社会・経済活動の停止により生活困窮者の増加や福祉サービスの利用ができなくなるなど様々な困難が生じておりますが、そのような状況下でも、地域福祉活動は様々な工夫と努力による支え合いによって継続していかなければなりません。防府市社会福祉協議会では、このまちに住んでよかった…防府の一人ひとりがそう実感できるよう、お互いが助け合える地域の実現に向けて、昭和61年から「福祉の輪づくり運動」を展開し、この取組は今年で36年を迎えます。

その実現に向けて、防府市とともに平成23年に第一次、平成28年に第二次「防府市地域福祉計画・防府市地域福祉活動計画」を策定し、市民が共通した問題意識のもと、「誰もが安心して明るく楽しく暮らしていけるまちづくり」を基本方針として、生活課題をはじめとする地域の福祉課題の解決に向け取り組んでまいりました。

この度策定した第三次計画では、第一次、第二次計画の基本方針の理念を継承しつつ、地域共生社会の実現に向けて、実施目標計画の成果と具体的な検証を行ったうえで、複雑で多様化する生活課題をアウトリーチし、対応するための生活支援活動を強化することで、『我が事・丸ごと』としての取り組みを促進します。

また、行政、社会福祉協議会・ボランティア団体や保健・医療・福祉分野の関係機関や団体さらに生活関連分野の企業の皆様といった多くの方々と、制度・分野ごとの「縦割り」という関係を超えて、地域の相談を包括的に受け止める場の確保及び他機関との協働により「ともに生きる豊かな地域」づくりを図ります。

防府市社会福祉協議会といたしましても、地域福祉を推進する中核的な団体として、「誰もが安心して明るく楽しく暮らしていけるまちづくり」を推進するという使命をしっかりとまいりたいと思いますので、今後とも関係各位の皆様方のより一層のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

終わりに、この計画策定にあたり貴重な御意見をいただきました市民の皆様、第二次計画の評価と第三次計画の策定にあたり御審議いただきました防府市地域福祉推進協議会の委員の皆様に心からお礼申し上げます。

令和3年3月

社会福祉法人 防府市社会福祉協議会
会長 柴田學樹

この度は、「第三次防府市地域福祉計画・防府市地域福祉活動計画」が市行政と市民の皆さん、そして市民の活動を支援する市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会の協力のもと策定されたことをうれしく思っています。

地域福祉とは、生活上多くの課題を抱えた方も含めて、地域社会において自立的な生活が可能となるような助け合いの仕組みをつくり、必要なサービスを総合的に提供することであり、そのための環境づくりを行うために、市内の諸機関が協力し、必要な諸制度を確立し、更には、市民が福祉活動を理解し、参加することなどの営みを行なうこととされています。

防府市においては、従来から自治会をはじめ地域の方々の協力を得て、見守り活動やふれあいきいきサロンなど草の根の福祉活動が行われてきました。

平成29年の社会福祉法の改正により、地域福祉計画は、高齢者、障害者、児童をはじめ、それぞれの福祉計画の上位計画と位置づけられ、地域福祉の推進が確認されました。また、令和2年の社会福祉法改正では、地域包括ケアシステムをより進展させ、高齢者、障害者、児童の属性を越えた包括的支援体制の整備について規定されました。これらの改正は、行政と市民が協力して、地域福祉を進めることの重要性を強調しています。

今日の私たちの周りでは、一人暮らしの生活上の困りごと、障害をお持ちの方の生活、失業で収入が著しく減少した方、不登校・引きこもりなど家庭内で葛藤を抱えた家族、移動手段を持たない市民の通院や買い物など、地域社会には、解決が難しい課題がたくさんあります。これらの課題は、行政施策により解決できることがあります、市民の協力のもとで少しでもよりよい生活が可能となることもあります。こうした営みを行政、市民が共に考えていく必要があります。

この地域福祉計画を策定するにあたり、市内4か所での地区座談会に参加する機会を得ました。そこでは、住民の生活上の困りごとに関して、介護予防・日常生活支援総合事業等市民活動の支援策により地域住民が協力して課題に取り組む新たな助け合いが徐々に開発されていることや市内の複数のこども食堂の協力のために、他市に先駆けて「幸せます防府市こども食堂ネットワーク協議会」が結成されるなど地域の住民相互の助け合いの輪（互助）が伸展していることが確認できました。

地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定を通じて培った市行政、市民、市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会が協力する関係を活かして、こうした課題に今後も取り組んで行かれることを期待してあいさつといたします。

令和3年3月

防府市地域福祉推進協議会

会長 草平武志

目 次

第1章 計画策定に当たって ······	P. 1
1 計画策定の趣旨	
2 計画の位置付け・性格	
3 計画の期間	
4 計画の策定体制	
5 地域福祉を推進する活動単位	
6 圏域と目指す地域福祉の設定	
第2章 地域福祉を取り巻く状況と課題 ······	P. 15
1 防府市の状況	
2 地域における課題	
第3章 計画の基本的な考え方 ······	P. 31
1 基本理念	
2 基本目標	
3 活動目標と実施目標	
第4章 地域福祉推進のための取組 ······	P. 37
基本目標Ⅰ 地域福祉を支えるひとづくり	
基本目標Ⅱ 地域福祉を推進するための環境づくり	
基本目標Ⅲ 誰もが安心して利用できる地域福祉のしくみづくり	
第5章 計画の推進と評価 ······	P. 101
1 計画の推進体制	
2 それぞれの役割	
3 財政上の措置	
4 計画の評価	
資料編 ······	P. 105
1 防府市地域福祉推進協議会設置要綱	
2 防府市地域福祉推進協議会委員名簿	
3 防府市地域福祉連絡会議設置要綱	
4 地域福祉に関する法律や制度の動向	
5 計画の策定経過	
6 用語解説	
7 市民アンケート調査及び地区座談会報告書【別冊】	

◎「*」が付されている用語は、P114～P119の「用語解説」を参照してください。

第1章

計画策定に当たって

1 計画策定の趣旨

少子高齢化や核家族化等の社会情勢の急速な変化による地域での連帯感の希薄化や相互扶助機能の低下、人々の価値観やライフスタイルの変化などを背景に、地域が抱える課題は複雑化・多様化しています。

こうした中、改めて「地域の支え合い」の重要性が認識され、地域の相互扶助機能のせい弱化、孤立世帯の増加、家庭内暴力や虐待、ひきこもり、自殺、悪質商法や特殊詐欺等実際に抱えている様々な問題に、自治体はもとより、地域の見守り活動を始めとした身近な支援の必要性がこれまで以上に高まっています。

平成23年6月の介護保険法改正により高齢者への施策として、^{*}地域包括ケアシステムの考え方方が打ち出され、介護保険制度の枠だけで完結するのではなく、たとえ重度の要介護状態になっても、誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしができるよう、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援が一体的に提供され、^{*}協働する地域福祉の強化が求められてきました。

また、平成28年6月に閣議決定された「^{*}ニッポン一億総活躍プラン」においては、子供、高齢者、障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現することとされました。

さらに、平成29年6月の社会福祉法改正においては、市町村に対して、支援を必要とする住民が抱える多様で複合的な地域生活課題について、世代や分野を超えて「我が事・丸ごと」の地域づくりを実現する「地域共生社会」の考え方方が打ち出されるとともに、地域福祉計画は福祉分野の「上位計画」として位置づけられました。

また、地域共生社会を実現するうえで、認知症、知的障害、その他の精神上の障害があることにより財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを社会全体で支え合うことは、高齢社会における喫緊の課題であり、平成29年3月の「成年後見制度利用促進基本計画」の閣議決定において、成年後見の利用の促進及び利用に関する整備への取組がより一層求められています。

本市では、昭和58年3月に行った“福祉都市宣言”の下、福祉への多種多様化するニーズに対する適切な対応と誰もが思いやりと助け合いの中で住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉社会を目指すための新たな互助システムの構築に向けて、市、^{*}市社会福祉協議会、地域と主役である住民が取り組むための指針として、平成23年3月に本計画の第一次計画、平成28年3月には第二次計画を策定しました。

本計画は、これまでの計画における理念や課題への対応を継続しつつ、刻々と変化する社会の状況とそれに対応する新しい福祉施策を踏まえ、今後5年間における市、市社会福祉協議会、住民や地域・関係機関・団体等が取り組む新たな指針となるべく策定したものです。

(参考) 福祉都市宣言(昭和58年3月22日)

地方自治の本旨は住民の社会福祉の向上にあることは、言をまたないところである。

本市は地理的条件に恵まれ、県の中核都市として産業・経済及び文化等に飛躍的な発展を遂げている。

しかし反面、生活水準向上のかけに発生している各種の障害、高令化は年々増加の傾向にある現状も決してゆるがせにはできない。

「心のかようきめ細い福祉」を求める市民の願いを全市民の協力のもとに福祉への多種多様化する需要に対し、時代に即応した福祉施策を強力に推進していかなければならない。

市民はすべてが健康で、文化的な生活を営めるよう市民一人一人があたたかい思いやりのある福祉の心を育て、明るい活力のある福祉都市の建設を決意し、ここに防府市を「福祉都市」とすることを宣言する。

(注意) 昭和58年当時の原文のまま掲載していますので、漢字の使い方など現代の表現とは異なる場合があります。

2 計画の位置付け・性格

本計画における「地域福祉計画」は、地域福祉の推進を基本理念の一つに掲げた社会福祉法第107条に規定されている「市町村地域福祉計画」として位置付けられ、また、本市における行政運営の最上位計画である「防府市総合計画」を踏まえた地域福祉の充実の指針となる個別計画に位置付けられます。

加えて、これまで地域福祉を総合的に推進するための計画として、福祉分野における上位計画としての性格を有しておりましたが、平成29年の社会福祉法の改正により、地域福祉計画の充実の中で、法的にも上位計画として位置付けられたことから、本市の福祉分野における総括的な上位計画と位置付けています。

なお、具体的な取組は、それぞれの個別計画において施策を展開していくこととしています。

また、「地域福祉活動計画」は、社会福祉法第109条において「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として位置付けられている社会福祉協議会が中心となって策定する住民の福祉に関する活動計画となります。

市が策定する「地域福祉計画」と市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」を目指すところは地域福祉の推進という共通の目的を持っており、互いに補完・補強し合う関係が望まれることから、内容の共有等、一体となって地域福祉を推進する必要があると考え、市民アンケートや地区座談会及び防府市地域福祉推進協議会等を協働で実施しました。こうして、「地域福祉計画」においては基本的な取組の方向性を、「地域福祉活動計画」においては、市、市社会福祉協議会、住民や地域・関係機関・団体それぞれの役割を示すことにより、一体的な計画として本計画をまとめました。

* さらに、平成28年4月の「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づき、市町村が定める基本的な計画（成年後見制度利用促進基本計画）を包含する計画とします。

本計画は、地域を挙げて地域福祉の推進に取り組むことにより、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉社会を目指すものであります。今後は、本計画をそれぞれの地域で十分に理解、認識していただき、それぞれの実情に合った具体的な取組等を協議、検討いただき、実りある地域福祉の推進を図っていただくことを期待するものです。

(参考) 社会福祉法第107条(市町村地域福祉計画)

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - (5) 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

本計画は、2015年9月の国連サミットで採択された SDGs (Sustainable Development Goals 持続可能な開発目標の略称で、2016年から2030年までの15年間で達成を目指す17の目標)の精神を踏まえ、持続可能なまちづくりを推進します。SDGs には17のゴールがあり、地域福祉計画で主に取り組むゴールは次のゴールとなります。

1 貧困をなくそう

あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。

3 すべての人に健康と福祉を

あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。

16 平和と公正をすべての人に

持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。

17 パートナーシップで目標を達成しよう

持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

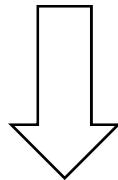
SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



総合計画や他の個別計画等との関係

山 口 県 地 域 福 祉 支 援 計 画

第5次防府市総合計画



防府市地域福祉計画・防府市地域福祉活動計画

(成年後見制度利用促進基本計画を含む)

支 援



高齢者

障害者

子ども

その他の計画

防府市高齢者保健福祉計画
(介護保険事業計画・老人福祉計画)

防府市障害児福祉計画
防府市障害者福祉長期計画

防府市子ども・子育て支援事業計画

・防府市再犯防止推進計画(予定)
・防府市男女共同参画推進計画
・防府市健増進計画

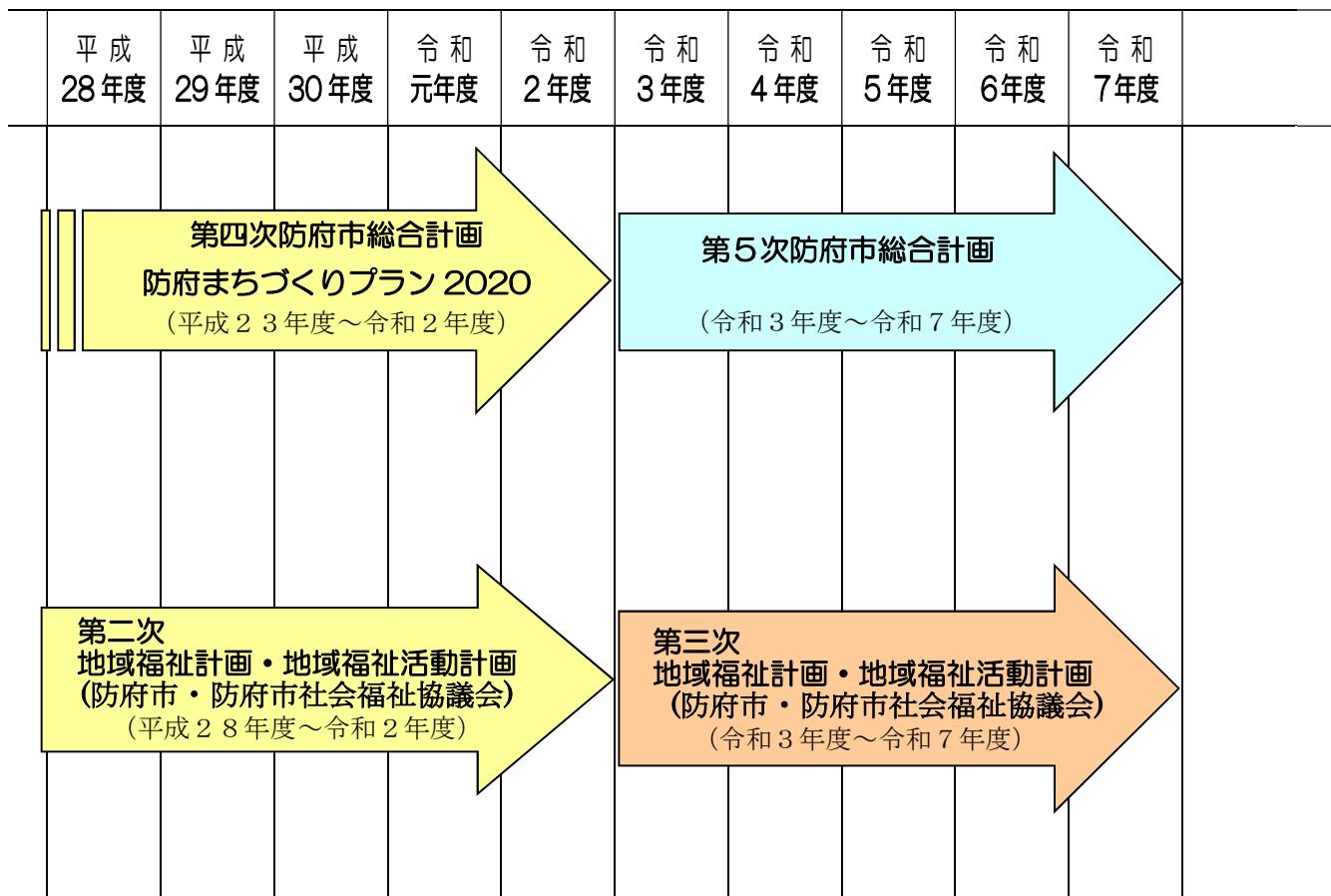
など

3 計画の期間

本計画の期間は、本市の総合計画や福祉関連計画等の計画期間も考慮し、令和3年度から令和7年度までの5か年計画とします。

なお、計画策定後は、必要に応じて見直しをしていきます。

計画の期間



[参考] 福祉分野の他の個別計画

- | | |
|---|--------------|
| ○ 第9次防府市高齢者保健福祉計画
(第8期介護保険事業計画・老人福祉計画) | 令和3年度～令和5年度 |
| ○ 第5次防府市障害者福祉長期計画 | 令和3年度～令和8年度 |
| ○ 第6期防府市障害福祉計画 | 令和3年度～令和5年度 |
| ○ 第2期防府市障害児福祉計画 | 令和3年度～令和5年度 |
| ○ 第2期防府市子ども・子育て支援事業計画 | 令和2年度～令和6年度 |
| ○ 第5次防府市男女共同参画推進計画 | 平成30年度～令和4年度 |
| ○ 第2次防府市健康増進計画 | 平成28年度～令和7年度 |
| ○ 防府市自殺対策計画 | 令和2年度～令和8年度 |
| ○ 防府市再犯防止推進計画（予定） | 令和3年度～令和7年度 |

4 計画の策定体制

地域福祉計画と地域福祉活動計画は、公私協働による計画策定が重要であるため、市と地域福祉の推進役である市社会福祉協議会とが連携して策定作業を進めました。

(1) 防府市地域福祉推進協議会

地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的な策定を行い、地域福祉に関わる様々な分野からの意見を反映するため、計画全般にわたり協議しました。

計画策定後は、市における地域福祉施策の総合的かつ計画的な推進について、広く市民の意見を反映させるため、計画の進行管理・見直しを行います。

(2) 市民アンケート

地域福祉に関する市民の意識と実態を把握し、地域福祉計画を策定する上での基礎資料とする目的として、令和元年9月に「地域福祉に関する意識調査」を実施しました。

(参考) 市民アンケート「地域福祉に関する意識調査」の実施結果

調査対象 : 18歳以上の防府市民2,000人

抽出方法 : 無作為抽出法

調査方法 : 郵送によるアンケートの配布・回収

回答者 : 872人(回答率43.6%)

(3) 地区座談会

地域住民が自ら考え、様々な意見をまとめて地域の課題を明確にしていく目的とした地区座談会を、市内4か所において開催しました。

地区座談会には、自治会や地区社会福祉協議会を始め地域で活動されている様々な団体の関係者や住民が参加され、自分たちの地域の生活の困り事(生活課題)とそれに対する解決方法について熱心に討論が行われ、^{*}KJ法により意見の集約を図りました。

(参考) 地区座談会の開催状況

牟礼地区 : 令和元年 6月22日(土) 開催 参加人数 132名

勝間地区 : 令和元年 8月29日(木) 開催 参加人数 43名

向島地区 : 令和元年11月22日(金) 開催 参加人数 49名

西浦地区 : 令和2年 1月16日(木) 開催 参加人数 49名

(4) ^{*}パブリックコメント

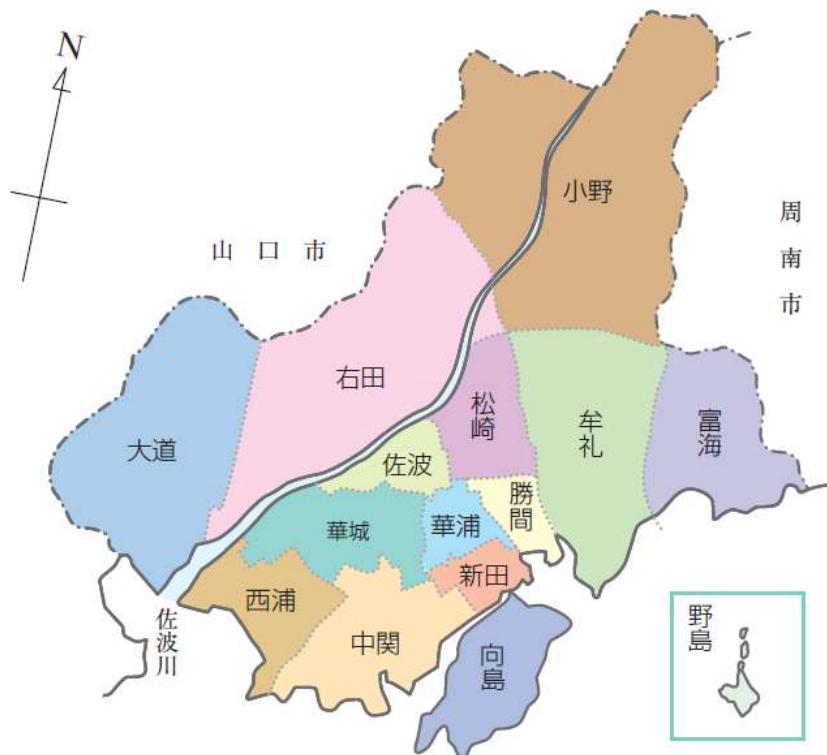
令和2年12月25日から令和3年1月25日までの間、市役所1号館1階閲覧コーナーや各出張所、各公民館、地域協働支援センター（ルルサス防府2階）、生涯学習課（市文化福祉会館内）、市ホームページで本計画の素案を公開し、広く市民等に意見の提出を求めるパブリックコメントを実施しました。



5 地域福祉を推進する活動単位

地域福祉計画については、市の行政計画との位置付けがあり、関係する他の個別計画との整合性の観点から市内全域を地域福祉推進の対象範囲としています。しかし、課題については少子高齢化といった市内全域にわたる共通課題がある一方で、山間部や中心市街地等住む地域によって抱える課題は多種多様であると考えられます。

誰もができるだけ身近な地域でその地域に合った適切なサービスの提供や施策の展開が求められていることから、地域福祉計画・地域福祉活動計画の推進に当たっては、住民参加によるこれまでの地域活動の実績も鑑み、第二次計画に引き続き 15 の地区社会福祉協議会を活動単位として捉えこととします。



6

圏域と目指す地域福祉の設定

地域福祉において、関係する住民や関係機関等の活動や対応において、様々な範囲が想定されます。

本計画では、関係機関等の活動や対応における圏域を想定し、相互に連携を取りながら施策の展開を図っていくものとします。

圏域のイメージ

市全域

○市

地域包括支援センター

障害者(児)の相談支援事業所

保健センター、子育て世代包括支援センター(子育て応援室まんまるほうふ)

子ども家庭総合支援拠点(こども相談室)

○市社会福祉協議会

生活困窮者自立支援センター

成年後見センター

住民団体の活動圏域

○自治会連合会(16地域)

○地区民生委員児童委員協議会

○地区社会福祉協議会

○公民館

○学校(PTA)

共助活動圏域

○自治会

○自主防災組織

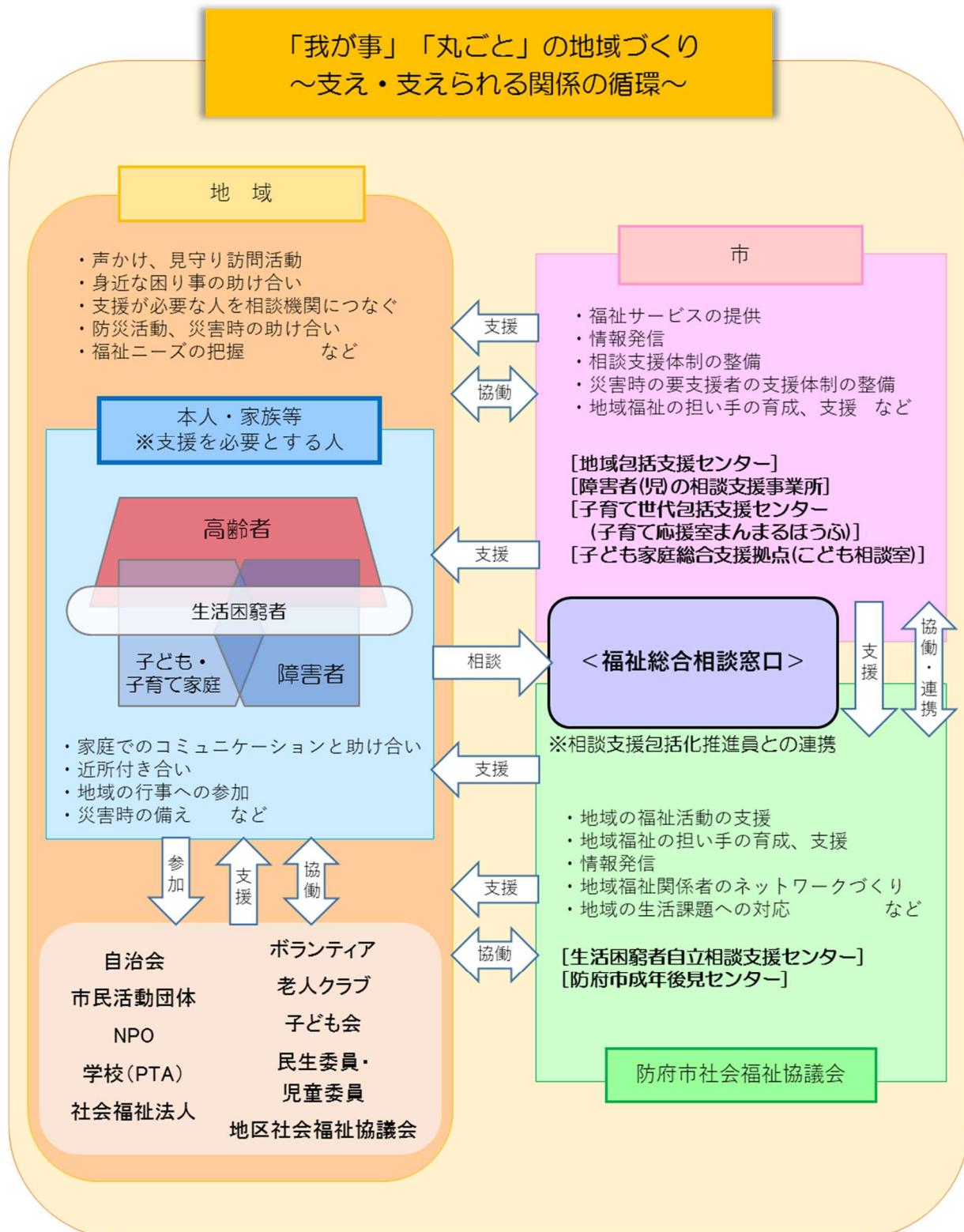
○民生委員・児童委員

○福祉員

○友愛訪問グループ員

隣近所

＜ 目指す地域福祉のイメージ ＞



memo



第2章

地域福祉を取り巻く 状況と課題

1 防府市の状況

(1) 人口の状況

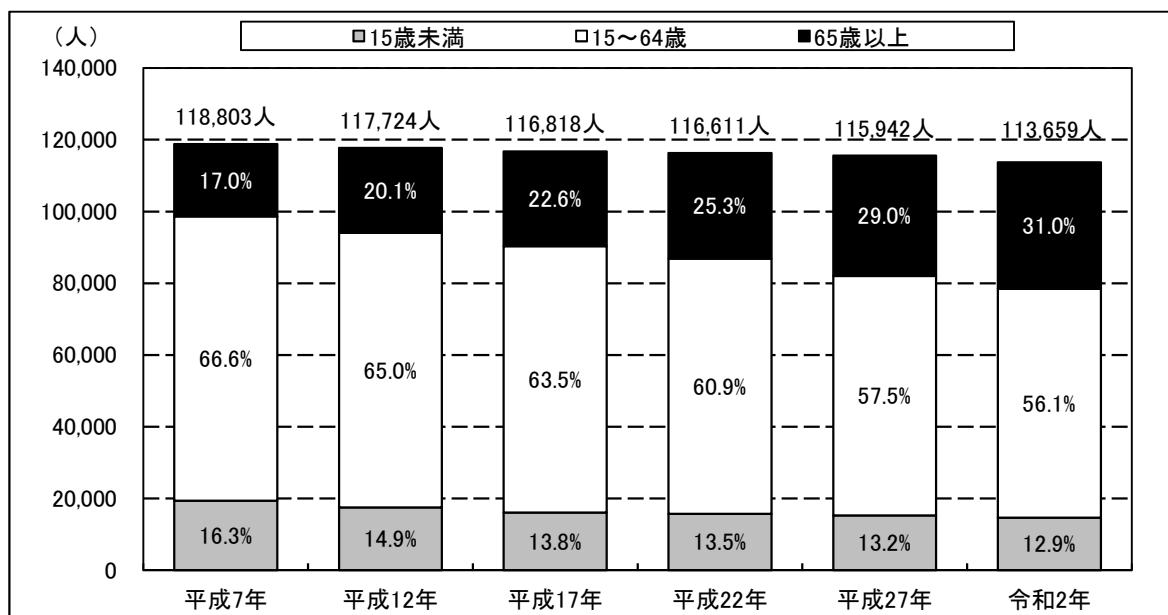
1 人口の推移

本市の総人口は、平成7年以降微減からほぼ横ばいで推移しており、一定の人口規模を保っています。

年齢別にみると、15歳未満の年少人口や15~64歳の生産年齢人口の割合は、減少しています。一方、65歳以上の老人人口は年々増加しており、平成7年には老人人口の割合が年少人口の割合を上回り、令和2年では総人口の約3割を老人人口が占めています。今後も、少子高齢化が進行すると予想されます。

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総人口	118,803人	117,724人	116,818人	116,611人	115,942人	113,659人

年少人口 (0~14歳)	19,408人 (16.3%)	17,545人 (14.9%)	16,144人 (13.8%)	15,771人 (13.5%)	15,331人 (13.2%)	14,678人 (12.9%)
生産年齢人口 (15~64歳)	79,178人 (66.6%)	76,568人 (65.0%)	74,202人 (63.5%)	71,042人 (60.9%)	66,700人 (57.5%)	63,741人 (56.1%)
老人人口 (65歳以上)	20,217人 (17.0%)	23,610人 (20.1%)	26,387人 (22.6%)	29,506人 (25.3%)	33,582人 (29.0%)	35,240人 (31.0%)



資料：平成7年～平成27年…国勢調査

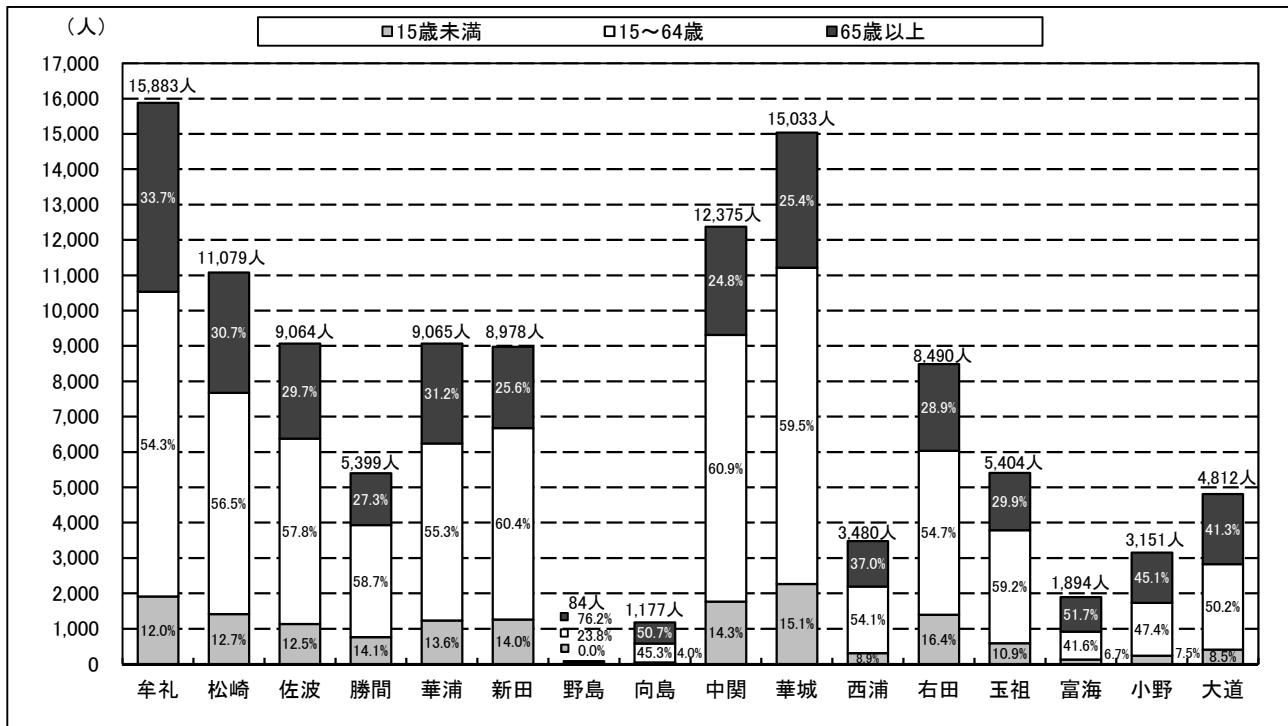
令和2年…防府市人口ビジョン

※国勢調査の総人口には年齢不詳人口を含む。

2 地区別の人口の状況

地区別の人口をみると、牟礼、華城、中関の順に多く、野島、向島、富海の順に少ない状況です。

年齢別にみると、15歳未満の年少人口の割合は右田が最も高くなっています。しかし、全ての地区において、65歳以上の老人人口の割合が年少人口の割合を上回っており、特に野島、向島、富海、小野、大道では、老人人口が4割以上を占め、高齢化が進行しています。



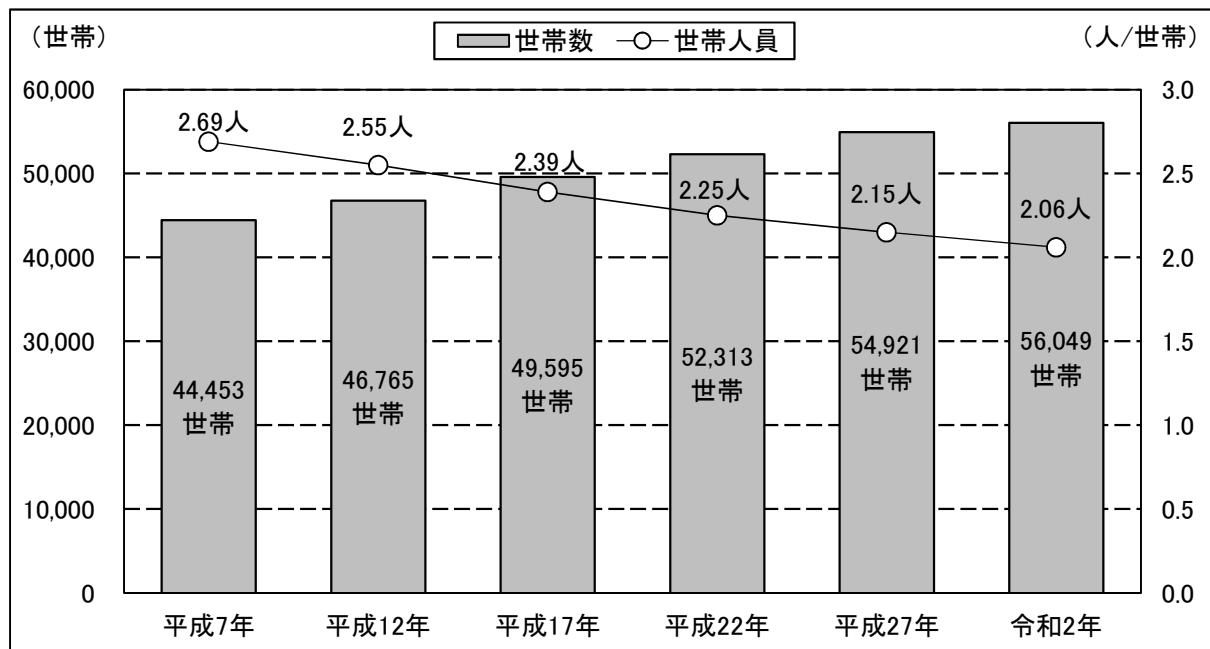
資料：住民基本台帳（令和2年4月1日現在）



(2) 世帯の状況

1 世帯数・世帯人員の推移

総人口は微減からほぼ横ばいである一方で、総世帯数は年々増加しています。
また、一世帯当たりの人員は年々減少しており、ひとり暮らし世帯の増加や核家族化が進行していると考えられます。

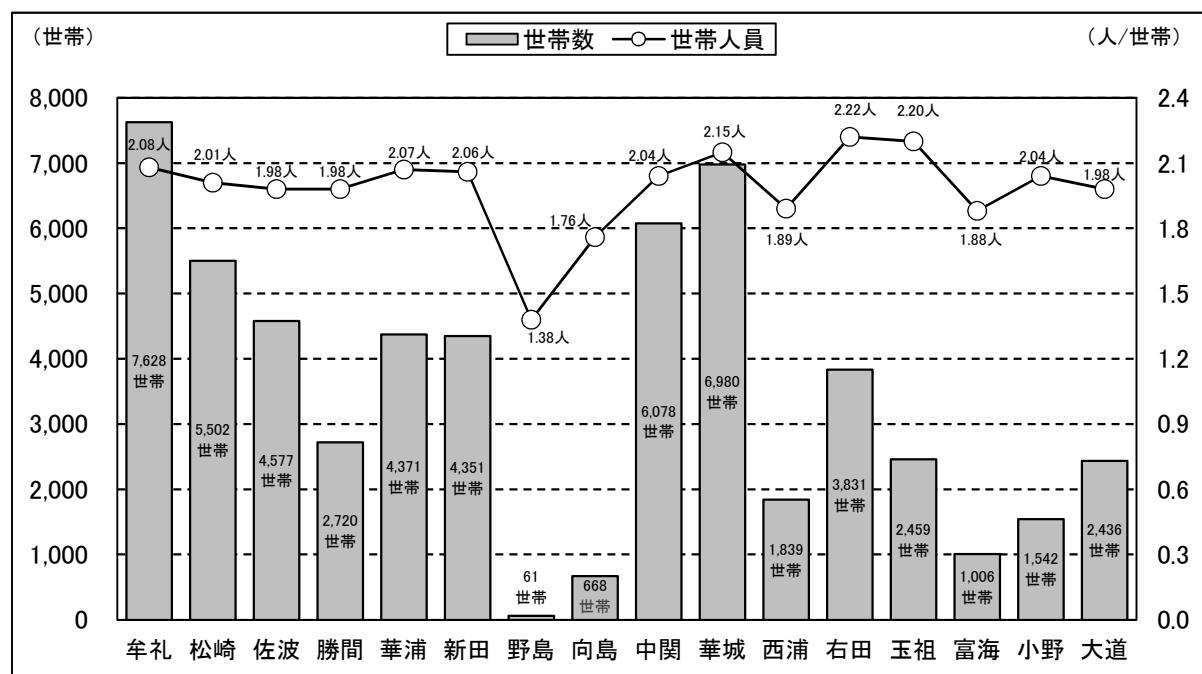


資料：平成7年～令和2年…市民課事務概要

※世帯人員＝総人口÷総世帯数

2 地区別の世帯数・世帯人員の状況

地区別の世帯数をみると、ほぼ人口規模に比例しています。
また、一世帯当たりの人員をみると、右田が最も多く、次いで玉祖となっています。佐波、勝間、野島、向島、西浦、富海、大道については、一世帯当たりの人員が2人を下回っており、ひとり暮らし世帯が多いと言えます。



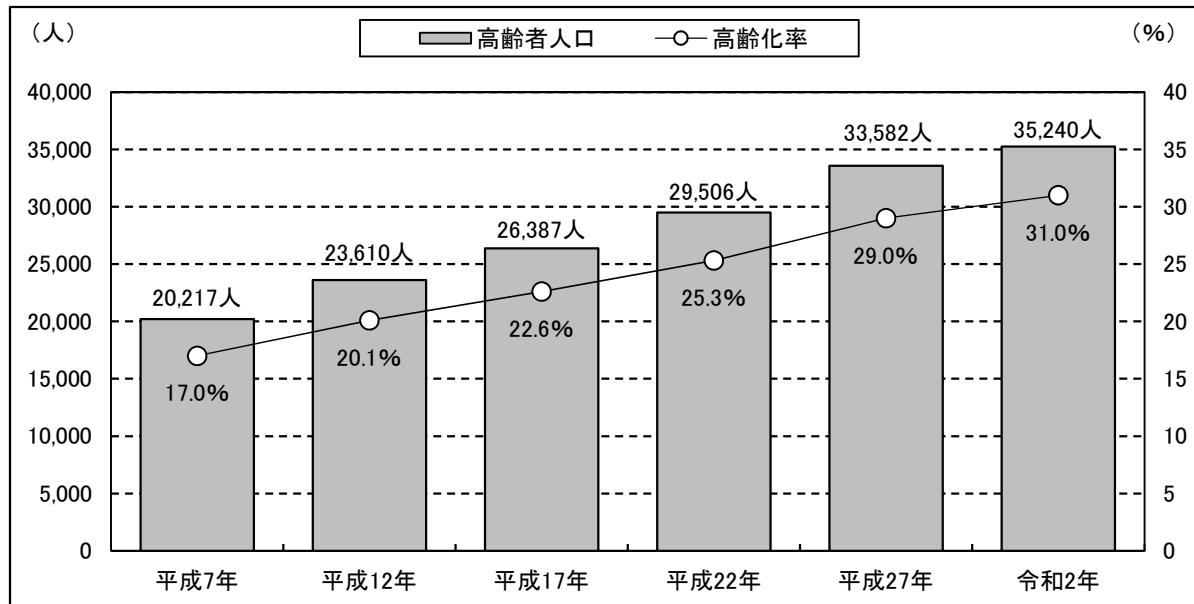
資料：住民基本台帳（令和2年4月1日現在）

(3) 高齢者の状況

1 高齢化率の推移

高齢者人口（65歳以上）の増加に伴い、高齢化率（総人口に占める高齢者人口の割合）も高くなっています。一般に高齢化率が14%を超えると「高齢社会」と呼ばれます。本市では平成2年に14%を超え、令和2年には31.0%という高い高齢化率を示し、高齢化が進んでいますと言えます。

なお、総務省統計局の推計（令和元年10月1日現在）によると、高齢化率は全国的にも28.4%となり、本格的な高齢社会を迎えており、中でも山口県は34.3%で全国3位という高い高齢化率となっています。

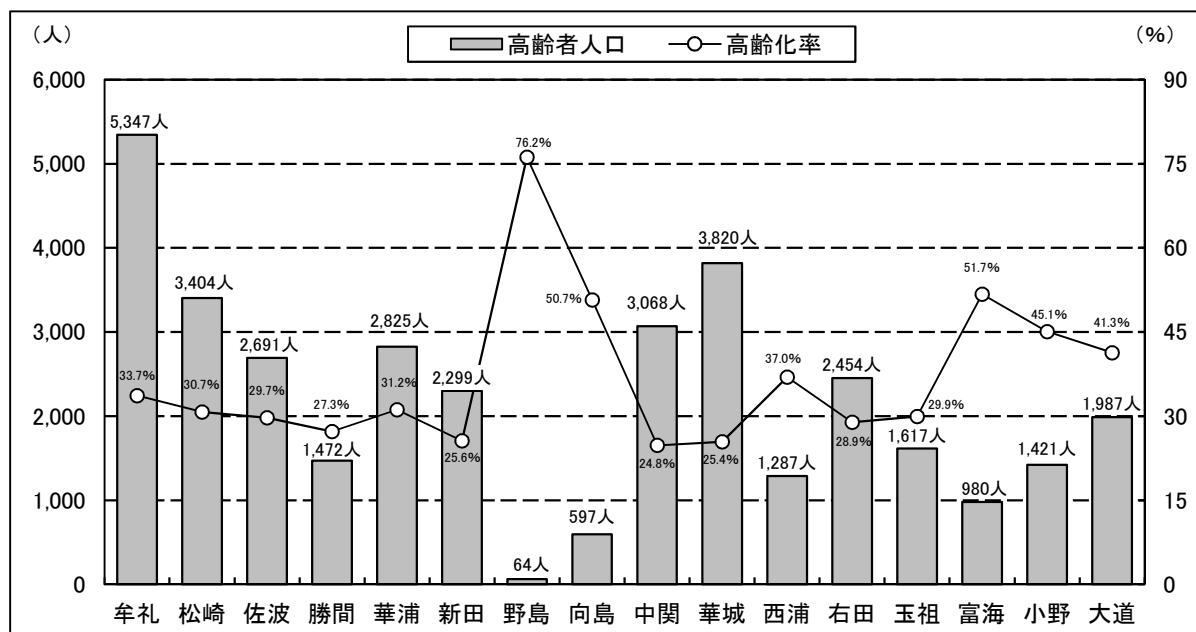


資料：平成2年～平成27年…国勢調査、令和2年…防府市人口ビジョン

※高齢化率＝高齢者人口÷総人口（国勢調査の総人口には年齢不詳人口を含む。）

2 地区別の高齢化率の状況

地区別の高齢化率をみると、野島、富海、向島の順に高く、人口の少ない地区において高齢化が進行していると言えます。



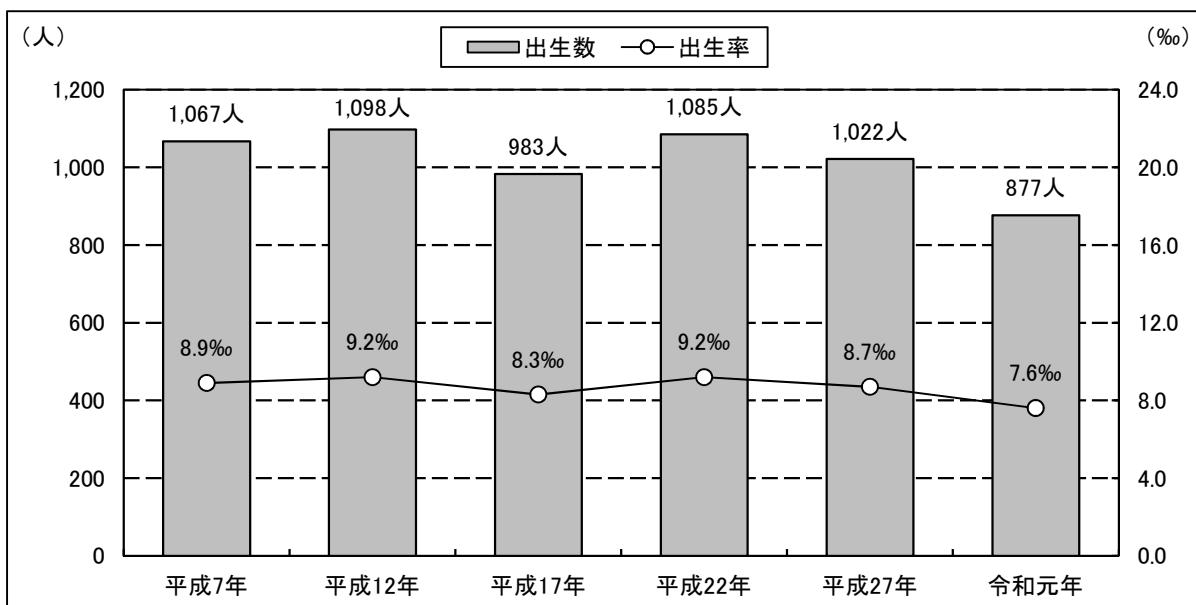
資料：住民基本台帳（令和2年4月1日現在）

(4) 子どもの状況

1 出生の状況

出生数は、平成7年以降増減を繰り返し、平成22年には1,085人となったものの、平成27年は1,022人、令和元年は877人と減少しており、人口千人当たりの出生数の割合である出生率は7.6%という状況になっています。

また、一人の女性が生涯に産む子どもの平均数である合計特殊出生率は、全国的に低下を続けていましたが、平成17年を境に若干増加し、令和元年では本市で1.57、山口県で1.56となっています。しかし、現在の人口を維持するために必要とされる2.07を大きく下回っており、全国的に少子化が進行していると言えます。



資料：平成7年～令和元年…住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（総務省）

※出生率（千人当たり）＝出生数／人口×1,000（単位：%）

合計特殊出生率

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和元年
防府市	1.44	1.49	1.42	1.64	1.70	1.57
山口県	1.50	1.47	1.38	1.56	1.60	1.56
全国	1.42	1.36	1.26	1.39	1.45	1.36

資料：防府市…人口動態調査、国勢調査、市町年齢別推計人口（山口県）から算出

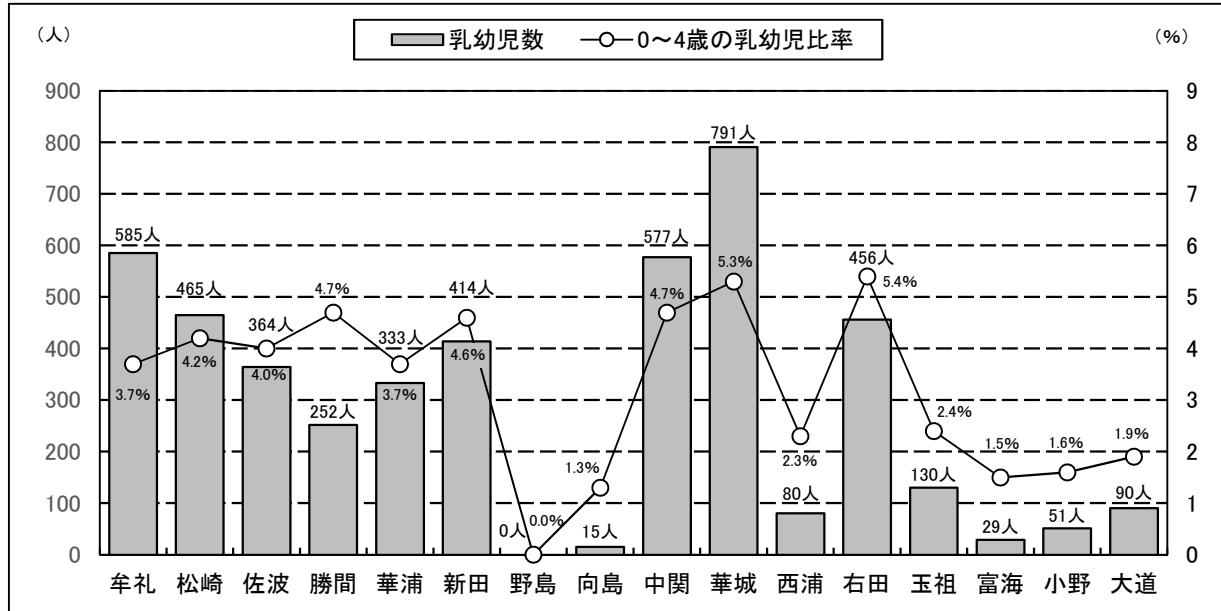
山口県・全国…人口動態調査

※合計特殊出生率：全国…母親の年齢15～49歳の各年齢における出生率の合計

山口県…母親の年齢15～49歳の5歳ごとの区分における出生率の5倍の合計

2 地区別の0～4歳の乳幼児の状況

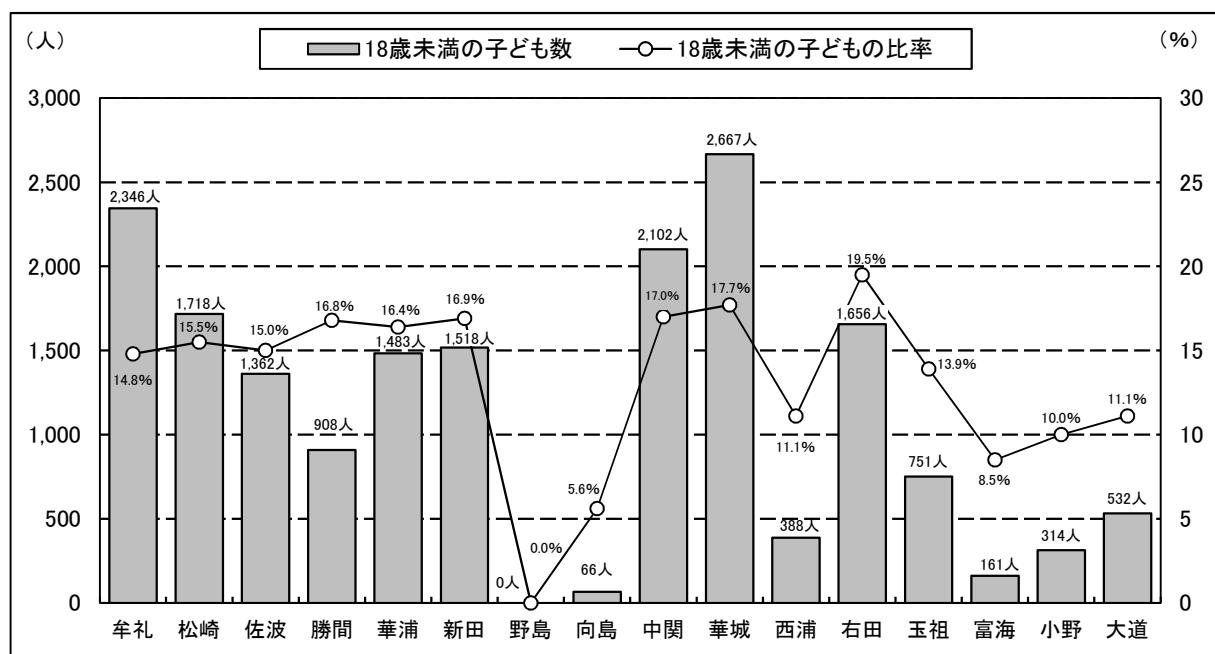
地区別の0～4歳の乳幼児比率をみると、本市全体では4.0%ですが、野島、向島、西浦、玉祖、富海、小野、大道においては3%を下回り低くなっています。一方、華城、右田は5%を超えており、乳幼児が多いことが分かります。



資料：住民基本台帳（令和2年4月1日現在）

3 地区別の18歳未満の子どもの状況

地区別の18歳未満の子どもの比率をみると、0～4歳の乳幼児比率と同様に、野島、向島、富海、小野の順に低く、右田、華城、中関、新田の順に高い状況です。



資料：住民基本台帳（令和2年4月1日現在）

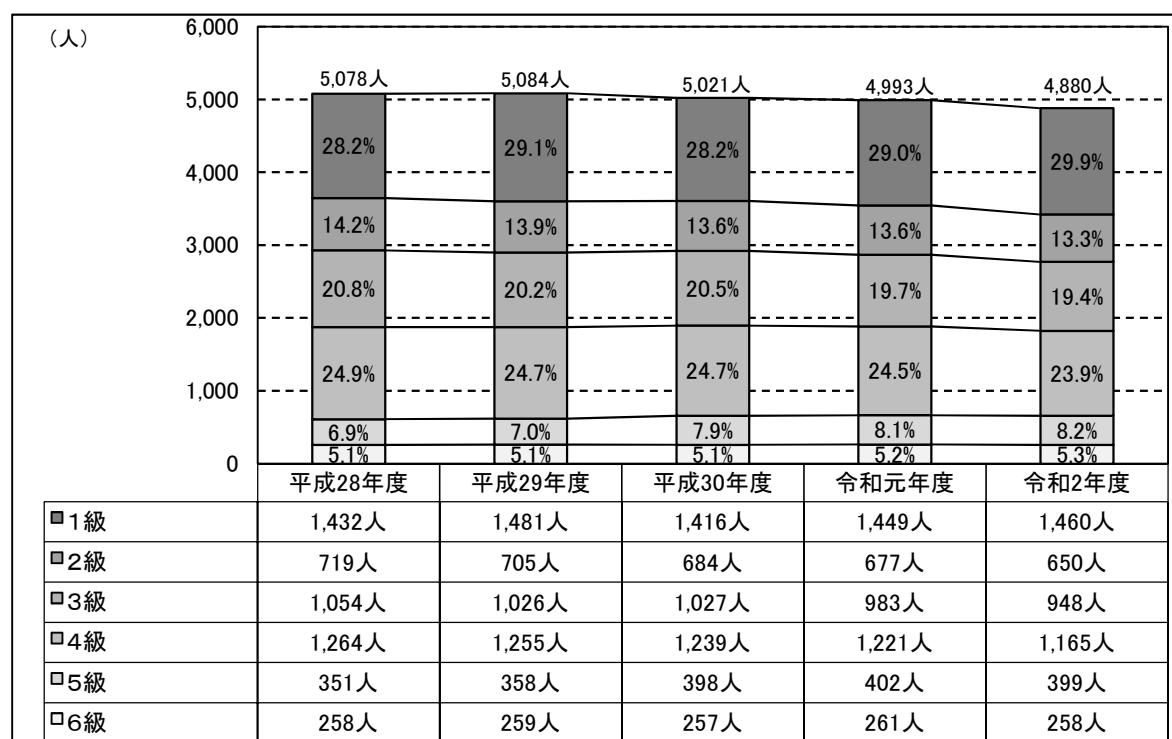
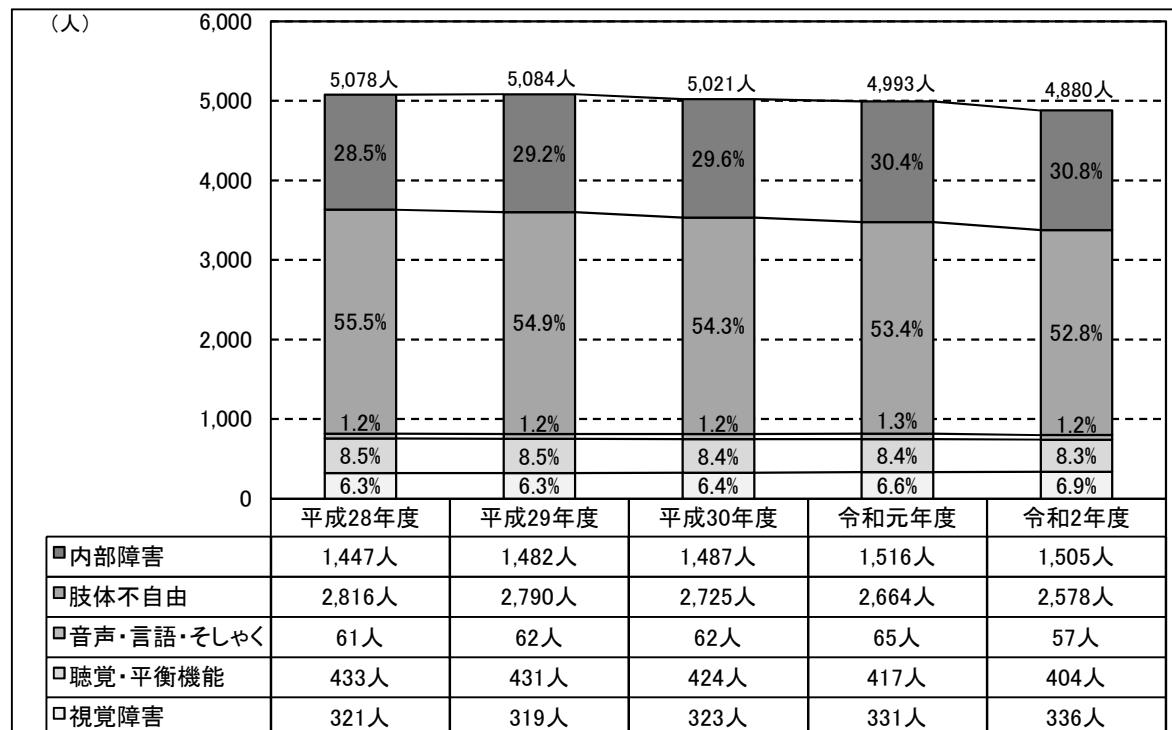
(5) 障害がある人の状況

1 身体障害者手帳の所持者の状況

平成28年度から令和2年度までの身体障害者手帳所持者数の推移をみると、緩やかに減少していることが分かります。

障害の種類別にみると、肢体不自由が最も多く、全体に占める割合は令和2年度において52.8%と過半数を超えており、次いで、内部障害が30.8%を占めています。

また、障害の等級別にみると、1級が最も多く、2級を合わせた重度の障害者は令和2年度において全体の43.2%を占めています。

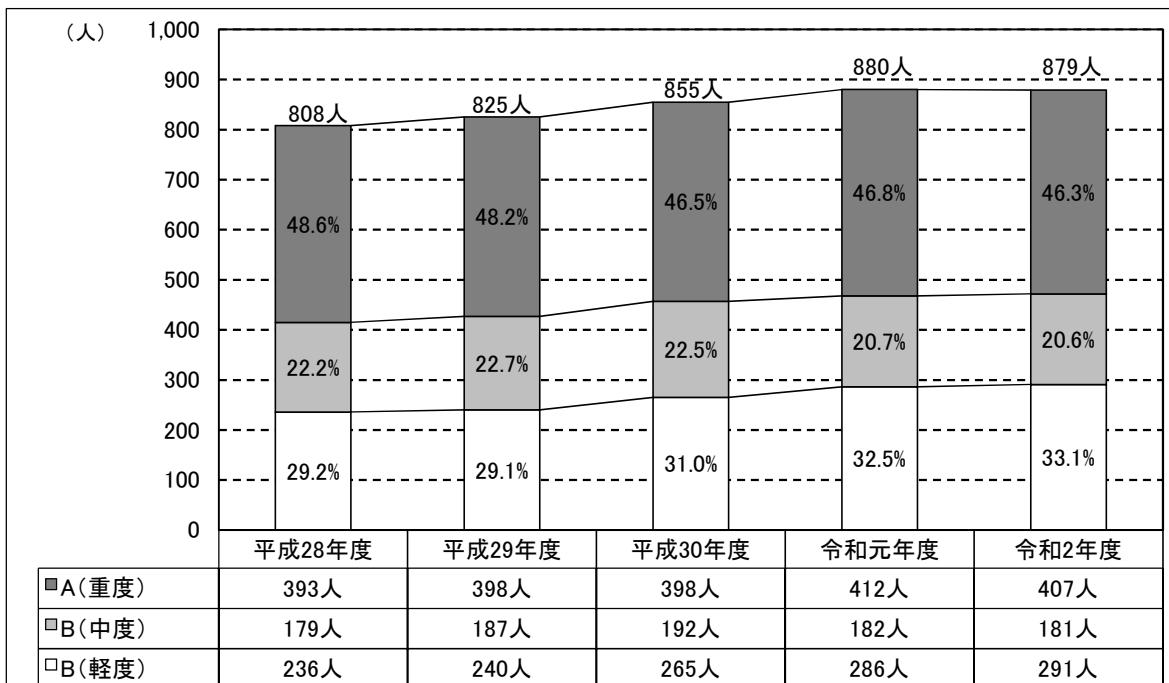


資料：障害福祉課資料（各年4月1日現在）

2 療育手帳の所持者の状況

平成28年度から令和2年度までの療育手帳（知的障害者に交付）所持者数の推移をみると、身体障害者数と異なり緩やかに増加していることが分かります。

また、障害の程度別にみると、令和2年度においてA（重度）が全体の46.3%を占めています。

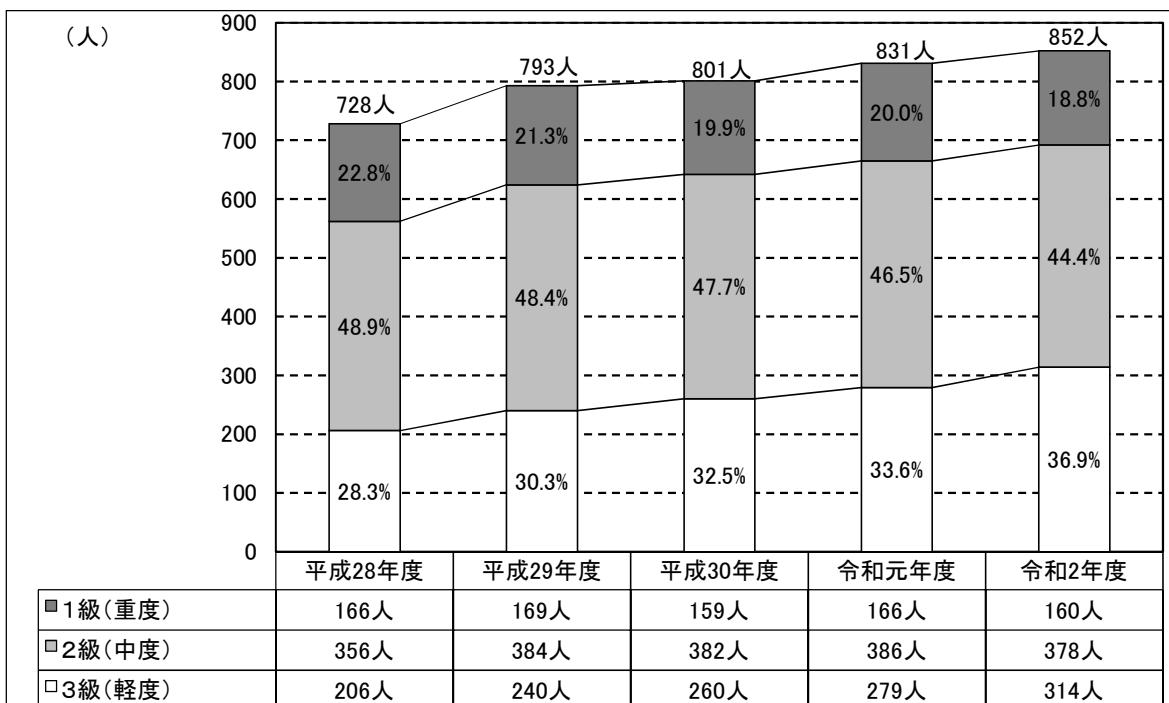


資料：障害福祉課資料（各年4月1日現在）

3 精神障害者保健福祉手帳の所持者の状況

平成28年度から令和2年度までの精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、平成28年度からは徐々に増加しており、特に3級（軽度）の人の増加が高くなっています。

また、障害の等級別にみると、令和2年度において1級（重度）と2級（中度）が全体の63.2%を占めています。

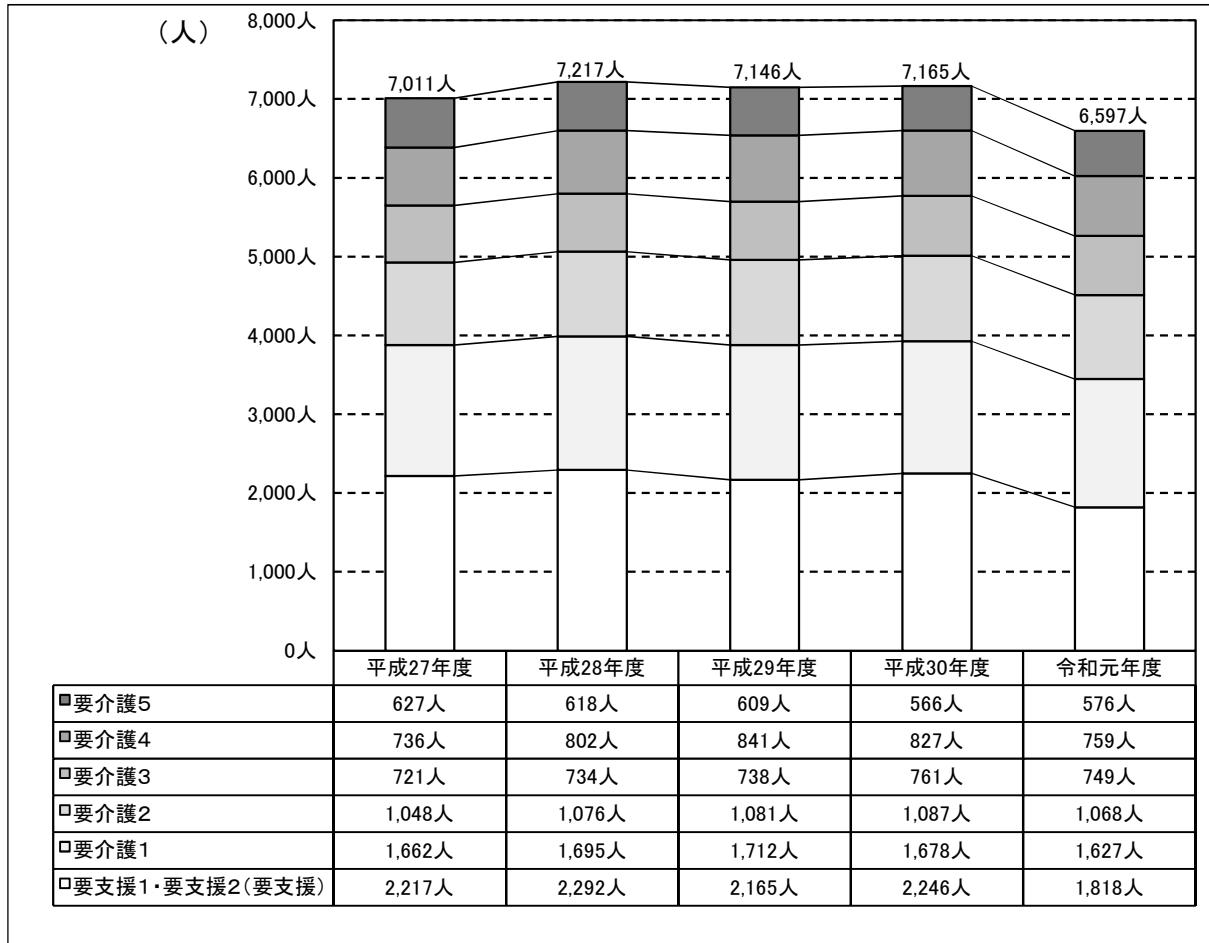


資料：障害福祉課資料（各年4月1日現在）

(6) 支援を必要とする人の状況

1 要介護認定者数の推移

平成12年度に介護保険制度が施行されて以来、要介護認定者数は年々増加していましたが、平成27年度以降は、ほぼ横ばいに推移しています。

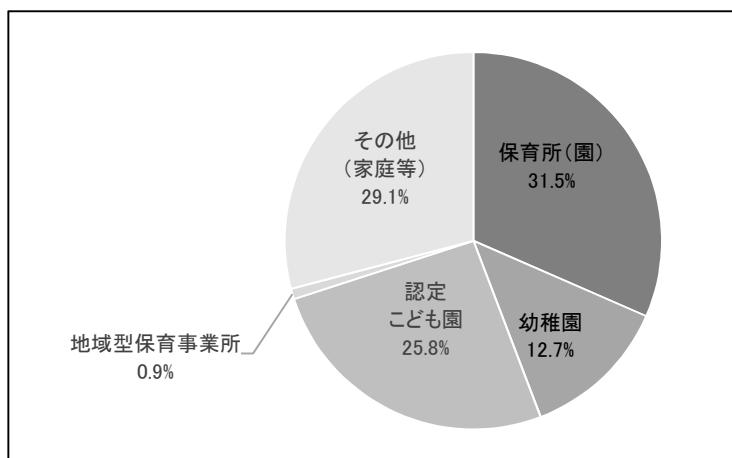


資料：高齢福祉課資料（各年度3月31日現在）

2 就学前児童の保育の状況

0～5歳の就学前児童の保育の状況をみると、約71%の児童が保育所（園）や幼稚園等に通っており、約29%の児童が家庭等で保育されています。また、近年の核家族世帯の増加や近所付き合いの希薄化等により、地域における子育て家庭の孤立化も懸念されています。

0～5歳 就学前児童数	保育所（園）	幼稚園	認定こども園	地域型保育 事業所	その他 (家庭等)
5,608人	1,769人 (31.5%)	710人 (12.7%)	1,446人 (25.8%)	51人 (0.9%)	1,632人 (29.1%)



資料：住民基本台帳、子育て支援課資料、学校教育課資料（令和2年5月1日現在）

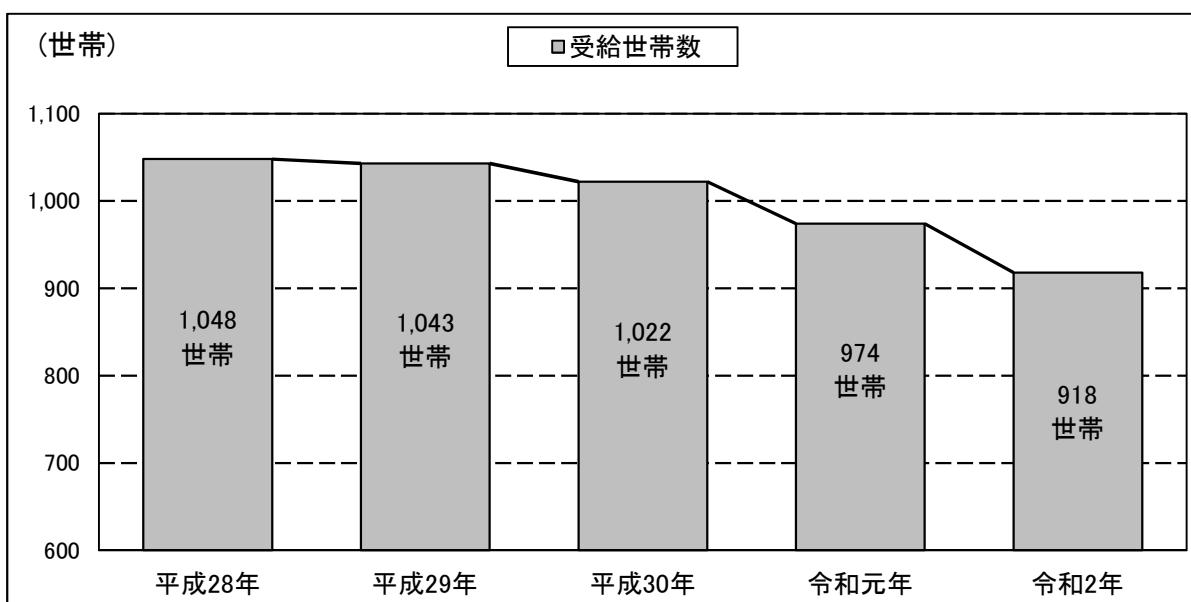
※保育所（園）、幼稚園の保育人数には、市外に住民票のある児童の人数を含む。

※本市に住民票があり市外の保育所（園）、幼稚園に預けられている児童は、その他（家庭等）に分類される。

※地域型保育事業は平成27年4月に開始された新制度

3 児童扶養手当受給世帯の推移

児童扶養手当受給世帯数の推移をみると、対象に父子家庭が加わった平成23年をピークに減少傾向にあるものの、依然として多い状況にあります。この背景には、経済的自立が困難なひとり親家庭の増加が起因していると考えられ、地域や行政等による支援を必要とする子育て家庭が増えていることが分かります。



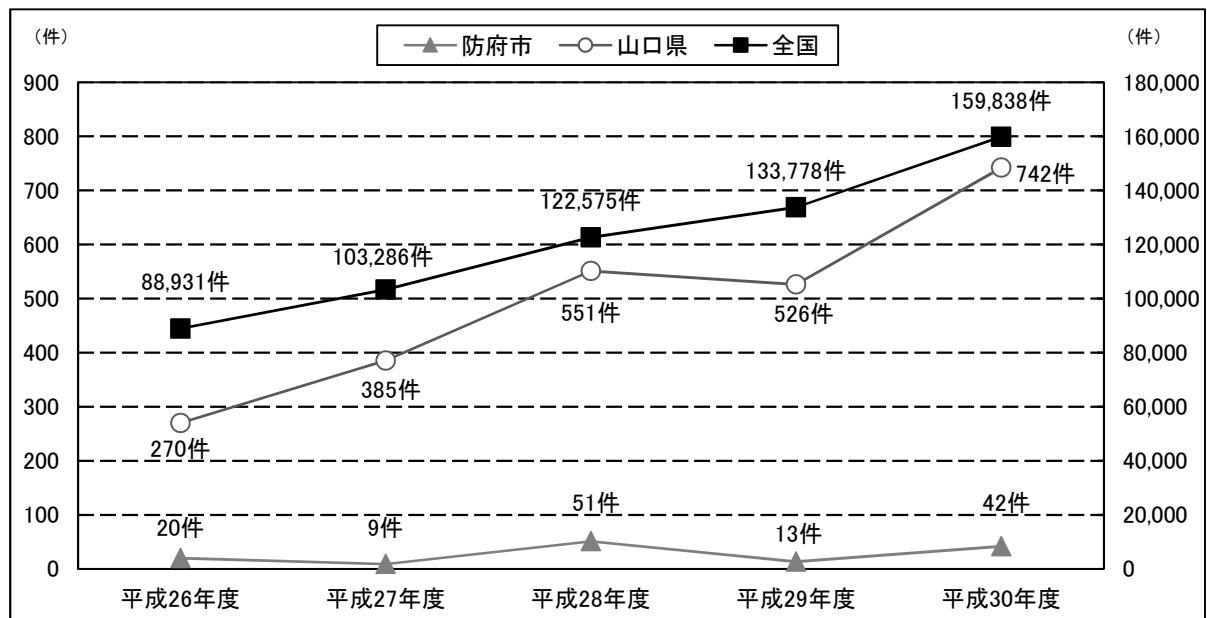
資料：子育て支援課資料（各年8月31日現在）

※児童扶養手当：父母の離婚等により、父又は母と生計を同じくしていない児童を養育している人に対し、児童の福祉の増進を図る目的で支給される手当

4 児童虐待の相談の状況

近年、保護者からの虐待を受けて子どもの尊い命が奪われる事件が後を絶ちません。

児童相談所における児童虐待の相談の処理件数の推移をみると、全国的には年々大幅に増加しており、山口県では平成26年と平成30年の相談件数を比較すると2倍以上に増加しています。本市においては、平成26年以降増減を繰り返しています。

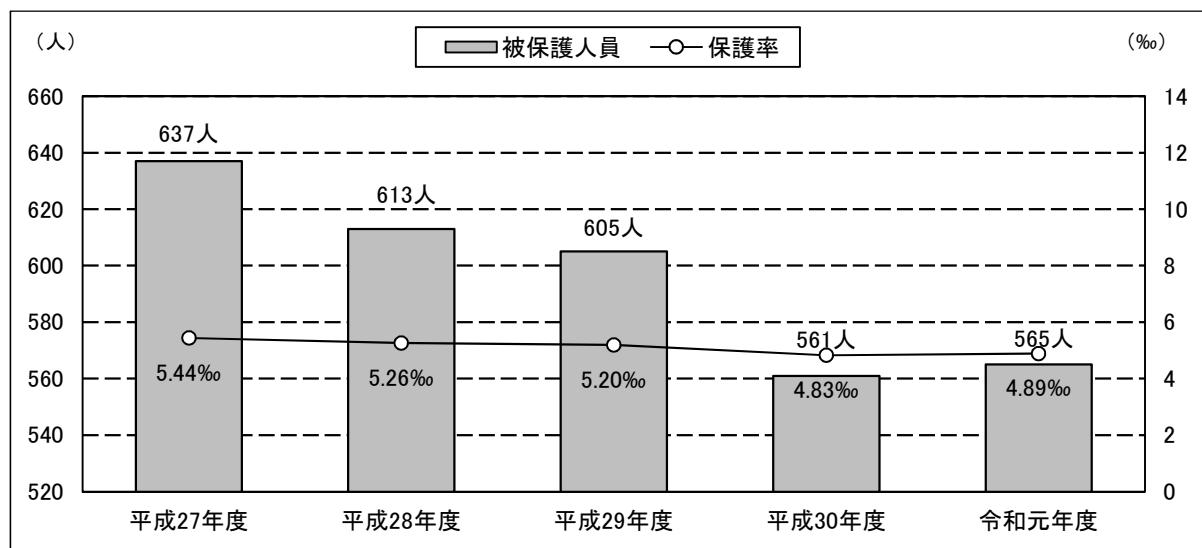


資料：厚生労働省、山口県児童相談所資料（各年度3月31日現在）、福祉行政報告例年度報

5 生活保護の被保護人員・保護率の推移

生活保護の被保護人員の推移をみると、平成27年度以降徐々に減少しています。

また、人口千人当たりの被保護人員の割合である保護率の推移からみても同様に減少しています。平成30年度で比較すると、本市の保護率は4.83%ですが、厚生労働省の被保護者調査によると全国では16.6%、山口県でも10.8%という状況であり、本市の保護率は低いと言えます。



資料：社会福祉課資料（各年度3月31日現在）

*保護率（千人当たり）＝被保護人員／人口×1,000（単位：%）

* 6 地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）利用者の状況

判断能力が不十分なため、日常生活に必要な金銭の管理に不安を抱えている人のための福祉サービスです。

利用者の障害類型のうち、認知症高齢者の割合はほぼ横ばいですが、知的障害者及び精神障害者の割合は、年々増加しています。

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
認知症高齢者	16 人	18 人	16 人	16 人	15 人
知的障害者	9 人	8 人	11 人	14 人	14 人
精神障害者	9 人	12 人	15 人	13 人	16 人
その他	5 人	4 人	5 人	6 人	5 人
合 計	39 人	42 人	47 人	49 人	50 人

資料：市社会福祉協議会（各年8月31日現在）

7 成年後見制度の状況

成年後見制度とは、認知症や知的障害、精神障害などによって自分ひとりで判断することが難しい人が、地域で安心して生活が送れるよう家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等が財産の管理や福祉サービス等の契約を行い本人の権利を守り生活を支援する制度です。

平成 31 年（令和元年）の最高裁判所事務総局家庭局の成年後見関係事件の概況（平成 31 年 1 月～令和元年 12 月）では、成年後見関係の申し立て件数は 35,959 件で、年々増加傾向にあります。そのうち、市区町村の申し立て件数は、全体の約 22% を占めており対前年比 1.7% の増加となっています。本市においても今後、高齢化、単身化の進行に伴い市長申し立ての需要が増加していくことが予想されます。

（防府市の「後見」、「保佐」、「補助」、「任意後見」、「市長申立」の件数の表）

	後見	保佐	補助	任意後見	計
令和2年	169 人	38 人	11 人	1 人	219 人

	市長申立
令和元年度	10 人

資料：「後見」、「保佐」、「補助」、「任意後見」は山口家庭裁判所出典（令和2年6月27日現在の利用者数）

「市長申立」は高齢福祉課、障害福祉課出典（平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日の申立者数）



(7) 地域福祉に係る人材・団体等の状況

地域では、地域自治会連合会や地区社会福祉協議会を始め多くの人や団体等が協力して活動し、地域福祉を支えています。

1 人材・団体の状況

① ^{*}民生委員・児童委員

地区担当委員222人、主任児童委員27人、合計で249人がおり、地区担当委員1人当たり約252世帯を担当しています。

② ^{*}福祉員、友愛訪問グループ員

1つの自治会に対して1～2人の福祉員があり、合計で289人の福祉員が活動しています。また、288グループ、700人の友愛訪問グループ員があり、ひとり暮らし高齢者の訪問活動をしています。

③ 老人クラブ

78の単位クラブがあり、交流の輪を広げる活動等、地域に根ざした社会活動を行っています。

2 住民が主体となった地域福祉活動の状況

① 見守りネットワーク

高齢者、障害のある人など支援を必要とする人を見守るため、民生委員・児童委員を中心に福祉員、友愛訪問グループ員、自治会役員等が協働し、256のネットワークが設置されています。

② ^{*}ふれあい・いきいきサロン

地域の誰もが気軽に参加でき、みんなで楽しく交流できる「地域の居場所」づくりを目指し、民生委員・児童委員、福祉員、友愛訪問グループ員等を中心として123か所が設置されています。

3 ^{*}市ボランティアセンターの状況

38の団体、202人の個人が登録（令和2年4月1日現在）され、障害のある人との交流や施設でのボランティア活動等をされています。

[地区別の人材・団体等の状況]

地 域	自 治 会	民 生 委 員 ・ 児 童 委 員	福 祉 員	友 愛 訪 問 グ ル ー プ	友 愛 訪 問 グ ル ー プ 員	老 人 ク ラ ブ	見 守 り ネ ッ ト ワ ル ー ク	ふ れ あ い ・ い き い き サ ロ ン	対 象 者	
									ひとり暮らし高齢者	75歳以上の二人暮らし世帯
牟 礼	26	30	30	31	82	13	9	22	619	330
松 崎	26	24	27	27	69	5	19	12	655	215
佐 波	12	18	17	17	45	3	3	6	431	121
勝 間	11	15	12	14	31	8	13	6	299	93
華 浦	17	19	19	19	64	7	30	14	551	170
新 田	11	16	12	16	35	4	29	3	308	131
野 島	3	1	3	3	9	0	0	0	23	6
向 島	7	7	7	7	20	8	9	5	116	49
中 関	22	22	21	21	59	6	29	15	473	159
華 城	25	23	26	30	70	4	10	12	476	178
西 浦	10	12	10	10	30	3	43	5	142	49
右 田	37	26	37	41	72	8	52	7	501	205
富 海	15	9	15	15	22	1	1	6	182	50
小 野	7	12	28	11	32	3	3	4	151	70
大 道	25	15	25	26	60	5	6	6	284	79
合 計	254	249	289	288	700	78	256	123	5,211	1,905

資料：市社会福祉協議会資料（令和2年4月1日現在）

市民活動推進課資料（自治会…令和2年4月1日現在）

高齢福祉課資料（「ひとり暮らし高齢者」、「75歳以上の二人暮らし世帯」…令和元年5月1日現在、
「老人クラブ」…令和2年4月1日現在）

2 地域における課題

市民アンケートや地区座談会を通して、地域福祉が進んでいくために必要と思われる様々な課題がみえてきました。今後は、これらの課題の解決を図っていくことが求められます。

(1) 福祉に対する意識の醸成

市民アンケートでは、依然として多くの人が市社会福祉協議会や地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自治会による福祉活動等の内容を知らないだけでなく、それらの名称も知らないなど、地域福祉についての関心や認識が低いことが分かりました。

福祉課題を自分自身の問題（我が事）として捉えて、福祉への理解や関心を深めるためには、地域での活動状況の積極的なPR等により、多くの人に福祉に対する理解や意識を高めてもらうことが必要です。

(2) 福祉の人材の育成

地域では、地域活動を担う地区的役員を引き受けてくれる若い人が少なく、役員の高齢化が進んでおり、地域活動のほとんどを高齢者が支えている状況が依然としてあります。

地域の住民に働きかけて、多くの人に協力・参加してもらい、地域、地域関係機関や団体などの活動や地域の福祉活動に携わる人材の育成がこれから地域福祉では重要となってきます。

(3) 地域福祉の活動の場や機会の確保

地域の人が気軽に集まる場や機会を確保することで、地域のコミュニティを活性化とともに住民が参加しやすい環境整備が重要です。

また、住民の中には、ボランティアを始めたいと思っていても、どんなボランティアがあるのか分からぬなど、きっかけが得られず、なかなか一步が踏み出せないといった声も聞かれ、活動につながっていない現状が見受けられます。

普段の生活の中で地域の活動やボランティアに関心を持ち、気軽に参加できる活動の場や機会をつくっていくことが求められます。

(4) 地域や関係機関等の連携の強化

少子高齢化、核家族化等の進行によるひとり暮らし高齢者の増加等に伴なって、福祉ニーズは多様化・複雑化しています。また、一人あるいは一世帯でいくつもの複合的な課題を抱える場合も少なくありません。

このような状況の中で地域福祉を推進するには、保健・医療・福祉分野だけでなく、地域の関係機関・団体及び行政が様々な分野で連携する必要があり、そのネットワークの強化・拡充が求められています。

第3章

計画の基本的な 考え方

1**基本理念****基本
理念**

**誰もが 安心して 明るく 楽しく 暮らしていける まちづくり
～ 見守り合い 助け合い みんなでつくろう いきいき防府～**

本市は、海・山・川・平野等の豊かな自然や比較的温暖な気候、また、先人が残してくれたすばらしい歴史と文化に恵まれており、他市と比較しても、勝るとも劣らない、良好な生活環境の中で、私たちは日々の生活を営んでいます。

しかしながら、近年、社会環境等の変化の中で、地域の連帯感が希薄化するなど、近所付き合い等による相互扶助が機能しにくい状況になってきています。

また、日本各地では地震や豪雨等の大規模な災害が発生しており、本市でも平成21年7月21日の集中豪雨では、過去に例をみないほどの甚大な被害をもたらし、今もって、災害の怖さ、助け合いの大切さ等を痛切に感じるとともに、災害対応での教訓から、私たちがより良い日常生活を送るには、安心して暮らせることが何よりも重要であることを、改めて認識したところです。

さらに、令和2年の新型コロナウイルス感染症拡大では、新型コロナウイルスと共生しながら、経済活動の立て直しを図るなど「新しい日常」の実現を目指していくことになりました。

こうした点も踏まえつつ、今後より一層、地域福祉を推進するためには、住民や地域、企業、団体、行政等がお互いの立場を認識し、尊重しながら、いきいきとしたふるさとをつくることが目指すべき理想であるとの思いを込めて、「誰もが安心して明るく楽しく暮らしていけるまちづくり～見守り合い助け合いみんなでつくろういきいき防府～」を地域福祉を推進する上での基本理念としました。

2 基本目標

基本理念「誰もが安心して明るく楽しく暮らしていけるまちづくり～見守り合い助け合いみんなでつくろういきいき防府～」を推進するために目標とする施策の柱として、以下の3つの基本目標を掲げました。

これらの基本目標は、地域福祉に関する市民アンケートや地区座談会を通して見えてきた課題を念頭に、本市の地域福祉の状況や懸案事項等を考慮して設定したもので、本計画でもこれらを継承するとともに、ここで掲げた基本目標、次項に掲げた活動目標と実施目標に対する具体的な取組等については、第4章「地域福祉推進のための取組」において、現状と課題や実施目標計画等により整理しています。

基本目標Ⅰ 地域福祉を支えるひとづくり

地域福祉の推進に不可欠な地域住民の福祉意識の醸成を図るとともに、地域ぐるみの活動やボランティア活動、市民活動等に取り組む人材の育成を図り、地域福祉活動を支援します。

基本目標Ⅱ 地域福祉を推進するための環境づくり

様々な相談に対応できる福祉機能の一体的整備とともに、地域福祉に携わるすべての人が我が事として活動していくために、地域交流拠点の整備と安全・安心な地域づくりを推進する環境を整備します。

基本目標Ⅲ 誰もが安心して利用できる地域福祉のしくみづくり

誰もが安心して暮らすことにつながるよう、地域福祉の推進を支える防府市社会福祉協議会の活動支援や福祉関係機関等との連携、分かりやすい福祉情報の発信を行います。

3 活動目標と実施目標

3つの基本目標に沿って、本市の課題を解決していくための取組を、以下のように活動目標と実施目標として体系化しました。

なお、体系化に当たっては、基本理念に掲げたまちづくりを推進するための大きな枠組みである基本目標を具現化するため、それぞれの活動目標を掲げて取組の柱を明らかにするとともに実施目標により具体的な取組を示しました。

基本目標Ⅰ	地域福祉を支えるひとづくり
--------------	----------------------

<活動目標1> 福祉意識の醸成

- | | |
|---|-------|
| 実施目標 (1) 福祉教育の推進 | P. 38 |
| (2) 福祉活動への参加促進 | P. 40 |
| (3) [*] ユニバーサルデザインとバリアフリーの普及啓発 | P. 42 |

<活動目標2> 福祉の人材育成の推進

- | | |
|-------------------------|-------|
| 実施目標 (1) 地域福祉活動の人材発掘と養成 | P. 44 |
| (2) 地域福祉の担い手の活動支援 | P. 46 |
| (3) 福祉サービス提供者の育成 | P. 47 |

<活動目標3> ボランティア養成と活動の推進

- | | |
|--------------------------|-------|
| 実施目標 (1) ボランティアに対する関心の拡大 | P. 49 |
| (2) ボランティアセンターの整備・拡充 | P. 51 |
| (3) ボランティアの養成・活動支援 | P. 52 |

基本目標Ⅱ	地域福祉を推進するための環境づくり
--------------	--------------------------

<活動目標1> 社会資源の見直しと活用

- | | |
|---------------------|-------|
| 実施目標 (1) 公共施設等の活用 | P. 54 |
| (2) 当事者団体への支援 | P. 55 |
| (3) 既存の制度や人材・団体等の活用 | P. 56 |

<活動目標2> 地域交流の促進と拠点づくり

- | | |
|-------------------|-------|
| 実施目標 (1) 交流の拠点づくり | P. 58 |
| (2) 世代間交流の促進 | P. 60 |

<活動目標3> 包括的支援体制の整備

実施目標	(1) 包括的支援体制の構築	P. 61
	(2) 相談支援事業の啓発と推進	P. 64
	(3) 相談関係機関との連携	P. 67
	(4) 相談従事者の資質向上	P. 68
	(5) 地域の生活課題や住民の個別課題の把握	P. 69
	(6) 地域の生活課題や住民の個別課題の解決	P. 70

<活動目標4> 福祉サービス利用者の保護と支援

実施目標	(1) 権利擁護体制の充実と成年後見制度の利用促進	P. 72
	(2) 虐待防止体制の強化	P. 76
	(3) 差別解消の取組の推進	P. 77
	(4) <u>個人情報の保護</u>	P. 78
	(5) 苦情相談の対応	P. 79

<活動目標5> 安全・安心を守る活動の推進

実施目標	(1) [*] <u>避難行動要支援者の避難支援等の体制づくり</u>	P. 81
	(2) 安全・安心な地域づくりの推進	P. 83

基本目標III 誰もが安心して利用できる地域福祉のしくみづくり

<活動目標1> 支え合いのネットワークの拡充

実施目標	(1) 社会福祉協議会の基盤強化	P. 85
	(2) 地域での連携の促進	P. 87

<活動目標2> 福祉情報の発信

実施目標	(1) 情報提供の充実	P. 89
------	-------------	-------

<活動目標3> 多様なニーズに対するサービスの提供

実施目標	(1) 福祉ニーズの把握	P. 91
	(2) 連携・協働による福祉サービスの提供	P. 93
	(3) 福祉サービスの質の向上	P. 94

<活動目標4> 福祉関係機関等との連携

実施目標	(1) 保健・医療・福祉関係機関との連携強化	P. 96
	(2) [*] <u>NPO、市民活動団体等との連携</u>	P. 97
	(3) 就労支援団体・機関との連携	P. 98
	(4) [*] <u>住宅確保要配慮者への支援にかかる連携</u>	P. 99

『第三次防府市地域福祉計画・防府市地域福祉活動計画』体系図



第4章

地域福祉推進のための 取組

基本目標I 地域福祉を支えるひとづくり

活動目標1 福祉意識の醸成

現状と課題

生活意識の多様化や少子高齢化などにより、地域社会での交流の機会が減りつつあります。自ら解決できる課題は、自らの力で解決するのが大前提ですが、自分だけでは解決できない課題については、家族や近隣住民、自治会といった地域コミュニティで解決できるよう、日ごろから関係性を構築することが重要です。しかし、地域住民同士の支え合いの意識は、市民全体に浸透しているとはいえない現状であり、地域福祉を活発に進めていくために意識啓発が必要です。

今後も引き続き、次代を担う子どもたちを始めとした住民の意識の高揚を図るための啓発活動はもちろん、学校、地域、職場等において、交流活動、体験活動等福祉を身近に感じることのできる福祉教育を更に推進し、福祉の心を育てるこことを始めとして、福祉課題を自分自身の問題と捉え、地域住民同士で協力し合う地域福祉意識の醸成が必要になっています。

課題の解決に向けた方針

実施目標(1) 福祉教育の推進

福祉に関する広報や啓発活動を充実させ、子どもから大人までのあらゆる世代を対象とした福祉教育の展開を図り、地域に暮らす社会的に弱い立場の方も地域社会の大切な一員として尊重される福祉意識の醸成に取り組みます。

住民

- 日頃から声をかけ合い、地域での出来事に关心を持つように心がけます。
- 福祉についての研修会や地域での活動等で体験し、気付いたことを大人から子どもへ、子どもから大人へ伝えていきます。
- 地域に住む外国人の文化的違いを認め合い、対等な関係を築いていきます。

地域・関係機関・団体等

- 福祉教育について、地域の企業や社会福祉法人等関係機関・団体等で協力して取り組みます。
- 外国人との^{*}多文化共生に努め、孤立されることなく地域の一員として受け入れます。

市社会福祉協議会

- 学校と地区社会福祉協議会との協働により、実施できる福祉教育・ボランティア学習プログラムを検討し企画・実施します。
- 地域住民に地域の高齢者や障害のある人に対する理解を深めるよう関係機関との関係づくりを進めます。
- 外国人が日本の風土・文化を理解できるよう関係団体と協力し支援します。

市

- 福祉に関する講座・研修会等を開催します。
- 広報紙への掲載や福祉講演会等を通して、地域福祉の啓発を行います。
- 各学校で福祉学習に積極的に取り組みます。
- 共生社会実現のために、日本人だけでなく外国人も共生の理念を理解し、日本の風土・文化を理解できるよう啓発活動に取り組みます。

実施目標(2) 福祉活動への参加促進

地域での交流を促し、住民がお互いを理解する中で、他人事になりがちな地域づくりを我が事としてとらえることで、地域における支え合いや助け合いの大切さについて理解を深め、住民の参画意識の醸成を図る取組を行っていきます。

誰もが同じ地域社会の一員として尊重される社会の実現を目指し、支え手側と受け手側に分かれることなく、福祉サービスを必要とする方も含め様々な人に啓発活動を行い、福祉活動への住民の参加を促進します。

住民
<ul style="list-style-type: none">○ 市広報や市ホームページなどを通じて、積極的に地域の情報を入手します。○ 地域の行事や福祉活動等に積極的に参加します。○ 地域の組織に加入し、住民同士の交流を深め、行事や活動に参加します。
地域・関係機関・団体等
<ul style="list-style-type: none">○ 自治会を始めとする地域活動の実施団体等は、新しい人が活動に参加できるよう活動内容などの回覧や地区集会所への掲示等の伝達方法を工夫します。
市社会福祉協議会
<ul style="list-style-type: none">○ 地域の様々な人が地区社会福祉協議会の活動に参加できるよう事業を支援し、地域福祉活動の充実を図ります。○ 各地区社会福祉協議会の活動を他の地域に紹介するなど、活動が活発化するよう支援します。○ 地域福祉活動を推進していくため、赤い羽根共同募金を始めとした募金や寄附制度の普及を図るとともに、寄附を通じた社会貢献への理解と関心を深め、寄附文化の醸成を図ります。○ 「社協だより防府」や市社会福祉協議会のホームページ等によりボランティアや地域活動の情報提供を行います。○ 市民に対してボランティア活動の研修や人材養成講座を開催します。
市
<ul style="list-style-type: none">○ 市広報や市ホームページ等による福祉活動の情報提供や、各種行事等における啓発等を行います。○ NPOや[*]市民活動支援センターを通じたボランティア等の人材養成の支援により地域の交流を促します。

- 市社会福祉協議会と連携して、地域福祉の出前講座^{*}の実施や福祉に関する講座等を開催します。
- 福祉活動（市民一斉清掃や防府読売マラソン大会ボランティアスタッフ等）の広報を行い、参加を促します。
- 地域福祉への関心の喚起も視野に入れ、ふるさと納税等の多様な財源確保について、研究していきます。

実施目標(3) ユニバーサルデザインとバリアフリーの普及啓発

誰もが暮らしやすい地域社会を目指し、ユニバーサルデザインの考え方や情報の提供、及び施設のバリアフリー、心のバリアフリーを推進するための普及啓発を進めます。

住民
<ul style="list-style-type: none">○ 福祉体験学習会等に積極的に参加し、福祉的視点をもつよう努めます。
地域・関係機関・団体等
<ul style="list-style-type: none">○ 地域や地域の福祉事業者等は、ユニバーサルデザインやバリアフリーの視点に基づいた取組に努めます。
市社会福祉協議会
<ul style="list-style-type: none">○ ユニバーサルデザインやバリアフリーの必要性を理解してもらうため、<u>ガイドヘルプ</u>等の福祉体験を実施します。○ 車椅子で生活している人の移動を支援し社会参加を促進するため、福祉車両を貸出します。
市
<ul style="list-style-type: none">○ 公共施設・設備のバリアフリー化の推進とともに、それら施設・設備の意義を伝え、普及啓発に努めます。○ 障害のある人が必要な援助や配慮を受けやすくなるための「<u>ヘルプマーク</u>」や「<u>サポートマーク</u>」の普及啓発に努めます。○ 障害者等専用駐車場(<u>やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度</u>を含む。)の啓発や利用を促進します。○ 盲導犬等の受入れについて、理解、啓発を促進します。

実施目標計画

実施目標計画	事業又は取組	担当部署
(1)福祉教育や福祉体験等によるボランティア学習等の実施 <1>	①総合的な学習の時間等における福祉学習の実施	学校教育課
	②ボランティアセンター事業	市社会福祉協議会
(2)福祉活動参加へ啓発となる地域福祉に関する情報提供や講座の実施 <2>	①聞いて得するふるさと講座 (通称出前講座)	市政相談課 生涯学習課 高齢福祉課 障害福祉課 子育て支援課 健康増進課 社会福祉課
	② [*] 福祉の輪づくり運動の推進	市社会福祉協議会
(3)公共施設・設備のバリアフリー化やユニバーサルデザイン化及び「心のバリアフリー」の推進 <3>	①公共施設・設備のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化の推進	建築課 教育総務課 生涯学習課 高齢福祉課 障害福祉課 子育て支援課 健康増進課 社会福祉課 市社会福祉協議会
	②地区公用施設補助金	市民活動推進課
	③ヘルプマークやサポートマーク、「やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度」の周知、普及	障害福祉課

活動目標2

福祉の人材育成の推進

現状と課題

それぞれの地域で活動する福祉活動団体等は、各地域の目的や地域の特性に応じた活動をしており、地域福祉の重要な役割を担っています。しかしながら、長年にわたり活動してきた団体等において、会員の高齢化等により活動を縮小したり、団体の維持が難しくなり、解散を余儀なくされる事態が発生する等、新たな会員の加入が少なく、人材の育成が進んでいない状況があります。

こうしたことから、地域福祉の推進に参画する人を増やすための取組を実施していますが、自らグループを立ち上げ活動し、継続させていくことは容易ではないため、人材の発掘や養成を図るとともに、活動を支援することが必要になっています。

課題の解決に向けた方針

実施目標(1) 地域福祉活動の人材発掘と養成

地域福祉活動の担い手不足を解消するため、新たな担い手の発掘や養成を行っていきます。

また、福祉課題を抱えた人も、地域社会の一員として尊重され、地域の担い手の一人として参加できる仕組みづくりに取り組みます。

さらには、拡大、多様化する福祉・介護ニーズに対応できるよう、県や県社会福祉協議会及び関係機関・団体等と連携を図ります。

住民
<ul style="list-style-type: none">○ 福祉に関する情報を収集し、研修会等に積極的に参加します。
地域・関係機関・団体等
<ul style="list-style-type: none">○ 地区社会福祉協議会が中心になって地域福祉活動を進めていくことで、福祉に関する人材の育成に努めます。○ 社会福祉法人等は、介護支援専門員、社会福祉士、介護福祉士等の養成に取り組み、質の高い福祉・介護人材の安定的な確保に努めます。○ 社会福祉法人等は、高齢者のニーズに応じ、地域に不足する生活支援サービスの創出や担い手の育成などを行なう[*]<u>生活支援コーディネーター</u>の活動支援に努めます。
市社会福祉協議会
<ul style="list-style-type: none">○ 各団体・社会福祉施設等がそれぞれの役割や機能を理解し、必要に応じて地域で協働できるよう連携を進めます。

- 福祉の輪づくり運動の担い手育成を目的とした研修会を県・市・県社会福祉協議会や関係機関・団体と連携し受講できるよう支援します。
- 県民生委員児童委員協議会が主催する研修等を活用して民生委員等への研修を支援します。

市

- 市社会福祉協議会と協力して、気軽に参加できる地域でのボランティア養成講座等を開催します。
- 手話通訳、要約筆記等のコミュニケーション支援の人材育成に努めます。
- 地域の話し合いの場をつくるコーディネーター（^{*}地域活動リーダー）等となる人材の育成を進め福祉活動の活性化を促進します。
- 高齢者のニーズに応じ、地域に不足する生活支援サービスの創出や担い手の育成を行なう能力を備えた人材（生活支援コーディネーター）の育成・資質向上の取組を進めます。
- 若い世代も難病・障害のある人も誰もが地域で役割をもって、地域の担い手の一人として活躍できるよう社会参加を促します。

実施目標（2） 地域福祉の担い手の活動支援

地域福祉を推進するためには、地域福祉の推進役である地域活動のリーダーやコーディネーター等の活動を活性化することが重要であり、こうした活動をサポートすることで、自主的な地域福祉活動の底上げを図ります。

住民
<ul style="list-style-type: none">○ 担い手を確保し、地域での支え合いを維持していくために、地域内の活動の場に積極的に参加します。
地域・関係機関・団体等
<ul style="list-style-type: none">○ 自治会、地域の社会福祉法人、地域活動団体等は、地域内の活動者がお互いの活動を理解し、連携体制を図るための情報交換の場を設けます。○ 地域や地域の福祉事業者及び企業等は、地域福祉の活動を推進します。
市社会福祉協議会
<ul style="list-style-type: none">○ 民生委員・児童委員の地域での活動の周知と研修等による支援を行います。○ 福祉員、友愛訪問グループ員の活動を住民に知ってもらえるよう支援します。○ [*]<u>小地域福祉活動の担い手の活動を支援します。</u>○ ボランティア活動の担い手と受け手をつなぐコーディネーターの育成やボランティアのマッチング機能の強化を図ります。
市
<ul style="list-style-type: none">○ 市民活動支援センター、市社会福祉協議会と協力して、地域活動を支援します。○ 民生委員・児童委員の地域での活動の周知と研修等による支援を行います。

実施目標(3) 福祉サービス提供者の育成

多様化する市民のニーズに効果的・効率的に対応するため、住民相互が支え合う地域社会を目指し、様々なサービスについて、民間活力の導入等を進めます。

住民
○ 福祉サービスの仕事を知り、理解します。
地域・関係機関・団体等
○ 地域の福祉事業者等は、サービス提供者同士の交流や研修を通して、スキルアップにつながる活動を積極的に行います。 ○ 地域や地域の福祉事業者及び企業等は、福祉サービスの提供を推進します。
市社会福祉協議会
○ 県社会福祉協議会が実施する、福祉に関する求人、求職相談や「福祉のしごと」就職フェアの周知を図ります。
市
○ 福祉サービス提供事業者との情報交換の場を設けます。

実施目標計画

実施目標計画	事業又は取組	担当部署
(1)地域の研修会や地域福祉推進セミナーの開催を通じた地域福祉活動の担い手の育成 <4>	①地域福祉活動推進事業	市社会福祉協議会
(2)地域福祉の担い手の活動支援 <5>	①民生委員児童委員関係事業	社会福祉課
	②民生委員児童委員協議会事業、地域福祉活動推進事業	市社会福祉協議会
(3)福祉サービス提供者の育成のための研修会や情報交換会の実施 <6>	①介護支援専門員研修会・情報交換会	高齢福祉課
	②防府市地域総合支援協議会	障害福祉課

活動目標3

ボランティア養成と活動の推進

現状と課題

市民一人ひとりがボランティア活動に参加できるよう、これまで「だれもがワンボラ運動」を推進し、その運動のマスコットとなる「つぼみちゃん」を作成・PRすることで、情報提供やボランティアの養成・活動支援を行ってきました。しかし、市民アンケートでは、ボランティア活動に参加したことがある人の割合は少ない状況でした。そのため、ボランティアに対する関心を高め、参加しやすくするために情報提供や養成・活動支援を更に充実させるとともに、活動拠点の機能の整備と拡充が必要になっています。

課題の解決に向けた方針

実施目標(1) ボランティアに対する関心の拡大

これまでボランティアに関わりのなかった人たちにも興味を持ってもらい、ボランティア活動に携わる人材を増やす取組に努めます。

住民のボランティアへの関心を高め、誰もが背伸びせず、気軽に、できる範囲のボランティア活動を一つでも体験できるよう、「だれもがワンボラ」を合い言葉に、継続してボランティアのきっかけづくりやボランティア活動に関する支援を進めていきます。

住民
<ul style="list-style-type: none">○ ボランティア活動をする気持ちを大切にします。○ 自分が得意とする分野を生かしたボランティア活動へ積極的に参加するよう努めます。○ ボランティア活動に関する情報収集に努めます。
地域・関係機関・団体等
<ul style="list-style-type: none">○ 地域や地域の福祉団体及び企業等は、ボランティア活動未経験者への参加の呼びかけや参加しやすい活動の工夫に努めます。○ 社会福祉法人による地域における公益的な取組を推進します。
市社会福祉協議会
<ul style="list-style-type: none">○ 福祉ボランティアの活動を周知するとともに講座等を開催し、活動へつながるよう努めます。○ 企業の社会貢献活動の支援や団塊世代の人等がボランティア活動に参加できるような仕組みづくりに努めます。○ ボランティアのスキルアップを図りながら、中長期的に活動できるよう支援します。

市

- 「だれもがワンボラ運動」を推進し、ボランティア活動に対する気運を醸成するよう努めます。

実施目標(2) ボランティアセンターの整備・拡充

ボランティアセンター事業を行う市社会福祉協議会と市民活動支援センターとが連携し、それぞれの活動拠点を活用することで、ボランティアの活性化や活動範囲の拡大に努め、ボランティアセンター機能の整備と拡充を図ります。

住民
<ul style="list-style-type: none">○ どのようなボランティア活動があるのか、ボランティアセンター等を活用して自分にできることを見つけます。○ 趣味や経験を生かし、ボランティアに登録します。
地域・関係機関・団体等
<ul style="list-style-type: none">○ 地域で活動する団体同士が情報共有し、連携を図ります。
市社会福祉協議会
<ul style="list-style-type: none">○ ボランティアセンターと市民活動支援センターの連携を図ります。○ ボランティアセンターの体制強化と活性化を目指し、ボランティアの需給調整が円滑に進むよう取り組みます。
市
<ul style="list-style-type: none">○ ボランティアセンターと市民活動支援センターの機能の充実を図ります。○ 市民活動支援センターは、ボランティアをしたい個人や団体、企業等とボランティアを募集したい市民活動団体等をつなぐボランティアマッチング活動を推進します。

実施目標(3) ボランティアの養成・活動支援

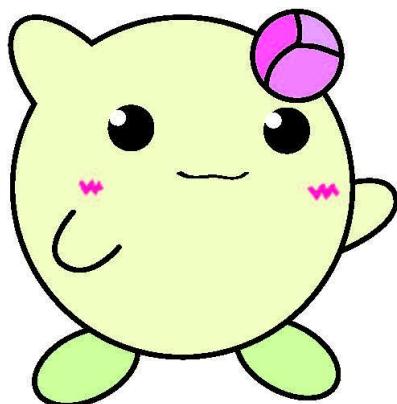
ボランティアに従事する人を養成し、支援を行っていくことで、ボランティア活動の拡大や充実を図ります。

地域住民がボランティア活動に参加しやすい環境づくりに努めるとともに、専門性を生かした取組を行うボランティア団体等の活動に対して支援を行います。

住民
<ul style="list-style-type: none">○ 自主的にボランティア活動に取り組みます。○ ボランティア活動に関する情報収集に努めます。○ ボランティアとしてのスキルアップに積極的に取り組みます。
地域・関係機関・団体等
<ul style="list-style-type: none">○ 企業等による地域における社会貢献活動やボランティア活動を推進します。
市社会福祉協議会
<ul style="list-style-type: none">○ 「社協だより防府」や「<u>まなぼら</u>」で活動の場を紹介し、活動者の増加を図ります。○ 市民からのボランティアに関する相談に応じ、活動支援に取り組みます。○ ボランティアセンターと市民活動支援センターとが連携し、ボランティアの需給調整が円滑に進むよう取り組みます。
市
<ul style="list-style-type: none">○ 市民活動に関する情報提供やセミナーの開催、活動団体設立に関する相談等により、幅広い分野の市民活動を支援します。○ ボランティア団体等の活動を支援します。

実施目標計画

実施目標計画	事業又は取組	担当部署
(1)ボランティアに対する関心の拡大 <7>	①ボランティア活動に関する広報の実施、広報紙「まなぼら」の発行	市民活動推進課 生涯学習課 市社会福祉協議会
	②ボランティアセンター事業	市社会福祉協議会
(2)ボランティア活動をしたい市民と市民活動団体等とのマッチングの実施 <8>	①ボランティアマッチング	市民活動推進課 市社会福祉協議会
(3)ボランティア養成講座の開催と活動支援 <9>	①各ボランティア養成講座の開催	市民活動推進課 生涯学習課
	②手話・要約筆記・点訳奉仕員養成事業	障害福祉課
	③ボランティアセンター事業	市社会福祉協議会



基本目標II 地域福祉を推進するための環境づくり

活動目標1 社会資源の見直しと活用

現状と課題

* 要配慮者を地域で支えるのは、既存の保健・医療・福祉関係機関だけではありません。入所施設から地域生活へという流れの中で、必要な支援が届くよう、地域住民はもとより、地域の様々な社会資源を活用し、しっかりと支える体制をつくることが求められます。

そのため、地域住民を始め様々な組織や団体と連携しながら、福祉以外の社会資源も活用した課題解決に取り組むことが必要となっています。

課題の解決に向けた方針

実施目標(1) 公共施設等の活用

地域住民が気軽に集える場として、公共施設等の社会資源を有効に活用するよう促進します。

住民
<ul style="list-style-type: none">○ 公共施設、空き店舗等を活用して福祉活動を行うよう努めます。○ 活用が可能な公共施設、空き店舗等の発見や情報提供に努めます。
地域・関係機関・団体等
<ul style="list-style-type: none">○ 地域やサービス提供者等は、地域住民が集える場として活用できる施設の提供に努めます。
市社会福祉協議会
<ul style="list-style-type: none">○ 地区集会所、老人憩の家、空き店舗等を活用した、「ふれあい・いきいきサロン」の活動等を支援します。
市
<ul style="list-style-type: none">○ 公民館や福祉センター等の公共施設、空き店舗等の利用を促進するよう、支援します。

実施目標（2） 当事者団体への支援

当事者団体（高齢者、障害のある人の団体等）への人的・物的支援により、福祉活動の輪の広がり、機能の充実につなげていきます。

また、家族会等の当事者団体への活動支援や地域の関係機関、団体等との連携を図り、各種活動や地域交流の場づくりを通じた情報交換の場や機会を確保し、身近な情報の共有・活用を支援します。

住民
<ul style="list-style-type: none">○ 当事者団体の活動を知り、理解を深めます。
地域・関係機関・団体等
<ul style="list-style-type: none">○ 各当事者団体は、自立した団体運営を図り、活動の周知に努めます。
市社会福祉協議会
<ul style="list-style-type: none">○ 当事者団体の活動が継続するよう支援するとともに、新たな当事者団体の組織化についても取り組みます。○ 当事者団体の活動を「社協だより防府」や「まなばら」等の広報紙で紹介していきます。
市
<ul style="list-style-type: none">○ 当事者に対して、当事者団体を紹介します。○ 当事者団体のPRへの協力や、活動支援を行います。

実施目標(3) 既存の制度や人材・団体等の活用

既存制度の効果的な活用方法の検討や、分野を横断した連携の場やつながりづくりに取り組むことによって、制度の狭間に陥らない支援体制づくりや新たなサービス等を支援します。

住民
<ul style="list-style-type: none">○ 地域の福祉情報に関心を持ち、地域福祉活動の理解を深めます。○ 地域の広報や回覧文書等での情報収集に努め、家族で共有します。○ 福祉サービスの内容や提供事業者の情報収集に努めます。○ 福祉サービスの内容を理解して、適切な福祉サービスが受けられるようにします。
地域・関係機関・団体等
<ul style="list-style-type: none">○ 地域や地域の福祉事業者、団体及び企業等は、地域づくりへの参加や社会貢献活動に努めます。○ 社会福祉法人等において、これまでに培った経験を生かした福祉サービスの実施を検討します。○ 社会福祉法人による地域公益活動を推進します。
市社会福祉協議会
<ul style="list-style-type: none">○ 地域住民が地域の高齢者や障害のある人に対する理解を深められるよう既存の関係機関との関係づくりを進めます。○ 赤い羽根共同募金等既存の寄附制度の普及を図ります。○ 社会福祉法人と連携し、地域のニーズを踏まえた地域公益活動の促進を図ります。
市
<ul style="list-style-type: none">○ 福祉サービスの整理を行うなど、既存のサービスを見直しながら、ニーズに応じたサービスの検討を進めていきます。○ 地域の社会福祉法人による地域公益活動を支援します。○ 地域での社会貢献活動を支援します。

実施目標計画

実施目標計画	事業又は取組	担当部署
(1)地域住民の集いの場としての公民館等公共施設の活用促進 <10>	①学校施設開放事業	教育総務課
	②公民館運営業務	生涯学習課
	③老人憩いの家維持管理事業	高齢福祉課
	④福祉センター運営業務	社会福祉課
(2)当事者団体の活動の広報及び助成支援 <11>	①老人クラブ助成事業、認知症家族会支援	高齢福祉課
	②福祉援護団体育成費補助事業	障害福祉課
	③母親クラブ活動支援、子育て支援活動補助事業	子育て支援課
	④戦傷病者戦没者遺族等援護事業、犯罪被害者等支援事業	社会福祉課
	⑤当事者支援	市社会福祉協議会
(3)企業及び社会福祉法人の社会貢献への支援 <12>	①地域福祉活動推進事業、ボランティアセンター事業	市社会福祉協議会

活動目標2

地域交流の促進と拠点づくり

現状と課題

市民アンケートでは、約6割の方が地域での付き合いがある程度あり、9割以上の方が地域での付き合いの必要性を感じています。これまでも「ふれあい・いきいきサロン」や「通いの場」の増設に取り組んできましたが、今後も、幅広い世代の住民が地区の行事等に参加できるよう、気軽に立ち寄れる場や情報を交換できる場等、住民相互の交流を促進する場づくりを進めるとともに、活動を発展させていくための支援が必要となっています。

こうした中で、「子ども食堂」や「地域食堂」といった地域のあらゆる年代の方が気軽に集まれる場は、地域住民の交流拠点であり問題解決を図る場として期待されています。

課題の解決に向けた方針

実施目標(1) 交流の拠点づくり

幅広い世代の住民や地区組織、各種団体等が、情報交換や交流、ボランティア活動の場として気軽に集える機会や拠点づくりを図ります。

住民
<ul style="list-style-type: none">○ 日頃から会話やコミュニケーションを大切にします。○ 「ふれあい・いきいきサロン」や介護予防活動としての「通いの場」について理解し、講習会等に参加します。
地域・関係機関・団体等
<ul style="list-style-type: none">○ 自治会や地域の団体等は、地区集会所や地域の福祉施設等を地域福祉活動の拠点として、「ふれあい・いきいきサロン」や「通いの場」での交流活動を行います。○ まちづくり活動に取り組む市民団体やボランティア団体等は、「活動の場」として空き店舗等を利用し、情報交換や交流の場づくりに努めます。○ 地域活動団体や社会福祉法人等は、地域の子どもたちと大人の多世代交流拠点となる子ども食堂や地域食堂等を開設し、運営します。○ 自治会や地域の団体等は、地域での交流活動の中で、住民同士のつながりを深め、新規参加者の発掘を行ながら、活動継続に努めます。
市社会福祉協議会
<ul style="list-style-type: none">○ 子どもや障害のある人、高齢者等、誰もが参加しやすい「ふれあい・いきいきサロン」の開設を支援します。

- 「ふれあい・いきいきサロン」の設置や担い手育成を行うため、「スタート講習会」や「サポート講習会」を開催します。
- 地域に根ざした「ふれあい・いきいきサロン」活動を支援します。
- 防府市こども食堂ネットワーク協議会を通じて、地域活動団体や社会福祉法人等が「子ども食堂」や「地域食堂」等の拠点づくりを検討・設置する際にアドバイスや支援を行います。

市

- 公共施設を地域交流の場として積極的に利用するとともに、参加者の呼びかけ等の支援を行います。
- 誰もが気軽に立ち寄れる居場所として、既存の施設や地域の社会福祉施設を活用して、地域の拠点整備を図っていきます。
- 地域住民が主体的に介護予防等の活動を行う「通いの場」等を活用した住民同士の交流・孤立防止の取組を支援します。
- 「子ども食堂」や「地域食堂」等の拠点づくりの普及啓発に努めます。

実施目標(2) 世代間交流の促進

豊かな知識と経験を有するおじいちゃん、おばあちゃんの知恵や知識の伝承等、世代間や世代を超えた交流を促進します。

住民
<ul style="list-style-type: none"> ○ 家族で地域の祭等の行事に積極的に参加します。 ○ 近所付き合い等、身近な場所での交流を図ります。
地域・関係機関・団体等
<ul style="list-style-type: none"> ○ 地区社会福祉協議会や地域の福祉施設等が中心となって、若い世代と高齢者等の交流の場を設けます。
市社会福祉協議会
<ul style="list-style-type: none"> ○ 老人クラブの行う三世代交流事業を支援します。 ○ 地域における世代間交流の行事等の開催に協力します。
市
<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校において、行事や課外活動等の場で高齢者や障害のある人との交流の機会をより多く設けられるよう働きかけます。 ○ 学校、公共施設の開放等、住民の交流の場を提供するよう努めます。

実施目標計画

実施目標計画	事業又は取組	担当部署
(1)地域交流の拠点づくりの支援と整備 <13>	①介護予防・日常生活支援総合事業 (通いの場の設置)、認知症カフェ設置事業、元気アップくらぶ事業	高齢福祉課
	②地域子育て支援拠点事業	子育て支援課
	③ふれあい・いきいきサロン事業	市社会福祉協議会
(2)学校や保育所等での世代間交流の実施 <14>	①地域の人材を生かした授業の実施	学校教育課
	②三世代交流事業	高齢福祉課
	③保育所地域活動事業	子育て支援課

活動目標3

包括的支援体制の整備

現状と課題

人々が生活していく上で生じる課題は、介護、子育て、障害、病気等にとどまらず、住まい、就労、教育、家計、そして社会的孤立や社会参加など、「くらし」や「しごと」といった生活の全般にまで及びます。

また、それぞれの課題が複合的に絡んでいるものや「制度の狭間」にあるものなど、公的サービスのみでは解決できない場合もあり、このような課題へ対応するため、ボランティア団体やNPO、地域住民等の取組を促進し、関係機関のネットワークづくりを進め、土台となる「地域力の強化」を行っていくことが必要です。

そして、公的支援のあり方としても「縦割り」から「丸ごと」、即ち、分野横断的な支援へと転換することが求められています。

課題の解決に向けた方針

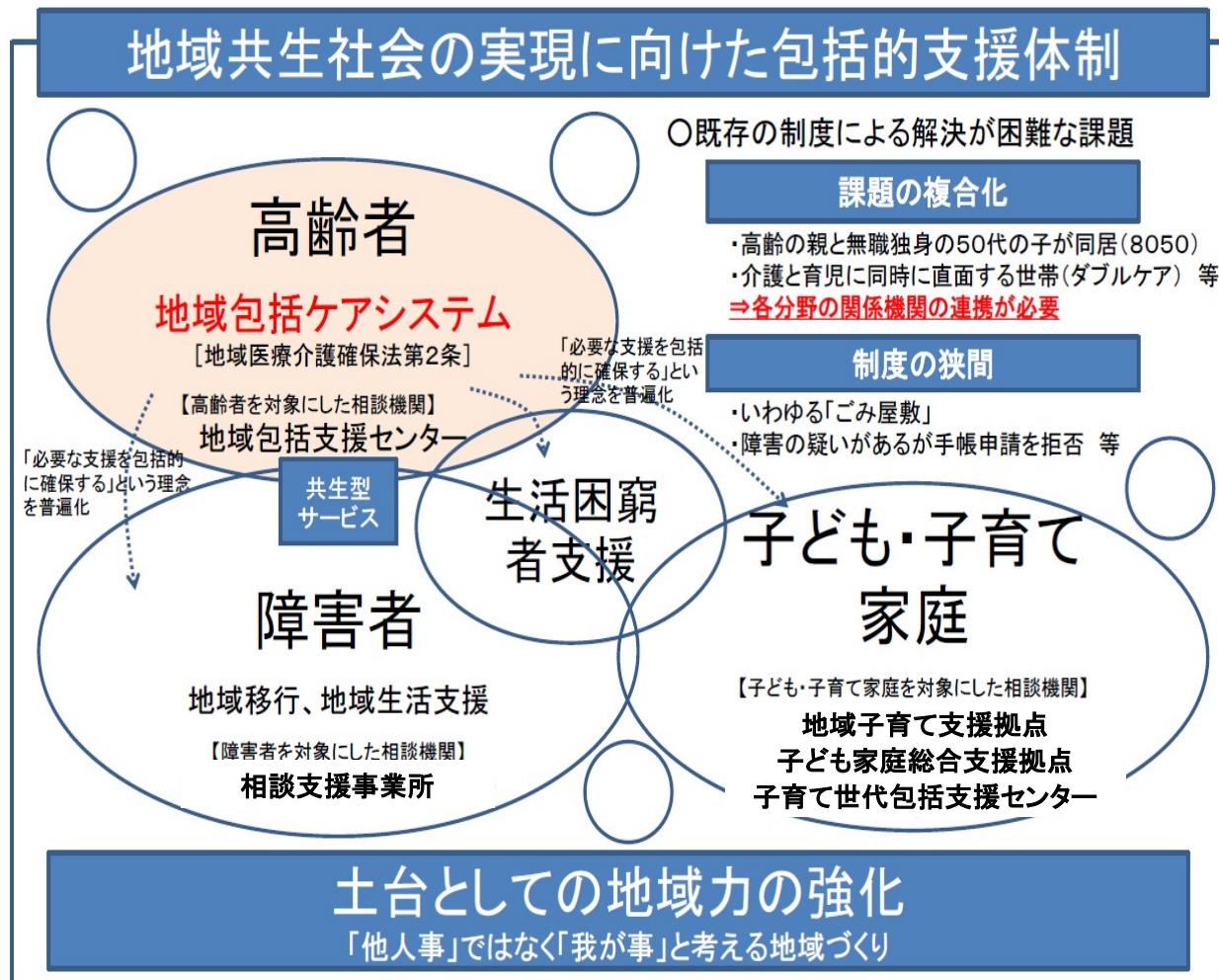
実施目標（1） 包括的支援体制の構築

地域包括ケアシステムなどを着実に進めつつ、多様なニーズを拾いあげる「全世代型・全対象型地域包括支援体制」づくりに取り組みます。

また、令和6年の新庁舎建設に向けて、福祉分野の関係各課と市社会福祉協議会が一体となった総合窓口等を設置するなど、市民の課題に寄り添い、丸ごと受け止めることができる相談支援体制の構築を図ります。

住民
<ul style="list-style-type: none">○ 地域福祉に関する活動へ積極的に参加します。○ 地域の困っている人に気付けるよう地域ぐるみで連携し、声かけ等を行います。
地域・関係機関・団体等
<ul style="list-style-type: none">○ 地域や地域の福祉団体等は、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な「地域生活課題」について把握し、関係機関等との連携による解決を目指します。○ 地域や地域の福祉団体等は、課題を抱える住民を地域で包括的に受け止める場づくりを推進します。
市社会福祉協議会
<ul style="list-style-type: none">○ 解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握した場合には、必要に応じて適切な支援機関につなぎます。

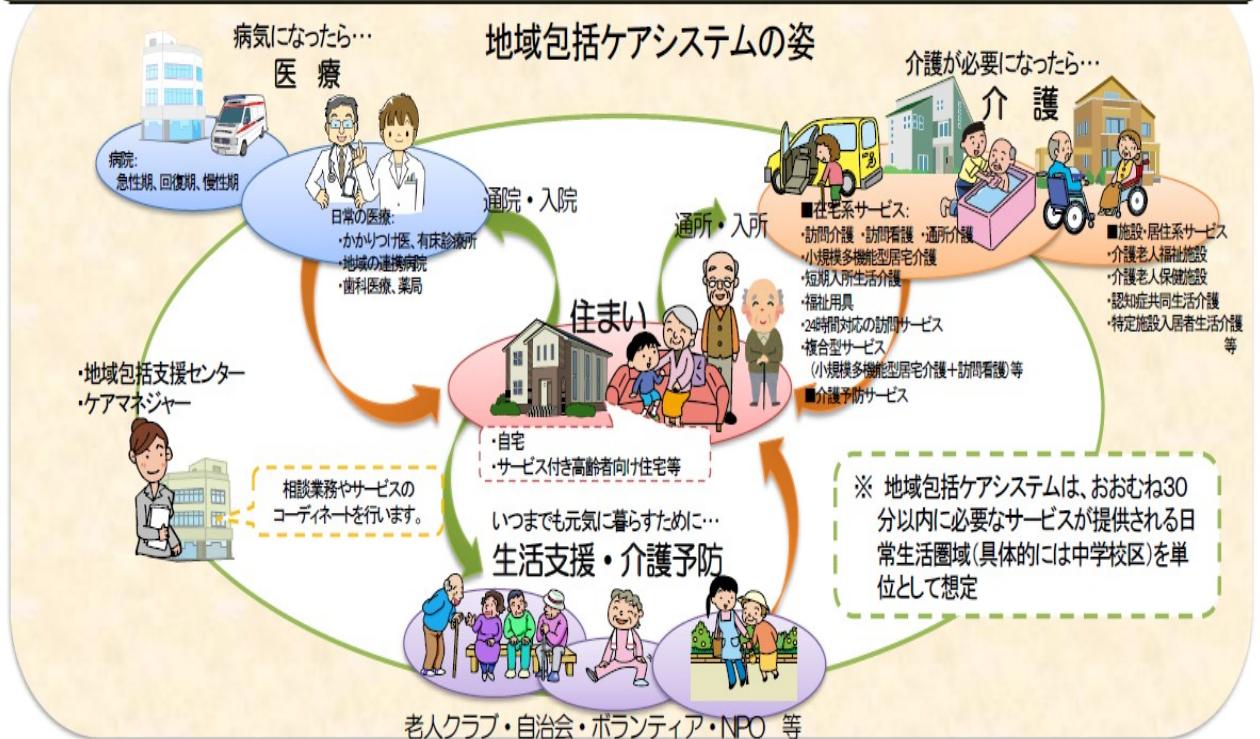
市
<ul style="list-style-type: none"> ○ 複合的な課題や「制度の狭間」にある課題の解決に向け、ボランティア団体やNPO、地域住民等の取組を促進し、公的福祉サービスのみでは解決できない課題への対応の強化を図るとともに、関係機関のネットワークづくりを促進します。 ○ 複数の分野にわたる相談に緊密に連携して対応するなど、福祉相談支援機能の強化を図ります。 ○ 家庭内で高齢者、障害者、児童に虐待を行った者、特に養護者又は保護者が抱えている課題に着目した支援の在り方について検討します。 ○ 複合化・複雑化した課題等に寄り添い的確に対応するため、各制度の相談支援機関の総合的なコーディネート等を行う相談支援包括化推進員の配置に努めます。 ○ 令和6年の新庁舎建設に向けて、福祉分野の関係各課と市社会福祉協議会が一体となった総合窓口等の設置を図ります。



(出典)厚生労働省資料を参照

地域包括ケアシステムの構築について

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしく暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)**の構築を実現。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差**。
- 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていく**ことが必要。



(出典)厚生労働省資料を参照

実施目標(2) 相談支援事業の啓発と推進

積極的な広報や啓発活動により様々な相談事業を紹介するとともに、不安や悩みを抱える人のニーズに適切に対応できる相談事業の充実を図ります。

住民												
<ul style="list-style-type: none"> ○ 広報紙やホームページを利用して、各種相談窓口に関する情報を得るよう努めます。 ○ 不安や悩みがある場合には、相談窓口を利用するよう努めます。 												
地域・関係機関・団体等												
<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の中で困っている人や地域の困り事に気付いたら、声かけや相談窓口を紹介するなど地域や地域の福祉団体等との連携に努めます。 												
市社会福祉協議会												
<ul style="list-style-type: none"> ○ 住民が困り事を民生委員・児童委員に相談できるよう、民生委員・児童委員の活動を紹介し、地域・関係機関等への理解を深めます。 												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">取 組</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 10px;">福祉総合相談</td> <td style="padding: 10px;">日常生活の中で心配事、悩み事、困り事等の相談を受けます。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 10px;">生活困窮者自立支援事業 (市受託事業)</td> <td style="padding: 10px;">自立相談支援機関を設置し、生活に困窮している人からの相談に対し、関係機関と連携しながら自立に向け包括的な支援を行います。 【自立相談支援、住居確保給付金、家計改善支援、一時生活支援】</td> </tr> <tr> <td style="padding: 10px;">生活福祉資金貸付事業 (県社協受託事業)</td> <td style="padding: 10px;">低所得者や高齢者、障害のある人の生活を経済的に支えるとともに、自立支援を図ります。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 10px;">地域福祉権利擁護事業 (県社協受託事業)</td> <td style="padding: 10px;">軽度の認知症高齢者や知的障害者、精神障害者等の理解力や判断能力が不十分な人に対して、福祉サービスの利用援助や金銭管理等の支援を行います。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 10px;">防府市成年後見センター</td> <td style="padding: 10px;">判断能力が不十分な人も、引き続き住み慣れた地域で安心して暮らせるように成年後見制度の利用の相談を行います。</td> </tr> </tbody> </table>	取 組	内 容	福祉総合相談	日常生活の中で心配事、悩み事、困り事等の相談を受けます。	生活困窮者自立支援事業 (市受託事業)	自立相談支援機関を設置し、生活に困窮している人からの相談に対し、関係機関と連携しながら自立に向け包括的な支援を行います。 【自立相談支援、住居確保給付金、家計改善支援、一時生活支援】	生活福祉資金貸付事業 (県社協受託事業)	低所得者や高齢者、障害のある人の生活を経済的に支えるとともに、自立支援を図ります。	地域福祉権利擁護事業 (県社協受託事業)	軽度の認知症高齢者や知的障害者、精神障害者等の理解力や判断能力が不十分な人に対して、福祉サービスの利用援助や金銭管理等の支援を行います。	防府市成年後見センター	判断能力が不十分な人も、引き続き住み慣れた地域で安心して暮らせるように成年後見制度の利用の相談を行います。
取 組	内 容											
福祉総合相談	日常生活の中で心配事、悩み事、困り事等の相談を受けます。											
生活困窮者自立支援事業 (市受託事業)	自立相談支援機関を設置し、生活に困窮している人からの相談に対し、関係機関と連携しながら自立に向け包括的な支援を行います。 【自立相談支援、住居確保給付金、家計改善支援、一時生活支援】											
生活福祉資金貸付事業 (県社協受託事業)	低所得者や高齢者、障害のある人の生活を経済的に支えるとともに、自立支援を図ります。											
地域福祉権利擁護事業 (県社協受託事業)	軽度の認知症高齢者や知的障害者、精神障害者等の理解力や判断能力が不十分な人に対して、福祉サービスの利用援助や金銭管理等の支援を行います。											
防府市成年後見センター	判断能力が不十分な人も、引き続き住み慣れた地域で安心して暮らせるように成年後見制度の利用の相談を行います。											

市		
取 組		
○ 各種相談窓口の周知を行います。		
○ 福祉サービスの利用に関する情報提供、支援関係機関との連携を図り、福祉相談の窓口の適切な案内を行います。		
○ 福祉部門だけでは解決できない問題については、関係機関との連携を図ります。		
取 組	内 容	担当課
高齢者相談支援の充実	高齢者の包括支援を市内5地域の地域包括支援センターで行います。	高齢福祉課
障害者相談支援の充実	障害のある人や家族の抱える問題に対して、市内3事業所で総合的な相談を行います。	障害福祉課
地域生活支援拠点等の整備（障害者）	入所施設等からの地域生活移行を進めるため、障害のある人の緊急時の受け入れや、共同生活援助等の体験の機会・場を提供する拠点等を整備し、相談・支援を行います。	障害福祉課
子ども相談支援の充実と子ども家庭総合支援拠点の機能強化	子ども等に関する相談全般からソーシャルワーク機能を担う拠点の機能強化を図ります。	子育て支援課
ひとり親家庭等の自立支援の実施	母子父子自立支援員がひとり親家庭の社会生活についての総合的な相談に応じます。	子育て支援課
保健センター機能の充実	市民の健康づくりに関わる相談支援を行います。	健康増進課
妊娠期から子育て期までの支援	妊娠期から子育て期までの総合相談支援を子育て世代包括支援センター(子育て応援室まるまるほうふ)や保健センターで行います。	健康増進課
自殺対策の強化	防府市自殺対策計画に基づき、関係機関とのネットワークや相談体制の強化、普及啓発を行います。	健康増進課
地域福祉権利擁護事業の支援	軽度の認知症や知的障害、精神障害等により理解力や判断能力が不十分な人に対して、福祉サービスの利用援助や金銭管理等を行う地域福祉権利擁護事業を推進します。	高齢福祉課 障害福祉課 社会福祉課
成年後見制度利用支援事業	判断能力が不十分な認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者などで判断能力が不十分である一定の要件に該当する人に対し、成年後見制度を利用するための費用の一部又は全部を助成します。	高齢福祉課 障害福祉課

生活困窮者自立支援事業の推進	自立相談支援機関を設置(委託)し、生活に困窮している人からの相談に対し、自立に向けた包括的な支援を行います。	社会福祉課
就労支援の充実	生活保護受給者や <u>生活困窮者</u> 、障害者等の自立を後押しするため、ハローワーク等の関係機関と連携しながら、就労に結びつくよう支援の充実を図ります。	社会福祉課 障害福祉課
再犯防止等の推進	罪を犯した人が地域で安定した生活を送ることができるよう、国や県の施策及び関係機関と連携した取組を行うことにより、再犯の防止等を推進します。	社会福祉課
ひきこもりの支援	ひきこもりの人及びその家族に対し、社会参加を目指すための支援を行います。	障害福祉課

実施目標(3) 相談関係機関との連携

支援を必要とする人が増加し、ニーズも多様化している中、地域からの相談を受け、福祉の課題に対応していくため、^{*}コミュニティ・ソーシャル・ワーカー(CSW)や、生活支援コーディネーター、^{*}相談支援専門員といった福祉の専門職を配置するとともに、複合化・複雑化した課題等に寄り添い的確に対応するため、各制度ごとの相談支援機関の総合的なコーディネート等を行う相談支援包括化推進員の配置に努めます。

住民
<ul style="list-style-type: none"> ○ 各分野の相談支援機能や相談窓口等への理解・認識を深めます。
地域・関係機関・団体等
<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域活動団体等は、支援を必要としている人がいれば、適切な相談機関、専門職につなぐことができるよう、福祉員、民生委員・児童委員、専門職との情報交換の場づくりを進めます。
市社会福祉協議会
<ul style="list-style-type: none"> ○ 相談関係機関の連携を強化し、情報共有しながら問題解決に努めます。 ○ 相談の内容に応じて、適切な相談機関や専門職へ紹介します。 ○ ニーズの把握に当たり、コミュニティ・ソーシャル・ワーカーが民生委員・児童委員協議会の定例会等に出席し、民生委員・児童委員等との連携を強化します。 ○ 生活困窮者自立相談支援センターの相談員やコミュニティ・ソーシャル・ワーカー等は、地域包括支援センターなど関係機関との連携強化を図ります。
市
<ul style="list-style-type: none"> ○ 生活支援コーディネーター等を配置し、きめ細かな相談業務ができるよう、市の関係部局を始め他の相談関係機関との連携を図ります。 ○ 複合化・複雑化した課題には、各相談機関が、互いに持っている情報やノウハウを活用し相互に連携して取り組みます。 ○ 相談者の属性、世代、相談内容にかかわらず、包括的に相談を受け止められるよう、相談支援機関が抱える課題のある人を適切な相談支援機関へつないだり、進行管理をするなど総合的なコーディネート等をする相談支援包括化推進員の配置に努めます。 ○ 犯罪や非行をした人たちの社会復帰の推進を図るため、関係機関・団体との連携を強化し、立ち直り支援への取組を推進します。

実施目標(4) 相談従事者の資質向上

情報交換会・事例検討会の開催、専門的な研修会へ参加し、相談従事者の相談・指導能力の向上を図ります。

住民
<ul style="list-style-type: none">○ 各分野の相談支援機能や相談窓口等への理解・認識を深めます。
地域・関係機関・団体等
<ul style="list-style-type: none">○ 地域の福祉事業者、団体及び企業等は、相談業務に関する研修会へ積極的に参加します。○ 地域の福祉事業者、団体及び企業等は、相談者のプライバシー保護等に一層配慮します。
市社会福祉協議会
<ul style="list-style-type: none">○ 多種多様な相談に応じるため、関係者との情報交換を行うとともに、各種相談業務に関する研修会へ参加し、相談従事者の専門性と資質の向上を図ります。○ 幅広い相談支援ができるように、コミュニティ・ソーシャル・ワーカー等の養成研修会に参加します。○ 地域福祉権利擁護相談窓口が適切に機能するよう手引き等を作成し、相談従事者の資質向上を図ります。
市
<ul style="list-style-type: none">○ 相談支援に関する研修会を実施するなど、相談従事者の資質向上に努めます。○ 地域や関係機関・団体及び社会福祉協議会が行う研修等を支援します。○ こころに悩みを抱え自殺の危険性がある人に気付き、声をかける命の門番といわれる「ゲートキーパー」を養成します。

実施目標（5）地域の生活課題や住民の個別課題の把握

地域住民を巻き込み、地域の課題を地域で解決していくための意識の醸成と支援機関との連携強化を図るとともに、地域の生活課題や住民の個別課題を発見・把握する必要があるため、地区社会福祉協議会や地域包括支援センター等による住民座談会等の開催や地域の実情に応じた小地域福祉計画の見直しに対する支援等を行います。

住民
<ul style="list-style-type: none">○ 地区社会福祉協議会等が開催する座談会等に参加して地域の生活課題等の状況把握に努めます。
地域・関係機関・団体等
<ul style="list-style-type: none">○ 地域や地域の福祉事業者、団体等は、地域の生活課題等の把握のため、関係機関との連携を図ります。○ 自治会等地域の団体は、地域活動団体や社会福祉法人等が設置する交流拠点の場から地域の課題の把握に努めます。
市社会福祉協議会
<ul style="list-style-type: none">○ 地域の生活課題や住民の個別課題を発見・把握するため、住民座談会等の開催や地区社会福祉協議会の小地域福祉計画の見直しを支援します。○ コミュニティ・ソーシャル・ワーカーと地域住民が協働しながら、支援が必要な人の発見に努めます。
市
<ul style="list-style-type: none">○ 地域福祉に携わる様々な団体・組織が地域の生活課題を把握し、課題解決に向けた取組を行えるよう支援します。

実施目標(6) 地域の生活課題や住民の個別課題の解決

地域住民が主体的に地域の生活課題や住民の個別課題を解決する環境を作るため、課題の解決に向けた地域住民の話し合いの場づくりを進め、地域住民等による日常的な見守り訪問活動や関係機関等との連携を図り、課題解決に向けて取り組みます。

住民
<ul style="list-style-type: none"> ○ 日頃から各家庭や隣近所等で挨拶や見守りをするなどのコミュニケーションを図るとともに、住民相互での助け合いに努めます。
地域・関係機関・団体等
<ul style="list-style-type: none"> ○ 自治会等地域の団体は、地域の生活課題を積極的な視点で捉え、柔軟な発想を持ちます。 ○ 自治会等地域の団体は、地域活動団体や社会福祉法人等が実施する交流拠点の場から把握した地域の課題について、地域で解決できることは地域で解決するとともに、困難な課題については、関係機関につなぎます。
市社会福祉協議会
<ul style="list-style-type: none"> ○ 小地域福祉活動による一体的できめ細かい地域の見守り体制や活動を促進します。 ○ コミュニティ・ソーシャル・ワーカーと住民が協働しながら地域のニーズを把握し、必要に応じて関係機関につなぎます。 ○ 幅広い相談支援ができるように、コミュニティ・ソーシャル・ワーカー等の養成研修会に参加します。
市
<ul style="list-style-type: none"> ○ 日常業務の中で高齢者と接することの多い防府市高齢者等見守り活動事業協力事業者と連携した見守り活動を実施します。 ○ 市民が自主的に地域活動へ参画できる環境整備を市社会福祉協議会と取り組みます。

実施目標計画

実施目標計画	事業又は取組	担当部署
(1)総合的な相談支援体制づくりに向けた調整と整備 <15>	①総合的な相談支援体制づくりに向けた調整と整備	高齢福祉課 障害福祉課 子育て支援課 健康増進課 社会福祉課 市社会福祉協議会
(2)福祉相談窓口の周知と利用促進 <16>	①無料法律相談	市政相談課
	②高齢者相談支援の充実、各包括支援センターとの連携	高齢福祉課
	③障害者相談支援の充実、相談支援事業所との連携	障害福祉課
	④子ども相談支援の充実、子ども家庭総合支援拠点運営事業	子育て支援課
	⑤保健センター機能の充実、子育て世代包括支援センター運営事業	健康増進課
	⑥男女共同参画相談事業、犯罪被害者等支援事業、生活困窮者自立支援事業	社会福祉課
	⑦福祉総合相談事業	市社会福祉協議会
(3)相談業務に関する情報交換会や事例検討会等の実施と相談関係機関の連携強化 <17>	①地域ケア会議	高齢福祉課
	②防府市地域総合支援協議会	障害福祉課
	③要保護児童対策地域協議会	子育て支援課
	④子育て世代包括支援ネットワーク会議	健康増進課
	⑤生活困窮者自立支援事業	社会福祉課
	⑥生活福祉資金貸付事業事例検討会	市社会福祉協議会
(4)相談従事者の資質向上のための研修会への参加 <18>	①他職種研修会	高齢福祉課
	②防府市地域総合支援協議会	障害福祉課
	③養育支援訪問事業	子育て支援課
	④母子保健推進員研修会	健康増進課
	⑤男女共同参画相談事業	社会福祉課
	⑥福祉総合相談事業、CSW 養成研修	市社会福祉協議会
(5)地域の生活課題や住民の個別課題の把握 <19>	①地区社会福祉協議会の年間地域福祉事業の支援	市社会福祉協議会
(6)地域の生活課題や住民の個別課題の解決 <20>	①地域の連携・交流(プラットフォーム)の支援	市社会福祉協議会

活動目標4

福祉サービス利用者の保護と支援

現状と課題

現在の福祉サービスは自分でサービスを選び、契約を通じて利用することとなっています。誰もが自らの意思と判断に基づいて福祉サービスを利用できるよう、支援の仕組みや制度について周知し、体制を充実させることが必要です。

中でも、認知症高齢者や障害のある人が、判断能力が不十分な場合などに、財産管理や日常生活で生じる契約で不利益を被らないよう保護するとともに、利用者の苦情や悩み事の相談に応じ、安心して生活ができるように支援することが必要です。

また、DVや虐待等専門性の高い問題への対応については、早期発見、早期支援といった迅速な対応が必要であり、状況によって関係機関との連携が不可欠となります。

さらに、犯罪や非行をした人が、社会において孤立することなく、円滑に社会復帰できるよう支援することも、安全安心な社会の実現から重要になっています。

課題の解決に向けた方針

実施目標(1) 権利擁護体制の充実と成年後見制度の利用促進

福祉サービスを利用する人が、認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が低下した場合でも、権利が擁護される体制の充実として地域福祉権利擁護事業や、判断能力が不十分な人の法律上の権利を保護する仕組みである成年後見制度の利用を推進していきます。

そのため、令和3年に市社会福祉協議会に設置する「防府市成年後見センター」を地域連携ネットワークにおける中核機関として位置付け、成年後見制度の普及、啓発、相談を行い、
市民後見人等の育成や親族後見人も含めた活動支援について体制を整備していきます。
*
*
*

また、地域福祉権利擁護事業の対象とはならないものの判断能力に不安があり、金銭管理が必要な人や、身元保証人が存在していないために生活等に困難を抱えている人への支援について検討します。

住民

- 地域福祉権利擁護事業や成年後見制度について知り、必要に応じて活用していくよう努めます。
- 地域に、自ら理解・判断が困難な高齢者や障害のある人がいる場合、民生委員・児童委員等福祉関係者に連絡・相談します。

地域・関係機関・団体等

- 地域や福祉関係者による見守り活動により問題の早期発見に努めます。

市社会福祉協議会

- 防府市成年後見センターでは、成年後見制度に関する相談窓口として制度の広報や相談対応を行っていきます。
- 地域福祉権利擁護事業及び成年後見制度の円滑な利用の実施を図るため、体制の整備や専門員、生活支援員等の資質向上に取り組みます。
- 利用者のニーズに対応できるよう、支援者や福祉関係者へ事業や制度の周知を図ります。
- 判断能力を有しながらも福祉サービスを適切に利用できていない人に対して、コミュニティ・ソーシャル・ワーカー等によるアウトリーチにより地域福祉権利擁護事業の利用促進を図ります。
- 必要とする人に対して、法人成年後見が受任できるように体制を充実させます。

取 組	内 容
地域福祉権利擁護事業	軽度の認知症高齢者や知的障害、精神障害等により理解力や判断能力が不十分な人に対して、福祉サービスの利用援助や金銭管理等の支援を行います。
成年後見制度の利用支援	地域連携ネットワークにおける中核機関である防府市成年後見センターでは、広報、相談、利用促進等の支援を段階的に取り組みます。
法人成年後見人の受任	判断能力が不十分な人の権利を擁護するため、後見人による後見を受けられず、経済的な事情から後見人を得られない人のために、社会福祉協議会が法人として成年後見人となり、身上保護を中心とした後見活動を行います。

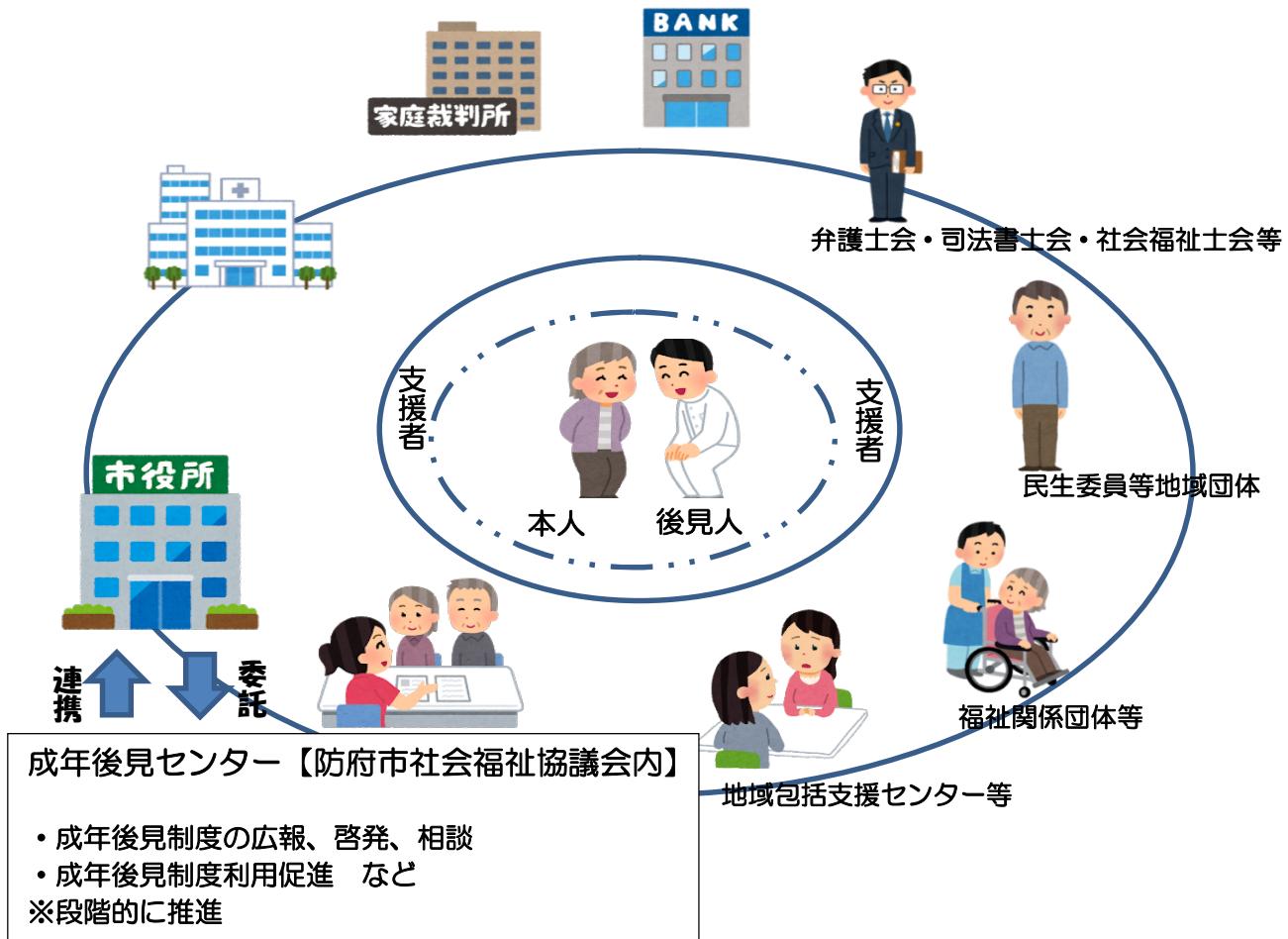
市

- 地域における権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向けて、相談機能及び必要な会議のコーディネートや運営を行う機関として、市社会福祉協議会に「防府市成年後見センター」を地域連携ネットワークにおける中核機関として設置します。
- 地域福祉権利擁護事業や成年後見制度の普及啓発に努めます。
- 市社会福祉協議会の法人成年後見受任体制を支援します。

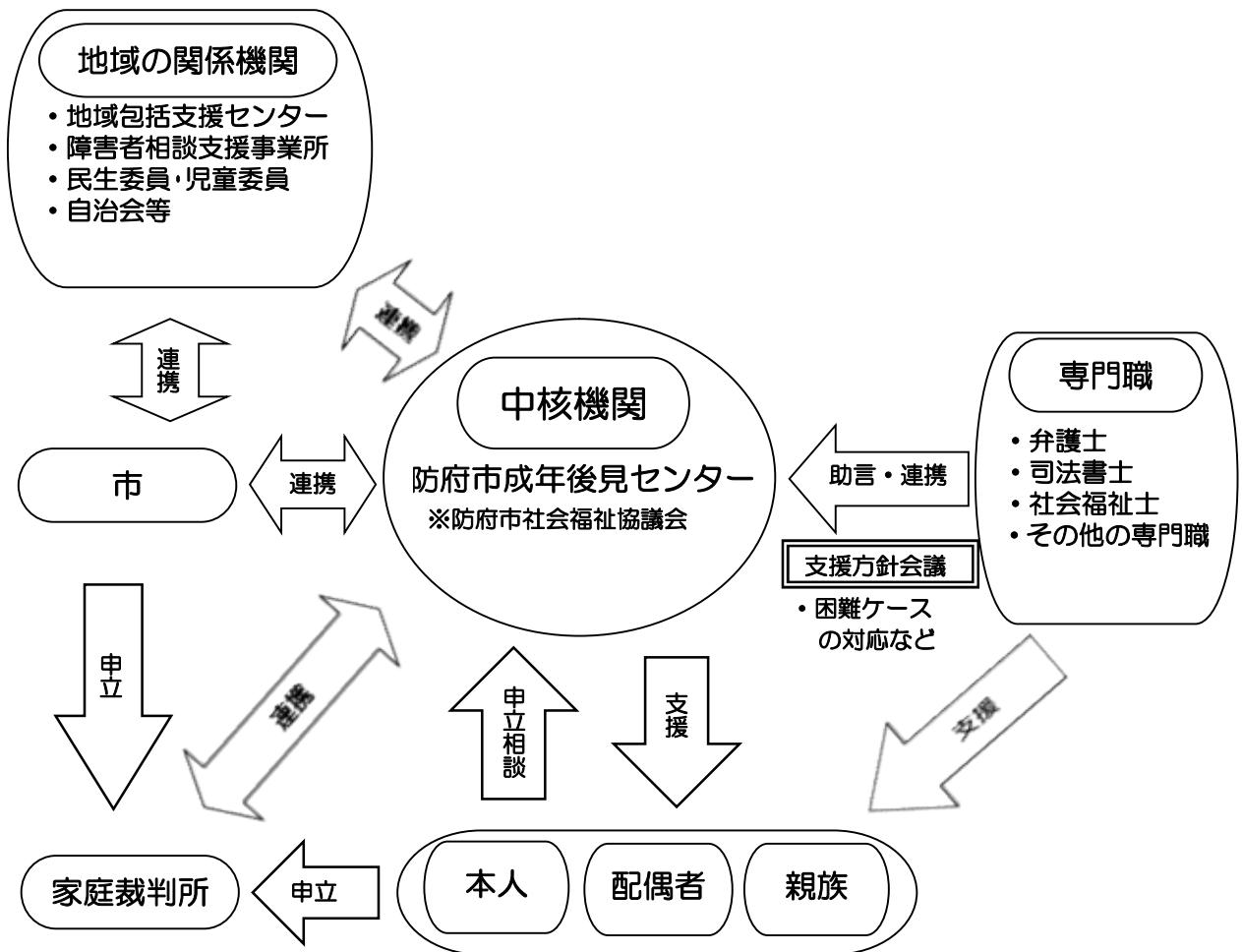
取 組	内 容	担当課
地域福祉権利擁護事業の支援	軽度の認知症や知的障害、精神障害等により理解力や判断能力が不十分な人に対して、福祉サービスの利用援助や金銭管理等を行う地域福祉権利擁護事業を推進します。	高齢福祉課 障害福祉課 社会福祉課

成年後見制度の利用支援	成年後見制度支援体制を構築します。成年後見センターの協議会において、成年後見制度利用促進の進捗状況についての管理を行います。	高齢福祉課 障害福祉課 社会福祉課
成年後見制度市長申立の実施	判断能力が不十分な人の権利を擁護するため、申し立てを行う親族がない等の理由により制度を利用できない人を対象に市長申立を行います。 また、成年後見人等の報酬の支払いが困難な人に対して助成を行います。	高齢福祉課 障害福祉課 社会福祉課
市民後見人の養成・支援	判断能力が不十分な人の権利を擁護するため、地域の身近な存在として市民が後見活動を行う「市民後見人」について、養成及び支援を行います。	高齢福祉課 障害福祉課 社会福祉課

・地域連携ネットワークのイメージ



・成年後見制度利用促進（相談～申立段階）の連携体制のイメージ



実施目標(2) 虐待防止体制の強化

高齢者、障害者や子ども等への虐待の未然防止や早期発見・早期対応に向けた相談支援体制の充実や、関係機関の連携強化を図ります。

住民	<ul style="list-style-type: none"> ○ 虐待・DVについて、正しい理解・認識を深めます。 ○ 虐待・DVに関する連絡・相談先を知るとともに、身近で被害に気付いた場合は、民生委員・児童委員や関係機関に連絡します。 	
地域・関係機関・団体等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域や地域の福祉事業者、団体等は、地域における活動等で、被害に気付いた場合は、関係機関に連絡します。 	
市社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 虐待・DVの未然防止や早期発見について、民生委員・児童委員、自治会及び地域包括支援センター等との連携強化を図ります。 	
市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者、障害者及び子ども虐待の早期発見、早期対応及び、家族などの養護者の支援を行うよう関係機関との連携のもと速やかに対応します。 	
取 組	内 容	担当課
高齢者虐待防止対策	高齢者への虐待の防止、迅速な対応、再発防止等への取組のため、地域包括支援センターに相談窓口を設置します。	高齢福祉課
障害者虐待防止対策	障害のある人への虐待防止、迅速な対応、再発防止等への取組のため、障害者虐待防止センターを運営します。	障害福祉課
児童虐待防止対策	要保護児童地域対策協議会の運営とともに、子ども家庭総合支援拠点を中心として、要保護児童やその保護者などに適切な支援を関係機関と連携して行います。	子育て支援課 健康増進課
配偶者等からの DV 対策	専門相談員を配置し、相談・支援を関係機関と連携して行います。	社会福祉課

実施目標(3) 差別解消の取組の推進

人権を取り巻く状況は、社会環境の急激な変化に伴い、全国的に複雑化・多様化する傾向にあり、新たな人権課題も生じてきています。

障害者等を理由とする差別を始め、様々な人権課題の解決に向けて、国や県、関係機関等と連携し、市民や事業者の人権に関する正しい理解を深めるとともに、人権尊重意識の高揚を図ります。

住民
○ 住民一人ひとりが人権課題を理解し、お互いの人権が尊重された心豊かな地域社会の実現を目指します。
地域・関係機関・団体等
○ 地域・関係機関・団体など、多様な主体がそれぞれの役割や自主性を踏まえつつ、相互に連携して学習機会の充実などに努め、人権意識の高揚を図ります。
市社会福祉協議会
○ 相談・支援体制を充実することで、誰もが心豊かな生活を共に送ることができる地域社会の実現を目指します。 ○ 障害のある人も暮らしやすい社会を実現するため、様々な障害を正しく理解し、障害のある人へちょっとした配慮や手助けができる障害福祉啓発セミナー等の研修を実施します。
市
○ 防府市人権推進指針を策定し、人権を尊重した行政の推進、人権教育・人権啓発の推進、相談体制の充実などの諸施策に取り組みます。 ○ また、市内各福祉センターにおいて、人権学習会の開催など、福祉の向上と人権啓発を推進します。 ○ 障害のある人から配慮を求める意思表示があった場合に、「社会的障壁」を取り除くために必要かつ合理的な配慮を行います。 ○ 障害のある人に対する差別解消への取組について、市民や企業、商業施設等に対し、市広報やホームページ等により、法の趣旨の周知や理解の促進・啓発を図ります。

実施目標(4) 個人情報の保護

個人情報の適切な取り扱いやプライバシーの配慮について、支援の担い手への理解を促進します。

住民
<ul style="list-style-type: none">○ 個人情報の取り扱いに十分配慮しつつ、日常的な近所付き合いを深めることで、隣近所での見守りの目を増やし、こうしたつながりを災害時などの有事に活かしていきます。
地域・関係機関・団体等
<ul style="list-style-type: none">○ 地域や地域の福祉事業者、団体等は、個人情報の取り扱いに配慮しながら、地域において、支援を必要としている課題の発見に努めます。
市社会福祉協議会
<ul style="list-style-type: none">○ 地域や行政などから得た個人情報の取り扱いには十分配慮し、関係団体等の適切な支援に努めます。
市
<ul style="list-style-type: none">○ 個人情報の取り扱いについて正しく理解し、適切に取り扱うことで、住民との信頼関係を築きながら、情報共有ができるように努めます。

実施目標(5) 苦情相談の対応

福祉サービス利用者の立場に立ったサービス提供体制が確保されるよう、苦情解決体制の整備を促進します。

住民
<ul style="list-style-type: none">○ 広報紙や福祉サービス提供事業者等から、苦情相談窓口等の情報収集に努めます。○ 福祉サービスを利用する際には、事前に内容を福祉サービス提供事業者等に確認します。
地域・関係機関・団体等
<ul style="list-style-type: none">○ 地域の福祉事業者等は、福祉サービス利用者からの苦情を真摯に受け止め、迅速・誠実に対応して解決を図ります。
市社会福祉協議会
<ul style="list-style-type: none">○ 福祉サービス利用者からの苦情を真摯に受け止め、迅速・誠実に対応して解決を図ります。○ 苦情解決窓口や苦情解決体制の充実を図ります。
市
<ul style="list-style-type: none">○ 適切な福祉相談窓口へ案内します。○ 適切な関係機関を紹介します。

実施目標計画

実施目標計画	事業又は取組	担当部署
(1)権利擁護にかかる制度の周知及び「防府市成年後見センター」の体制整備 <21>	①成年後見制度利用支援事業	高齢福祉課 障害福祉課 社会福祉課
	②成年後見受任事業、地域福祉権利擁護事業	市社会福祉協議会
(2)虐待相談窓口の周知と関係機関の連携強化 <22>	①地域包括支援センターに高齢者虐待相談窓口設置	高齢福祉課
	②障害者虐待防止センター運営事業	障害福祉課
	③子ども家庭総合支援拠点事業	子育て支援課
	④保健センター機能の充実、子育て世代包括支援センター運営事業	健康増進課
	⑤男女共同参画相談事業	社会福祉課
	⑥福祉総合相談事業	市社会福祉協議会
(3)防府市人権推進指針及び障害者差別解消法に基づく人権尊重意識の啓発 <23>	①人権学習市民セミナー等開催	生涯学習課
	②障害者差別解消法に基づく取組	障害福祉課
	③防府市人権推進指針に基づく取組	社会福祉課
(4)個人情報の適切な取り扱いにかかる周知 <24>	①個人情報の適切な取り扱いにかかる周知	高齢福祉課 障害福祉課 子育て支援課 健康増進課 社会福祉課 市社会福祉協議会
(5)苦情相談への適切な対応の実施 <25>	①各相談窓口業務	高齢福祉課 障害福祉課 子育て支援課 健康増進課 社会福祉課 市社会福祉協議会

活動目標5

安全・安心を守る活動の推進

現状と課題

少子高齢化の進行や家族機能の低下等により、地域社会では住民同士のつながりが希薄化しているため、避難行動要支援者へのきめ細かい支援体制や緊急時等における地域の支え合いの確立等が求められています。

課題の解決に向けた方針

実施目標(1) 避難行動要支援者の避難支援等の体制づくり

災害時の支援体制の整備、協力等、いざという時の安心づくりを進めます。

住民
<ul style="list-style-type: none">○ 地域で実施される防災訓練に参加し、地域の防災支援体制を把握し協力します。○ 各家庭において避難の方法や防災等について話し合い、災害時に備えます。○ 災害時には、声をかけ合い、支援を必要とする人（要配慮者）や近所の人たちと一緒に安全な場所へ避難します。○ 日頃から近隣や地域での人間関係を築くよう努めます。
地域・関係機関・団体等
<ul style="list-style-type: none">○ 自治会等による[*]自主防災組織づくりを推進し、地域での防災意識を高めるよう努めます。○ 地域や自主防災組織等は、市から提供された避難行動要支援者名簿により避難行動要支援者一人ひとりの個別支援計画の作成に努めます。
市社会福祉協議会
<ul style="list-style-type: none">○ 住民同士の支え合いを支援します。○ 地域の防災研修を提案し、支援します。○ 市や市民活動支援センターと連携し、災害ボランティアセンターの運営スタッフの育成強化に努めます。○ 「防府市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」の見直しを図ります。
市
<ul style="list-style-type: none">○ 避難支援等の強化のため、避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援等関係者へ提供を行います。

- 災害時に要配慮者に対し適切に避難誘導等の支援が行えるよう、平常時から、民生委員・児童委員や自主防災組織等との必要な情報の共有等を促進します。
- 災害時に、避難行動要支援者に適切な情報を迅速に伝える体制を整備します。
- 災害時の支援体制を整備し、強化するとともに、各地区における支援体制を推進します。
- 自主防災組織を育成し、災害に備えるための活動を支援します。
- 市社会福祉協議会や市民活動支援センターと連携し、災害ボランティアの育成や活動支援に努めます。
- 災害ボランティアセンターの設置、運営を支援します。

実施目標(2) 安全・安心な地域づくりの推進

防犯等の活動を推進し、支援するなど、安全・安心な地域づくりに取り組みます。

住民
<ul style="list-style-type: none">○ 日頃から各家庭や隣近所等で挨拶や見守りをするなどして、住民相互の助け合いに努めます。○ 防犯に努め、不審者や事件、事故等を見かけたら通報に努めます。
地域・関係機関・団体等
<ul style="list-style-type: none">○ 地域や地域の団体は、地域での防犯パトロールや子どもの登下校の見守り等の防犯活動の継続に努めます。
市社会福祉協議会
<ul style="list-style-type: none">○ 小地域福祉活動による一体的できめ細かい地域の見守り体制や活動を促進します。
市
<ul style="list-style-type: none">○ 警察や青少年育成市民会議等との連携を強化し、「子ども110番の家」の啓発や巡回活動、「青少年の非行・被害防止運動」による活動を行い、地域における様々な防犯活動を促進します。○ 悪徳商法等市民生活に関わる情報提供や講習会等の開催に努めます。○ 日常業務の中で高齢者と接することの多い防府市高齢者等見守り活動事業協力事業者と連携した見守り活動を実施します。

実施目標計画

実施目標計画	事業又は取組	担当部署
(1)避難行動要支援者の把握・情報管理や提供 <26>	①災害時要配慮者支援事業、災害時避難支援情報提供登録	高齢福祉課
	②災害時避難支援情報提供登録	障害福祉課
(2)交通安全や防犯等の活動支援 <27>	①交通安全啓発事業	生活安全課
	②消費生活事業	市政相談課
	③地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業	学校教育課
	④子ども安全安心対策事業、非行防止環境浄化活動	生涯学習課
	⑤更生保護団体助成	社会福祉課

基本目標Ⅲ 誰もが安心して利用できる地域福祉のしくみづくり

活動目標1 支え合いのネットワークの拡充

現状と課題

ひとり暮らし高齢者やひとり親家庭等で悩みや問題を抱えている人の孤立が増えてきています。第一次計画及び第二次計画では、孤立状態をなくし、地域で安心して暮らしていくよう、各地域がそれぞれの課題を見い出し、地域の実情に合った活動を行う上での指針とするため、「小地域福祉活動計画」を策定する取組を行いました。

今後も、既に策定した「小地域福祉活動計画」に基づきながら、関係機関や地域の組織、
*生活関連事業者等による地域での見守り活動等、地域全体での支え合いのネットワークを強化することが重要になっています。

課題の解決に向けた方針

実施目標（1） 社会福祉協議会の基盤強化

地域での支え合いの推進は、社会福祉協議会の本来の役割である地域福祉の推進そのものです。この地域福祉活動の中心的な存在である市社会福祉協議会の体制や財政基盤を強化し、各地域での活動拠点となる地区社会福祉協議会の活動促進と併せて、地域福祉活動を推進します。

住民
<ul style="list-style-type: none">○ 地域の活動に关心を持ち、参加・協力するよう心がけます。○ 地区社会福祉協議会等の行事や活動を理解し、積極的に参加・協力します。
地域・関係機関・団体等
<ul style="list-style-type: none">○ 地区社会福祉協議会や地域の関係機関・団体等の活動を積極的に住民へ周知し、関心を持ってもらえるよう、効果的な情報提供に努めます。
市社会福祉協議会
<ul style="list-style-type: none">○ 「福祉の輪づくり運動」の推進組織として活動の活性化を図ります。○ 住民へ社会福祉協議会の活動の認識と理解が深まるよう周知活動に努めます。○ 地区社会福祉協議会の活動を積極的に住民へ周知し、地域福祉活動の基盤強化を図ります。

- 各地域で策定された「小地域福祉活動計画」に基づいた活動の継続支援を実施します。
- 組織体制の整備を図るとともに財源の確保に努めます。
- 行政や民間福祉団体等との連携強化に努めます。
- 地域づくりのための自主財源確保として赤い羽根共同募金によるテーマ型募金を始め、公益的な取組やクラウドファンディング等の新たな財源確保について研究します。

市

- 地域福祉ネットワークの中心的存在としての社会福祉協議会の活動を支援します。
- 運営費等の助成により、市社会福祉協議会の財政基盤の強化を支援します。
- 市社会福祉協議会との連携体制の強化を図ります。
- 地区社会福祉協議会の研修会等の開催を支援します。
- 地区社会福祉協議会の活動のPRに協力します。

実施目標（2） 地域での連携の促進

地域のネットワーク活動を促進するとともに、自治会単位の福祉活動が活発化するよう支援していきます。

住民
<ul style="list-style-type: none">○ 住民相互の交流を深め、地域福祉活動を他人事とは思わず、自分の事（我が事）とした意識の向上に努めます。○ 自治会の地域活動に積極的に参加し、協力します。
地域・関係機関・団体等
<ul style="list-style-type: none">○ 自治会は、住民に幅広い地域活動への参加を促していく組織運営に努めます。○ 地域の福祉関係機関・団体等は、住民の地域福祉活動を支援します。
市社会福祉協議会
<ul style="list-style-type: none">○ それぞれの役割や機能を生かした切れ目のない支援ができるよう、自治会、地区社会福祉協議、市社会福祉協議会による重層的な地域活動の仕組みづくりを検討します。○ 地域ケア会議等で市や関係機関と連携し、生活課題の解決に向けた支援を行います。
市
<ul style="list-style-type: none">○ 地域ケア会議を通し、ネットワークを構築するとともに、生活課題の解決に向け支援を行います。○ 各地域の福祉関係機関・団体等との連携を促進します。○ 福祉合同研修会の開催等を支援します。

実施目標計画

実施目標計画	事業又は取組	担当部署
(1)防府市地域福祉計画・防府市地域福祉活動計画に基づいた事業推進のための人材育成と他団体との連携強化 <28>	①市社会福祉協議会への助成及び活動支援	社会福祉課
	②市社会福祉協議会の人材育成と他団体との連携強化	市社会福祉協議会
(2)自治会単位の福祉活動の支援 <29>	①自治会の福祉活動への支援	市民活動推進課 市社会福祉協議会

活動目標2 福祉情報の発信

現状と課題

これまで、市民に対して分かりやすく情報を発信するため、広報紙やホームページ、各種パンフレットに加え、コミュニティFMの活用などの新たな情報手段を用いてきましたが、複雑化・多様化する福祉制度等に関する情報を、より分かりやすく地域住民へ提供できる体制を整えていく必要があります。

課題の解決に向けた方針

実施目標（1） 情報提供の充実

福祉への理解と関心を持ってもらうため、広報紙やホームページ等を活用し、福祉サービスや制度に関する情報等を分かりやすく情報発信します。

住民
<ul style="list-style-type: none">○ 自分が受けたい福祉サービスの内容をよく理解し、選択するよう努めます。○ 必要が生じた場合は、その目的の範囲内で個人情報の提供を承諾します。
地域・関係機関・団体等
<ul style="list-style-type: none">○ NPOやボランティア団体等は、様々な立場で活動している市民、団体等からの情報を発信します。○ 地域の関係機関や団体等は、相互に連携を図るとともに共有できる情報を発信します。
市社会福祉協議会
<ul style="list-style-type: none">○ 各事業に関するパンフレットを作成し、広報紙「社協だより防府」や市社会福祉協議会ホームページを活用して、幅広い世代への福祉情報の周知に努めます。○ 見やすく分かりやすいホームページの作成に努め、定期的な更新により、最新の情報を提供します。○ 報道機関（新聞社、テレビ局、ラジオ局）を活用し、幅広い福祉情報の提供や発信に努めます。○ コミュニティFM等へ出演し、最新の身近な福祉情報や福祉事業について聴く側に分かりやすく伝えていきます。○ 関係機関・団体やNPO等と連携し、各広報紙等へ福祉情報の掲載を依頼するなど、様々なところから福祉情報が得られるよう情報発信に努めます。

- 地域住民の必要とする福祉情報について、市社会福祉協議会の情報だけでなく、市や関係機関における情報も複合的に発信していくように努めます。

市

- 市広報や市ホームページ、ケーブルテレビ、コミュニティFM等による情報提供の充実を図ります。
- 市役所や公民館等の公共施設にポスターの掲示、パンフレットの設置等を行います。
- 関係機関・団体やNPO等と連携し、各広報紙等へ福祉情報の掲載を依頼するなど、様々なところから福祉情報が得られるよう情報発信に努めます。
- 視覚障害者向けの点字版広報紙や音声広報紙の発行、聴覚障害者のための手話通訳者の配置を行います。

実施目標計画

実施目標計画	事業又は取組	担当部署
(1)各種事業の情報提供の充実 <30>	①市広報や市ホームページ等を活用した福祉サービスや制度の情報提供	市政相談課 高齢福祉課 障害福祉課 子育て支援課 健康増進課 社会福祉課
	②「社協だより防府」や市社会福祉協議会ホームページ等を活用した福祉サービスや制度の情報提供	市社会福祉協議会

活動目標3

多様なニーズに対するサービスの提供

現状と課題

福祉サービスが契約制度へと移行する中、支援を必要とする人たちの生活課題はますます複雑化・多様化しています。そういう課題に対応していくために、これまでのように地区座談会等を開催して福祉課題やニーズを把握するとともに、利用者のニーズに対応した適切なサービスを提供できるよう、介護や生活支援の事業者、NPO等が連携して、それぞれの特性を生かした事業の展開を促進するなど、サービスの質的向上を図ることが求められています。

課題の解決に向けた方針

実施目標(1) 福祉ニーズの把握

地域での福祉関係者合同研修会や地区座談会の開催、福祉サービス提供者との情報共有等により、住民の福祉に対するニーズを把握し、課題や問題の解決に向けた意識づくりに努めます。

住民
<ul style="list-style-type: none">○ 新聞を読む、地元テレビ局のニュースを見るなど、常に情報を受け止めるよう努めます。○ 福祉活動の中で知ったお互いのプライバシーを尊重します。
地域・関係機関・団体等
<ul style="list-style-type: none">○ 地域や地域の福祉事業者や団体等は、福祉活動を通して、地域の中での福祉課題やニーズの把握に努めます。
市社会福祉協議会
<ul style="list-style-type: none">○ 地域での福祉関係者合同研修会や地区座談会等の開催を支援し、把握したニーズについて住民自身が解決していくことのできる地域の福祉力の育成に努めます。○ 民生委員・児童委員等からの情報により、住民のニーズを把握し、課題等を解決できるように支援します。○ 各地域の「小地域福祉活動計画」で取り組んでいる活動を支援することで、地域ごとの課題を探ります。○ 福祉関係機関が主催する会議等に出席し、情報共有することによりニーズや社会資源を把握します。

市

- 民生委員・児童委員や地区社会福祉協議会と連携し、住民の意見等を積極的に把握します。
- アンケートの実施等により、ニーズの把握に努めます。

実施目標（2） 連携・協働による福祉サービスの提供

福祉サービスの提供者や関係機関との連携・協働により、ニーズに即した福祉サービスの提供を促進していきます。

住民
<ul style="list-style-type: none">○ 地域の身近な困り事は、住民同士で助け合います。○ 要望・意見等があれば、地域の組織に伝えます。
地域・関係機関・団体等
<ul style="list-style-type: none">○ 地域の福祉事業者等は、地域のニーズに即した福祉サービスの提供に努めます。
市社会福祉協議会
<ul style="list-style-type: none">○ 住民主体による福祉サービスの展開を推進します。○ 地域内の団体が連携しながら交流を深め、協働できるよう支援します。○ 地域住民と福祉サービスの提供者との連携を支援します。
市
<ul style="list-style-type: none">○ 交通事業者と連携し、地域の実情に応じた公共交通サービスの検討を行います。○ 高齢者等交通弱者の移動手段として利用するバスやタクシーの運賃助成を行います。○ 各地域・地区の関係機関・団体等と連携し、適切な福祉サービスの提供を図ります。

実施目標（3） 福祉サービスの質の向上

地域住民が安心して福祉サービスを利用できるよう、それぞれの福祉サービスの内容を評価することにより、福祉サービスの質の向上等を図ります。

住民
<ul style="list-style-type: none">○ 日頃から福祉に関する制度やサービスに关心を持つよう努めます。
地域・関係機関・団体等
<ul style="list-style-type: none">○ 地域や地域の福祉事業者、団体等は、研修会等への参加や他の機関との情報交換により福祉サービスの質の向上に努めます。
市社会福祉協議会
<ul style="list-style-type: none">○ 県社会福祉協議会の実施する「福祉サービス第三者評価」等を活用し、受審事業者の拡大とともに福祉サービスの向上が図られるよう支援します。○ 制度の狭間にある潜在的な課題や、既存の福祉サービスでは対応できない課題に対して、福祉サービスの研究や開発に取り組みます。○ 福祉サービスに従事している人たちのメンタルヘルスに関して、サポートする仕組みを充実させていきます。
市
<ul style="list-style-type: none">○ 県社会福祉協議会の実施する「福祉サービス第三者評価」等を活用し、受審事業者の拡大とともに福祉サービスの向上が図られるよう支援します。○ 福祉サービス事業者等に対して自己評価を促します。○ 定期的な検証を行い、福祉サービスの向上を図ります。○ 専門職員を確保し、研修会等に積極的に参加させるなど資質の向上に努めます。

実施目標計画

実施目標計画	事業又は取組	担当部署
(1)研修会、座談会、アンケート等の実施による福祉ニーズの把握 <31>	①各研修会や座談会、計画に基づくアンケート等の実施	高齢福祉課 障害福祉課 子育て支援課 健康増進課 社会福祉課 市社会福祉協議会
(2)地域における福祉サービス提供者と関係機関の連携・協働による福祉サービスの提供 <32>	①緊急通報体制整備事業	高齢福祉課
(3)福祉サービス事業者等に対する自己評価等への取組の指導 <33>	①事業者への自己評価及び公表の指導 ②事業者への実地指導	高齢福祉課、障害福祉課、子育て支援課、社会福祉課

活動目標4 福祉関係機関等との連携

現状と課題

高齢者や障害のある人、ひとり親家庭等の中には自ら支援を求めることができない人もいるため、地域の保健・医療・福祉関係機関のほか、市民活動団体や事業者等のネットワークを一層強化し、埋もれているニーズを把握することが求められます。中でも、^{*}生活困窮者自立支援法が平成27年4月に施行され、生活困窮者への支援には、福祉の領域を超えた地域づくりと多機関の協働が重要になっており、より幅広く対応していくためにも、これまで以上に各分野の支援事業・支援機関との連携が必要となっています。

課題の解決に向けた方針

実施目標（1） 保健・医療・福祉関係機関との連携強化

各々の専門性をいかし、多様なニーズにも対応できるよう、保健・医療・福祉関係機関の更なる連携を進めます。

住民
○ 地域・関係機関・団体の連携に協力します。
地域・関係機関・団体等
○ 地域の活動団体等と保健・医療・福祉関係機関が連携し、地域の問題の解決に努めます。
市社会福祉協議会
○ 関係機関の地域ケア会議等において、高齢者、障害のある人等各分野間の情報交換と問題の共有に努めます。 ○ 必要に応じて個別のケース会議を実施するように努めます。
市
○ 関係機関・団体と緊密に連携し、情報の共有を図ります。 ○ 各種専門職の交流やネットワーク組織の育成・活動を、各種職能団体と連携を図りながら支援していきます。

実施目標（2） NPO、市民活動団体等との連携

ニーズの多様化等により、公的な福祉サービスだけでは支援ができない分野では、NPOや市民活動団体等とも連携し、支援の幅の拡大を図ります。

住民
<ul style="list-style-type: none">○ 各分野のNPO等の活動に関心を持つよう努めます。○ 食品ロスの削減等のため、フードバンク等への食料提供に努めます。
地域・関係機関・団体等
<ul style="list-style-type: none">○ 地域の活動団体同士は、活動の連携に努めます。○ 地域の活動団体は、地域の子どもたちや住民の多世代交流拠点となる子ども食堂や地域食堂等の開設について検討します。
市社会福祉協議会
<ul style="list-style-type: none">○ 市民活動支援センター等との協働により豊富な情報の提供に努めます。○ NPOや市民活動団体等と連携して社会資源の開発に取り組み、課題の解決に努めます。○ 地域の活動団体等による「子ども食堂」や「地域食堂」等の地域の交流拠点の開設に向けたアドバイスや支援を行います。また、フードバンク等と連携した食料支援体制を構築します。
市
<ul style="list-style-type: none">○ NPOや市民活動団体等と連携して課題の解決に努めます。○ 「子ども食堂」や「地域食堂」等の地域の交流拠点についての普及啓発に努めます。

実施目標（3） 就労支援団体・機関との連携

就労支援団体や関係機関との連携により、低所得者や障害のある人等が住み慣れた地域で生活ができるよう、自立に向けた支援に努めます。

住民
<ul style="list-style-type: none">○ ハローワークやホームページ、広報紙等を活用して、求職に関する情報を得るよう努めます。○ できるだけ早期に就労できるよう積極的な就職活動に努めます。
地域・関係機関・団体等
<ul style="list-style-type: none">○ 就労支援団体は、自立に向けた支援に努めます。
市社会福祉協議会
<ul style="list-style-type: none">○ 市、ハローワークと連携して貸付制度等を活用し、失業者世帯の自立に向けて支援を行います。○ 市、ハローワーク、若者サポートステーション、山口障害者職業センター等との連携を強化し、情報交換により円滑な就労支援に取り組みます。○ 市、県社会福祉協議会、ハローワークと連携し、生活困窮者自立支援事業の中で支援調整会議を実施するなど、生活困窮者の自立に向けた支援を行います。
市
<ul style="list-style-type: none">○ 市社会福祉協議会、ハローワーク、若者サポートステーション、山口障害者職業センター、障害者就労支援事業所等と連携し、就労支援に努めるとともに、各機関の活動に協力します。

実施目標（4） 住宅確保要配慮者への支援にかかる連携

住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居ができるよう配慮します。

住民
○ ハローワークやホームページ、広報紙等を活用して、住宅に関する情報を得るよう努めます。
地域・関係機関・団体等
○ 地域や地域の福祉事業者、団体等は、地域における住宅確保要配慮者の把握や活用可能な住宅情報等の提供に協力します。
市社会福祉協議会
○ 住宅確保要配慮者に速やかな支援ができるよう県や市、福祉関係機関や不動産関係業者との情報共有を図ります。
市
○ 自力では適正な水準の住宅を確保できない低所得者等に対して居住の安全確保を図るため、防府市公営住宅等長寿命化計画に基づき公営住宅、老朽化した市営住宅の計画的な建替えや改善を進め、公営住宅の質的水準の維持、向上を図ります。
○ 市営住宅の管理に当たっては、真に住宅に困窮する低所得者への市営住宅の公平・的確な供給を実施するため、高齢者や障害者等への優先入居や家賃減免、目的外使用等、地域の実情や住宅確保要配慮者の居住実態に応じた対応に努めます。
○ 住宅確保要配慮者の住居の確保を円滑に進めるため、家主に対して <u>「新たな住宅セーフティネット制度」</u> の普及啓発に努めます。 [*]

実施目標計画

実施目標計画	事業又は取組	担当部署
(1)連絡会議(ケース会議等)の実施 <34>	①各ケース会議の開催	高齢福祉課 障害福祉課 子育て支援課 健康増進課 社会福祉課 市社会福祉協議会
(2)NPO、市民活動団体等との連携による事業の実施 <35>	①「子ども食堂」や「地域食堂」等の活動支援	市社会福祉協議会
(3)就労支援団体・機関との連携による低所得者、障害のある人等への支援 <36>	①障害者への就労支援	障害福祉課
	②「福祉から就労」支援事業	子育て支援課
	③生活保護受給者等就労自立促進事業	社会福祉課
	④生活困窮者自立支援事業	市社会福祉協議会
(4)住宅確保要配慮者への市営住宅の供給における配慮や「新たな住宅セーフティネット制度」の普及啓発 <37>	①高齢者や障害者等の市営住宅入居への配慮、「新たな住宅セーフティネット制度」の啓発	建築課
	②「新たな住宅セーフティネット制度」の啓発	高齢福祉課 障害福祉課 子育て支援課 社会福祉課



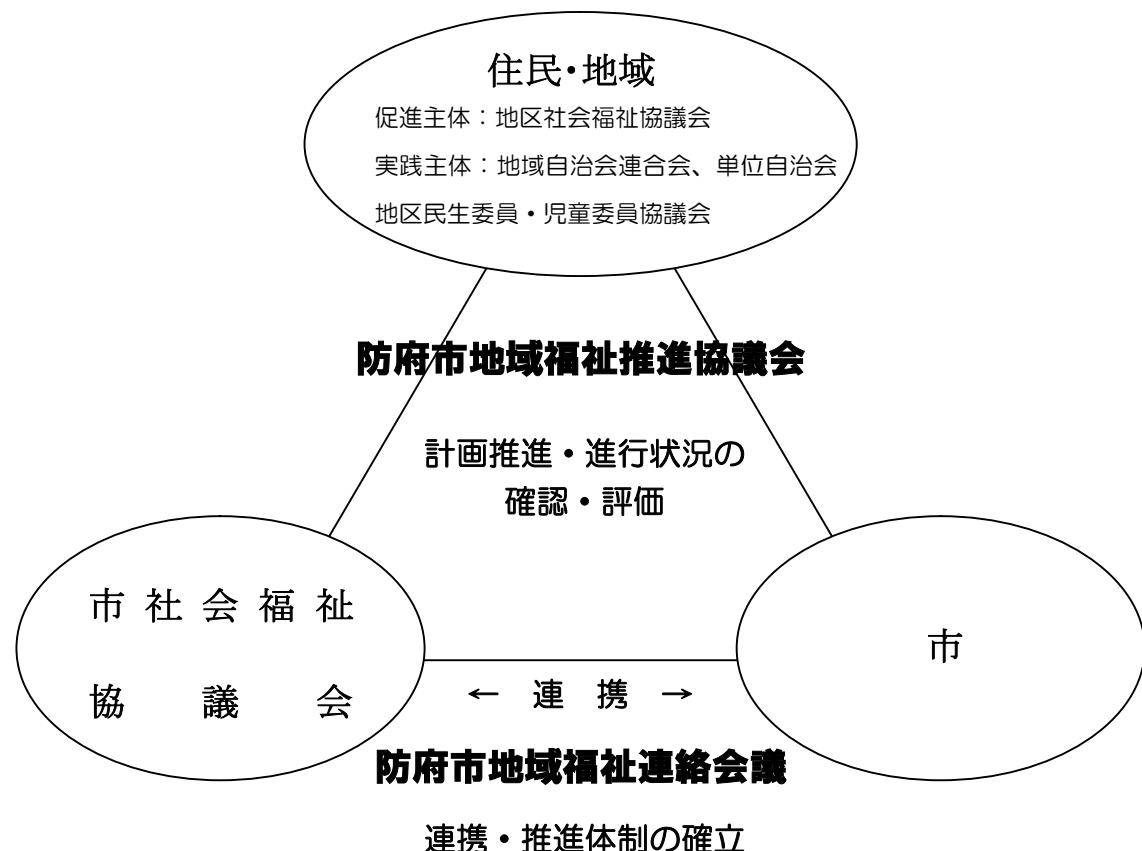
第5章

計画の推進と評価

1 計画の推進体制

本計画に基づく地域福祉の取組を効果的かつ継続的に推進していくため、平成23年度に設置した防府市地域福祉推進協議会により、住民・地域や市社会福祉協議会、市それぞれの役割が進んでいるかどうかを確認しながら、計画に掲げた取組を推進しています。

また、市においては、市社会福祉協議会と連携して防府市地域福祉連絡会議を設置し、市関係部局との連携も図りながら、地域福祉の推進を主体的に進めています。



なお、上図の市と市社会福祉協議会による組織的な推進体制のほか、各地域においては、地域の実情に合わせて地域福祉の推進組織を設置し、地域福祉の担い手である地域住民や自治会、民生委員・児童委員、福祉施設その他の事業者、NPO、ボランティア、当事者団体、関係機関等の参加を促進し、地域に根ざした地域福祉の推進に、住民・地域を挙げて、主体的に取り組むことが期待されます。

2 それぞの役割

(1) 住民の役割

地域福祉の主役は、地域で生活する地域住民一人ひとりであり、一人ひとりが福祉に対する意識や認識を高め、地域社会の構成員の一員であることの自覚を持つことが大切です。

一人ひとりが自らの地域を知り、自ら考え、地域で起こっている様々な問題を地域の中で解決していくための話し合いを行い、自らできること（自助）や手助けてできること（共助）に、自ら積極的に、また、地域を挙げて主体的に参画することが重要になります。

(2) 地域・関係機関・団体等の役割

それぞれの地域では、地域の問題を住民同士で助け合って解決していくよう、地域での住民の交流の促進を図るなど、地域住民が主体となった取組の普及・実践を図っていくことが求められており、サービス提供事業者や社会福祉法人・福祉施設、NPO、企業等においても地域と連携した福祉活動や地域貢献活動、社会貢献活動を展開することが必要となります。

特に、社会福祉法人、福祉施設、福祉に関する事業者等においては、住民や地域だけでは対応が困難な課題の解決で、自らが有する社会資源を有効に活用していくことが求められています。

(3) 市社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、社会福祉法において地域福祉推進の中核として位置付けられており、地域福祉を推進していくことを使命とし、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進することを目的とした組織です。

このため、市社会福祉協議会は、市と連携を図りながら本計画の推進役を担うとともに、本計画の基本的な考え方等を基に、それぞれの地域が取り組むこととなる地域の実情にあった具体的な活動計画の策定を支援し、その推進において住民や各種団体、市との調整役としての役割を担っていきます。

(4) 市の役割

市は、住民の福祉の増進を目指して福祉施策を総合的に推進する責務があり、その責務を果たすために、市社会福祉協議会や保健・医療・福祉関係機関、ボランティア団体等と相互に連携・協力を図るとともに、住民のニーズの把握や次代の福祉を見据えた教育・啓発活動に努めていきます。

また、計画が効果的に推進できるように福祉部局を中心に関係部局と連携し、計画に基づく事業の進行状況を確認し、庁内における意見交換や情報収集を進め、新庁舎に「総合窓口」等を設置することで、市民の課題に寄り添い、丸ごと受け止めることができる相談支援体制の構築を図るなど、計画の推進に努めていきます。

3 財政上の措置

本計画の基本目標の達成に向け、各取組を継続的に進めるため、必要な財政上の措置を講じるよう努めます。

また、国、県、県社会福祉協議会、共同募金会等の支援制度を積極的に活用します。

4 計画の評価

本計画の進行管理と実施状況の評価については、第二次計画に引き続き、防府市地域福祉推進協議会の活用を基本として進めています。

この協議会では、会議を定期的に開催し、課題の点検を始め、進行管理や調整等を行うとともに、その結果を踏まえ、防府市地域福祉連絡会議において市（関係部局）と市社会福祉協議会間で十分な検討を行った上、必要に応じて計画の見直し等を引き続き行います。

また、本計画の最終年度には、年次計画として掲げた実施目標計画の具体的な検証をこの協議会において行い、次期計画の策定を進めています。併せて、現計画の進捗状況や実施目標計画の検証結果については、ホームページへの掲載等により広く住民へ公表します。

資 料 編

1 防府市地域福祉推進協議会設置要綱

平成23年4月1日制定

(目的)

第1条 防府市における地域福祉施策の総合的かつ計画的な推進について、広く市民の意見を反映させるため、防府市地域福祉推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域福祉施策に関する基本的な計画（以下「計画」という。）の策定及び見直しに關すること。
- (2) 計画に基づく地域福祉施策の総合的な推進に關すること。
- (3) その他地域福祉施策の推進に關すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者、保健・医療・福祉団体等関係者、市民及び行政関係者のうちから市長が委任する。

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを選出する。

2 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(運営)

第5条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会の議長は、会長をもって充てる。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席又は資料等の提出を求めることができる。

(任期)

第6条 委員の任期は、3年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(連絡会議)

第7条 協議会における専門的事項等について調査研究するため、防府市地域福祉連絡会議（以下「連絡会議」という。）を置く。

2 連絡会議の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、健康福祉部社会福祉課及び防府市社会福祉協議会において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

2 防府市地域福祉推進協議会 委員名簿

No.	区分	団体名等	職名 (役職)	氏名
1	学識経験者	山口県立大学社会福祉学部	教授	草平武志
2	〃	〃	准教授	長谷川真司
3	活動実践団体	右田地区社会福祉協議会	会長	石田和雄
4	〃	防府市自治会連合会	総務	内田元夫
5	〃	防府市民生委員児童委員協議会	会長	山崎元
6	医療関係団体	一般社団法人 防府医師会	理事	松村康博
7	福祉・介護サービス 関係事業者	防府市地域包括支援センタ ー	地域包括 ケア係長	齊藤直子
8	〃	社会福祉法人 防府市社会 福祉事業団	常務理事	佐甲裕史
9	児童福祉関係団体	防府市子ども会育成連絡協 議会	事務局長	松永小夜子
10	母子保健関係団体	防府市母子保健推進協議会	会長	池永悦子
11	高齢者福祉関係団体	防府市老人クラブ連合会	福祉部長	椎木一紘
12	当事者団体	防府市障害福祉団体連合会	会長	中村信也
13	ボランティア団体	防府ボランティア連絡会	副会長	河田壽郎
14	NPO団体	特定非営利活動法人 市民 活動さぼーとねっと	職員	山野悦子
15	企業等社会貢献活動 事業者	東山口信用金庫	総務課長	湯面伸哉
16	教育関係者	防府市小学校長会	西浦小学 校長	廣森やす子
17	行政関係者	山口健康福祉センター	所長	西田秀樹
18	〃	防府公共職業安定所	総括職業 指導官	西田宏江
19	社会福祉協議会	山口県社会福祉協議会	地域福祉 班長	山本彩
20	公募委員			大下一人

【令和2年12月現在】

3 防府市地域福祉連絡会議設置要綱

平成23年4月1日制定

(設置)

第1条 防府市地域福祉推進協議会設置要綱第7条第2項の規定に基づき、防府市地域福祉連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(組織)

第2条 連絡会議の委員は、防府市職員のうち別表に掲げる職にある者及び防府市社会福祉協議会の事務局長とする。

2 連絡会議に会長を置く。

3 会長は、健康福祉部次長の職にある者をもって充てる。

(職務)

第3条 会長は、連絡会議を代表し、会務を総理する。

2 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 連絡会議の会議は、必要に応じて会長がこれを招集する。

2 会議の議長は、会長がこれを務める。

3 会長は、必要と認めるときは、関係者の出席又は資料等の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 連絡会議の庶務は、健康福祉部社会福祉課及び防府市社会福祉協議会において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか連絡会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(別 表)

総務部	行政管理課長
〃	防災危機管理課長
〃	人事課長
〃	財政課長
総合政策部	政策推進課長
〃	企画経営課長
地域交流部	市民活動推進課長
〃	文化・スポーツ課長
生活環境部	生活安全課長
〃	市政相談課長
健康福祉部	障害福祉課長
〃	高齢福祉課長
〃	子育て支援課長
〃	健康増進課長
〃	社会福祉課長
産業振興部	商工振興課長
土木都市建設部	都市計画課長
〃	建築課長
教育委員会教育部	教育総務課長
〃	学校教育課長
〃	生涯学習課長
消防本部	消防総務課長

4 地域福祉に関する法律や制度の動向

平成27年9月 「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」（「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討 PT」報告）

平成28年6月 「ニッポン一億総活躍プラン」（閣議決定）に地域共生社会の実現が盛り込まれる

平成29年2月 社会福祉法改正案（地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法の一部を改正する法律案）を国会に提出

5月 社会福祉法改正案の可決・成立

6月 改正社会福祉法の公布

12月 「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」の策定・公表及び関連通知の発出

平成30年4月 改正社会福祉法の施行

令和元年12月 「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する地域共生社会推進検討会（地域共生社会推進検討会）」最終とりまとめ

令和2年3月 社会福祉法等改正法案（地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案）を提出

6月 社会福祉法改正法案の可決・成立

※市町村における包括的な支援体制の構築に関する改正規定は令和3年4月施行予定

（概要）

（1）「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」の取組

①多機関の協働による包括的支援体制構築事業

複合的な課題を抱える者等に対する包括的な支援システムを構築するとともに、高齢者などのボランティア等を活用し、地域に必要とされる社会資源を創出する取組をモデル的に実施する。

②地域の実情に合った総合的な福祉サービスの提供

地域において、誰もが支え合う共生型社会を実現し、人口減少下における効率的で柔軟な事業運営を確保するため、まちづくりの一つのかたちとして、高齢、障害、児童等の福祉サービスを総合的に提供できる仕組みを推進する。

（2）「ニッポン一億総活躍プラン」（閣議決定）

○子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現する。このため、支えて側と受けて側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティ育成等を推進する。

(3) 社会福祉法改正案（平成29年2月）

①「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定

○地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記。

②この理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定

○地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備

○住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行なう体制

○主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

③地域福祉計画の充実

○市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける。

(4) 「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」の策定・公表及び関連通知の発出

○包括的な支援体制の整備を推進するため、本指針は、その適切かつ有効な実施をはかるため、事業内容、留意点等を示すもの。各事業については、「点」ではなく、「面」としてそれを連携させて実施していくことが必要。

(5) 「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」最終とりまとめ

①地域共生社会の理念

②福祉政策の新たなアプローチ

③市町村における包括的な支援体制の整備の在り方

④市町村における包括的支援体制の整備促進のための基盤

(6) 社会福祉法等改正案（地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案）（令和2年3月）

○市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、Ⅰ相談支援、Ⅱ参加支援、Ⅲ地域づくりに向けた支援を実施する事業を創設する。

5 計画の策定経過

月 日	項 目	主 な 内 容
令和元年 5月 21日	令和元度第1回防府市地域福祉連絡会議（以下、「連絡会議」と記載）	<ul style="list-style-type: none"> ・第三次計画の策定趣旨及び位置づけについて ・計画策定のスケジュール（案）について
6月 22日	牟礼地区座談会 (牟礼公民館)	<ul style="list-style-type: none"> ・牟礼地区社会福祉協議会 他
7月 10日	令和元度第2回連絡会議	<ul style="list-style-type: none"> ・第三次計画の体系（案）について ・市民アンケート（案）について
8月 8日	令和元度第1回防府市地域福祉推進協議会（以下、「協議会」と記載）	<ul style="list-style-type: none"> ・第三次計画の策定趣旨及び位置づけについて ・第三次計画策定のスケジュール（案）について ・市民アンケート（案）について ・第三次計画の体系イメージについて
8月 29日	勝間地区座談会 (勝間公民館)	<ul style="list-style-type: none"> ・勝間地区社会福祉協議会 他
9月 25日～ 10月 25日	アンケート実施	<ul style="list-style-type: none"> ・18歳以上の市民 2,000 人に送付（無作為抽出）
11月 22日	向島地区座談会 (向島公民館)	<ul style="list-style-type: none"> ・向島地区社会福祉協議会 他
令和2年 1月 16日	西浦地区座談会 (西浦公民館)	<ul style="list-style-type: none"> ・西浦地区社会福祉協議会 他
3月 30日	令和元度第3回連絡会議	<ul style="list-style-type: none"> ・市民アンケート結果について ・第三次計画の骨子（案）について
5月 1日	令和2度（第1回）協議会 【資料送付のみ】	<ul style="list-style-type: none"> ・市民アンケート結果について ・第三次計画体系図（案） 他
7月 6日	令和2度第1回連絡会議	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会委員からの質問回答について ・第三次計画中間素案について
7月 31日	令和2度第1回協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会委員からの質問回答について ・第三次計画中間素案について
9月 18日	令和2度第2回連絡会議	<ul style="list-style-type: none"> ・第三次計画中間素案について
10月 2日	令和2度第2回協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・第三次計画中間素案について
10月 30日	令和2度第3回連絡会議	<ul style="list-style-type: none"> ・第三次計画素案について
11月 20日	令和2度第3回協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・第三次計画素案について

6 用語解説

【あ行】

新たな住宅セーフティネット制度 高齢者、障害者、子育て世帯等の住宅の確保に配慮が必要な方（住宅確保要配慮者）が今後も増加する見込みであるが、住宅セーフティネットの根幹である公営住宅については大幅な増加が見込めない状況にある。一方で、民間の空き家・空き室は増加していることから、それらを活用して、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の供給を促進することを目的に設立された制度。

NPO (Non-Profit Organization) 営利を目的とせず、公益のために活動する民間組織。

【か行】

ガイドヘルプ 一人では外出できない視覚障害者や脳性まひなどの全身性障害者に付き添って、歩行の介助や誘導をする活動。

協働 住民・企業・行政など複数の主体が、それぞれの特性を認識し尊重し合い、資源を出し合いながら、対等な立場で、地域の課題解決など共通の目的に向け、連携・協力すること。

KJ法 カード化された多くの意見や気付きの中から関連するものをグループ化し、アイデアの展開や問題解決の糸口を探り出していくための手法。

個人情報 平成15年5月に公布された「個人情報の保護に関する法律」、いわゆる個人情報保護法では、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものと定義されている。

コミュニティ・ソーシャル・ワーカー（CSW） 地域に出向き、地域住民や専門職と協働し、地域での生活課題の発見や制度だけでは解決できない課題等への対応を行う専門職。

【さ行】

サポートマーク 内部障害・聴覚障害・発達障害・高次脳機能障害のある方、義足や人工関節を使用している方など「外見からは援助を必要としていることが分からない方」が、援助を得やすくなるよう、身に着けることで援助を必要としている事を示すマーク。

自主防災組織 地震等の災害に備え、自治会等の単位で、いざという時の連絡や役割の分担、防災訓練等、地域住民が主体となって防災活動を行う組織。

市民活動支援センター 防府市市民活動支援センターは、防府市における市民活動の促進支援及び活性化を図るために設置された施設で、ボランティア活動などの市民活動のきっかけ作りの場として、市民活動についての相談や活動団体・個人の登録、機関紙の発行や会議室の利用などの活動支援を行う。

市民後見人 弁護士や司法書士などの資格はもたないものの社会貢献への意欲や倫理観が高い一般市民の中から、成年後見に関する一定の知識・態度を身に付けた上、他人の後見等になることを希望して、家庭裁判所から選任された後見人。

社会福祉協議会 社会福祉法に基づく社会福祉法人の一つで、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、調査、普及、宣伝、連絡調整及び助成、社会福祉に関する活動への住民の参加のための支援等を行う。

住宅確保要配慮者 民間賃貸住宅に入居が制限されるなど、住宅を確保することを困難にする特別な事情を有する低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯等。

小地域福祉活動 「福祉の輪づくり運動」の中で、「小地域」（自治会）単位で行われる活動。

親族後見人 配偶者、親子、兄弟姉妹、その他親族による後見人。

生活関連事業者 新聞配達や郵便、宅配、ガスや水道、電気の検針、介護事業者等、業務の中で各家庭を訪問する機会がある事業者。

生活困窮者 現在生活保護を受給していないが、生活保護に至る可能性がある人で、自立が見込まれる人。

生活困窮者自立支援法 生活困窮者自立相談支援事業の実施、生活困窮者住居確保給付金の支給その他の生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的として制定された法。平成27年4月施行。

生活支援コーディネーター 「地域支え合い推進員」とも言い、高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす人。

成年後見制度 知的障害、認知症等により、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。具体的には、判断能力が不十分な人について契約の締結等を代わりに行う代理人などを選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合には、それを取り消すことができるようとするなどによって、これらの人を不利益から守る制度。

相談支援専門員 障害者等の相談に応じ、助言や連絡調整等の必要な支援を行うほか、サービス利用計画の作成を行う。

相談支援包括化推進員 住民の身近な圏域において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止めるとともに、複合化・複雑化した課題への確に対応するための包括的・総合的な支援体制（包括的支援体制）を構築するために、各分野ごとの相談窓口の調整及びコーディネートを行う。

【た行】

多文化共生 国籍等の異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

地域活動リーダー 地域づくり活動を自らが考え、協働による取組を実践する人。

地域共生社会 制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

地域包括ケアシステム 介護が必要になった高齢者も、住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるように、「医療・介護・介護予防・生活支援・住まい」の五つのサービスを一体的に受けられる支援体制。

地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業） 知的障害のある人、認知症高齢者など判断能力が不十分な人に対して、福祉サービスの利用や金銭管理等の援助を行うもので、都道府県社会福祉協議会が市町村社会福祉協議会と協力して実施している事業。

（「地域福祉権利擁護事業」は、平成19年4月1日から「日常生活自立支援事業」という事業名称に変更されたが、山口県内では馴染みの深い「地域福祉権利擁護事業」という名称を引き続き使用する動きが多いことから、本計画でも「地域福祉権利擁護事業」という名称を使用している。

地域連携ネットワーク 全国どの地域においても必要な成年後見制度を利用できるよう、各地域における相談窓口を整備するとともに、権利擁護支援の必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組。

中核機関 「地域連携ネットワークの中核となる機関」であり、地域連携ネットワークが地域の権利擁護（以下4つの機能）を果たすように主導する役割。また、専門職による専門的助言等の支援を確保する。【4つの機能】①広報、②相談、③制度利用促進（受任者調整（マッチング））、担い手の育成・活動の促進、④後見人支援

出前講座 市内に在住の10人以上の団体・グループに対して、市の職員が講師となり皆さんとのところへ出向き、市の取組や制度などについてお話するもので、「聞いて得するふるさと講座」として現在69のメニューがある。

【な行】

ニッポン一億総活躍プラン 女性も男性も、お年寄りも若者も、一度失敗を経験した方も、障害や難病のある方も、家庭で、職場で、地域で、あらゆる場で、誰もが活躍できる、いわば全員参加型の一億総活躍社会を実現するためのプラン。

【は行】

パブリックコメント 各種の市の計画策定において、事前に計画内容を公表して、広く住民から意見を募集し、計画への反映等により、その内容を考慮するとともに、意見に対する市の考え方などを公表する一連の手続き。

バリアフリー 障害のある人が社会生活を営む上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、段差などの物理的な障壁の除去を指していたが、現在では、障害の有無や年齢にかかわらず、人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられている。

避難行動要支援者 要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難で、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために支援を要する人。

福祉員 地域住民の中から選出され、市社会福祉協議会・地区社会福祉協議会会長から委嘱を受けて活動する小地域福祉活動の推進者で、誰もが安心して暮らすことのできる地域づくりの実現を目指して、近隣住民や自治会長、民生委員・児童委員等と協力して、地域の生活課題を解決するための活動や福祉課題を抱える住民を支援する活動などを進める。

福祉の輪づくり運動 「困ったときにお互いが助け合える組織を地域につくろう」を合言葉に、地域住民を中心に保健・医療・福祉の関係者や様々な機関・団体が力を合わせて地域の福祉問題を解決していこうというもので、福祉のネットワークを全県に整備し、地域ぐるみの支援体制づくりを進める運動。

プラットフォーム 言葉の意味では「場、基盤、舞台」を示すが、協同実践においては、地域課題の解決といった目的の達成や福祉教育を通じた地域づくりの推進などのために作り上げる関係者間の場を指す。

ふれあい・いきいきサロン 高齢者や障害者、子育て中の親子など、地域の誰もが、楽しく、気軽に参加できる地域の居場所。現在、市内 123 か所。

ヘルプマーク 義足や人工関節を使用している人、内部障害や難病の人、または妊娠初期の人など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている人々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、東京都が作成したマーク。

ボランティア 一般的には、自発的で自由な意思に基づく個人の非営利的な社会参加活動又はその活動を行う個人。奉仕活動といった意味合いがあるため、無償で行われることが多いが、近年では有償での活動も多くみられる。

【ま行】

まなぼら 市生涯学習課、市社会福祉協議会、防府市市民活動支援センターの 3 機関が協働して発行しているボランティア・協働情報紙の名称。様々なイベント情報や市民活動団体・助成金情報等を掲載し、4か月ごとに発行。

民生委員・児童委員 民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱された人で、児童福祉法に定める児童委員も兼ねており、地域住民の生活状態の把握、要援助者の自立への相談援助・助言、社会福祉事業者又は社会福祉活動者との密接な連携・活動支援、福祉事務所その他の関係行政機関の業務への協力などの職務がある。

【や行】

やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度 身体障害者用駐車場の適正な利用を推進するため、障害のある人や高齢者、妊産婦等で歩行、乗降が困難な者に県内共通の利用証を交付し、協力施設の駐車スペースを利用できるようにする制度。

友愛訪問グループ 市社会福祉協議会・地区社会福祉協議会会长から委嘱を受けて、地域社会におけるあたたかい見守りを促進することを目的に、65歳以上のひとり暮らし高齢者に対して訪問活動を実施するグループ。原則として、3人以上の成人で構成され、自治会ごとに設置。

ユニバーサルデザイン 高齢者や障害のある人を特別に対象とするのではなく、すべての人にとって使いやすいよう製品、環境、情報などをデザインするという考え方。

要配慮者 高齢者、障害者、乳幼児その他災害時に特に配慮を要する人。





住民のボランティアへの関心を高め、誰もが背伸びせず、気軽に、できる範囲のボランティア活動を一つでも体験してほしいとの思いを込め、「だれもがワンボラ」を合い言葉に、ボランティアのきっかけづくりやボランティア活動に関する支援を進めています。

「だれもがワンボラ」運動
マスコット つぼみちゃん

誰もが安心して明るく楽しく暮らしていけるまちづくり
～見守り合い 助け合い みんなでつくろう いきいき防府～

第三 次
防 府 市 地 域 福 祉 計 画
防府市地域福祉活動計画
令和3年3月

防府市 健康福祉部 社会福祉課
〒747-8501 防府市寿町7番1号
防府市役所1号館1階
電話 (0835) 25-2349
FAX (0835) 25-2549
E-mail shakai@city.hofu.yamaguchi.jp

社会福祉法人 防府市社会福祉協議会
〒747-0026 防府市緑町一丁目9番2号
防府市文化福祉会館内
電話 (0835) 22-3907
FAX (0835) 25-1388
E-mail fureai-net@hofushishakyo.jp